

# 平成17年（2005年）基準経済指数の概要

平成22年10月

総務省政策統括官（統計基準担当）付

統計基準・産業連関表・調査技術担当統計審査官室

## は し が き

各種経済指数は、景気動向の観察を始め、様々な経済分析のため各方面で広く利用されており、また近年の社会経済の急激な変化に即し、社会経済の現状と今後の変化の方向を見定める指標として、その的確な作成・公表、利用が極めて重要となっている。

そのような認識の下、平成7年3月に、当時の統計審議会経済指標部会において、平成2年基準指数についてとりまとめた「経済指数体系の整備に関する調査研究結果報告書」が作成された。

本書は、同報告書の内容の改訂版として、最新基準である平成17年基準の指数について、指数の目的、指数体系、ウェイトの計算方法、算式、利用する一次統計、接続方法等、指数の特性に関する情報を関係府省等の協力を得て、とりまとめたものである。

本書が、指数の作成機関、指数の利用者等における理解の促進等利便に供することとなれば幸いである。

平成22年10月

総務省政策統括官（統計基準担当）付

統計基準・産業連関表・調査技術担当統計審査官室

## 目 次

1	整理表（総括表）	1
2	平成17年（2005年）基準指数の概要	
(1)	景気動向指数	19
(2)	消費者物価指数	24
(3)	消費水準指数	33
(4)	家計消費指数	37
(5)	貿易指数	42
(6)	常用雇用指数、賃金指数、労働時間指数	47
(7)	農業物価指数	50
(8)	鉱工業生産指数	53
(9)	生産者出荷指数	61
(10)	生産者製品在庫指数	63
(11)	生産者製品在庫率指数	65
(12)	製造工業稼働率指数・生産能力指数	67
(13)	製造工業生産予測指数	71
(14)	鉱工業出荷内訳表、鉱工業総供給表	73
(15)	第3次産業活動指数	77
(16)	全産業活動指数	86
(17)	全産業供給指数	89
(18)	建設工事費デフレーター	92
(19)	企業物価指数	96
(20)	企業向けサービス価格指数	104
(21)	製造業部門別投入・産出物価指数	109

# 1 整理表（総括表）

指数の名称	基準年	作成機関	1 目的	2 開始時期	3 基準時及び ウェイト時	4 対象範囲	5 採用品目	6 ウェイト算定 ・算式	7 基礎統計又は 基礎資料	8 指数の公表	9 長期系列指数 の有無
景気動向 指数 (CI, DI)	(新) 平成 17 年 基 準	内閣府 経済社会 総合研究所 景気統計部	景気に敏感な指標 の動きを統合するこ とにより、景気の現 況把握及び将来予 測に資するための指 数	CI: 昭和59年8月 DI: 昭和35年8月	CI: 平成17年の1年間 DI: なし	景気に敏感な指標	先行系列:12本 一致系列:11本 遅行系列:6本	CI:個々の採用系列の変動 幅を調整して合成し、その結 果求められた変化率 DI:個々の採用系列を季節調 整したうえ、3か月前の値と比 較して増加(拡張)している系 列の占める割合(%)	最終需要財在庫率指数 等先行指数12系列、生 産指数(鉱工業)等一致 系列11系列、及び第3次 産業活動指数(対事業所 サービス業)等遅行指数 6系列	<周期> 毎月 <時期> 原則として、調査月の2 か月後の上旬に「速報」 を、中旬に「改訂」を公表 <刊行物> ○景気動向指数	
	(旧) 平成 12 年 基 準	内閣府 経済社会 総合研究所 景気統計部	景気に敏感な指標 の動きを統合するこ とにより、景気の現況 把握及び将来予測 に資するための指数	CI: 昭和59年8月 DI: 昭和35年8月	CI: 平成12年の1年間 DI: 3か月前比	景気に敏感な指標	先行系列:12本 一致系列:11本 遅行系列:6本	CI:個々の採用系列の変動幅 を調整して合成し、その結果 求められた変化率 DI:個々の採用系列を季節調 整したうえ、3か月前の値と比 較して増加(拡張)している系 列の占める割合(%)	最終需要財在庫率指数 等先行指数12系列、生 産指数(鉱工業)等一致系 列11系列、及び第3次産 業活動指数(対事業所 サービス業)等遅行指数6 系列	<周期> 毎月 <時期> 原則として、調査月の2か 月後の上旬に「速報」を、 中旬に「改訂」を公表 <刊行物> ○景気動向指数	
消費者物価 指数	(新) 平成 17 年 基 準	総務省 統計局 統計調査部 消費統計課 物価統計室	世帯の消費構造(バス ケット)を定め、こ れに要する費用が 物価の変動によって どう変化するかを指 数で表すことにより、 全国の消費者が購 入する各種の財及 びサービスの価格の 平均的な変動を時 系列で測定するもの である。	昭和21年8月	指数の基準時及びウ ェイトの参照年次は、 平成17年の1年間 である。	全国の世帯の家計の消費 支出を対象としている。 ただし、消費支出のうち、 信仰・祭祀費、他の負担 金、贈与金、仕送り金及び 寄付金は対象から除外し ている。	指数採用品目は、世 帯が購入する多数の 財及びサービス全体 の物価変動を代表で きるように、①家計消 費支出の中で重要度 が高いこと、②価格変 動の面で代表性があ ること、さらに③継続 調査が可能であること などの観点から選定 した581品目(中間年 見直し後)に持家の 帰属家賃4品目を加 えた585品目である。	<ウェイト> 家計調査の平成17年平均1 か月の1世帯当たり品目別消 費支出金額を基に、個々の品 目の消費支出金額全体に対 する割合を算出し、品目別ウ ェイトとしている。 なお、生鮮食品については、 平成16年、17年の2年間の購 入数量の平均を用いて、品目 別に年平均1ヶ月の購入数量 に対する各月の購入数量の 比率を算出し、月別ウェイトを 作成する。  <算式> ラスパイレス式	小売物価統計調査及び 家計調査(「パソコン(デ スクトップ型)」「パソコン (ノート型)」及び「デジタ ルカメラ)」については全国 家電量販店で販売された 全製品のPOS情報)	<周期> 毎月 <時期> 原則として毎月26日を含 む週の金曜日の午前8 時30分に公表している。 公表内容は、全国の前 月分と東京都区部の当 月分の中旬速報値であ る。なお、12月分公表時 には年平均指数を、3月 分公表時には年度平均 指数を、それぞれ公表し ている。	有 (昭和45年1月～) 全国及び東京都区部の 類・品目別指数につい て、接続指数及び平成 17年基準の最新月(年 平均・年度平均)までの 指数を収録している。 持家の帰属家賃除く総 合指数は昭和21年8月 から各基準の指数を平 成17年基準に接続した 接続指数を公表してい る。
	(旧) 平成 12 年 基 準	総務省 統計局 統計調査部 消費統計課 物価統計室	家計の消費構造を 一定のものに固定 し、これに要する費 用が物価の変動に よってどう変化す るかを示した金額指数	昭和21年8月	平成12年の1年間 (平成18年8月から平 成17年基準に改定予 定)	全国の世帯の家計の消費 支出を対象としている。 ただし、消費支出のうち、 信仰・祭祀費、他の負担 金、贈与金、仕送り金及び 寄付金は対象から除外し ている。	598品目	<ウェイト> 平成12年中の全世帯1か月1 世帯当たりの品目別消費支出 金額  <算式> ラスパイレス式	小売物価統計調査(「パソ コン(デスクトップ型)」「パ ソコン(ノート型)」及び「デ ジタルカメラ)」については 全国家電量販店で販売さ れた全製品のPOS情報)	<周期、時期> 毎月、26日を含む週の金 曜日に全国の前月分と 東京都区部の当月分の 中旬速報値を公表 <刊行物> ○消費者物価指数 (速報・月報) ○消費者物価指数年報	全国及び東京都区部の 総合指数は昭和45年1月 から、持家の帰属家賃除 く総合指数は昭和21年8 月から各基準の指数を平 成12年基準に接続した接 続指数を公表している。 他の系列については、 「消費者物価指数の解 説」参照

指数の名称	基準年	作成機関	1 目的	2 開始時期	3 基準時及び ウェイト時	4 対象範囲	5 採用品目	6 ウェイト算定 ・算式	7 基礎統計又は 基礎資料	8 指数の公表	9 長期系列指数 の有無
消費水準 指数	(新) 平成 17年 基準	総務省 統計局 統計調査部 消費統計課	消費支出から、世帯 人員、世帯主の年 齢分布、1か月の日 数及び物価水準の 変動の影響を取り除 いた結果を指数化 することにより、家計 消費の面から世帯 の生活水準をよりの 確に把握することを 目的とする金額指 数。 世帯主の年齢分布 の変動は調整せ ず、世帯人員、1か 月の日数及び物価 水準の変動の影響 のみを取り除いた系 列も作成している。	平成20年1月分 から作成を開始 し、同時に昭和 56年1月分まで 遡及計算した。	平成17年(平成23年 度中に22年基準に改 定予定)	地域:全国 世帯:二人以上の世帯 なお、世帯主の年齢分布 を調整していない系列は、 二人以上の世帯のうち勤 労者世帯についても作 成。	13費目	<算式>(1)家計調査の月別 の世帯人員及び世帯主の年 齢階級ごとの1世帯当たり平 均支出金額を、基準年の世帯 分布により加重平均する。 (2)平均月間日数(365÷12) の支出額に調整する。 (3)同じ基準年の消費者物価 指数により実質化を行い、調 整実質金額を得る。 (4)基準年の各月調整実質金 額を12か月単純平均し、基準 時実質調整金額を得る。 (5)基準時実質調整金額で比 較月の実質調整金額を除す ることにより、消費水準指数を 算出する。	家計調査、 消費者物価指数	<周期> 毎月 <時期> 調査月の翌月末 <刊行物> 刊行物への収録はない が、HPにおいて公開。	昭和56年1月分以降
	(旧) 平成 12年 基準	総務省 統計局 統計調査部 消費統計課	月々の消費支出金 額を一定の世帯人 員及び日数の金額 に調整した上で指数 化し、実質的な家計 消費の動向をみる金 額指数	昭和9～11年を 基準とした戦前 基準消費水準、 昭和26年を基準 とした戦後基準 消費水準に始ま る。 昭和50年基準改 定を機に、総務 省が作成すること となった。 内閣府における 作成時の名称は 「都市全世帯消 費水準指数」で ある。	平成12年(平成18年7 月から平成17年の1年 間に改定予定)	地域:全国 世帯:二人以上の世帯(農 林漁家世帯を除く)	12費目	<算式>(1)家計調査の月別 消費支出金額を、世帯人員4 人、月間日数30.4日(365日÷ 12ヶ月)の支出額に調整する。 (2)基準年の各月調整支出金 額の12ヶ月単純平均(基準時 調整支出金額)を求めておき、 これで比較月の調整支出金額 を除して調整支出金額指数を 算出する。 (3)調整支出金額指数を同じ 基準時の消費者物価指数で 除して実質化し、消費水準指 数を算出する。なお、年平均 値指数は、月々の指数の単純 平均ではなく、月別調整支出 金額の12か月平均値を基準 時調整支出金額で除して年平 均調整支出金額指数を算出 し、これを年平均消費者物価 指数で除して実質化する方式 によっている。	家計調査、 消費者物価指数	<周期> 毎月 <時期> 勤労者世帯:調査月の翌 月末 全世帯:調査月の翌々月 の5日前後 <刊行物> ○家計調査報告(速報・ 月報) ○家計調査年報	全国:昭和38年1月まで、 人口5万以上の市:全世 帯 昭和22年7月まで、 人口5万以上の市:勤労 者世帯 昭和26年1月ま で、 それぞれ遡及が可能であ る。

指数の名称	基準年	作成機関	1 目的	2 開始時期	3 基準時及び ウェイト時	4 対象範囲	5 採用品目	6 ウェイト算定 ・算式	7 基礎統計又は 基礎資料	8 指数の公表	9 長期系列指数 の有無
家計消費 指数 (新規)	平成 17 年基 準	総務省 統計局 統計調査部 消費統計課	家計調査結果のうち 毎月の購入頻度が 少なく結果が安定し にくい高額消費部分 を家計消費状況調 査の結果で補完し た結果を指数化す ることにより、家計消 費の動向をより安定 的に把握することを 目的とする金額指 数。	平成15年3月分 から作成を開始 し、同時に14年1 月分まで遡及計 算した。	平成17年(平成23年 度中に22年基準に改 定予定)	地域:全国 世帯:総世帯(二人以上の 世帯及び単身世帯)	12費目	<算式>(1)家計調査の品目 のうち家計消費状況調査と対 応する品目について、両調査 の結果を一定の比率により加 重平均した合成金額を作成 する。 (2)合成金額と、合成しない品 目については家計調査の品 目別支出金額を積上げるこ とにより、上位項目の支出金額 を作成する。 (3)こうして計算した支出金額 のうち、消費支出及び10大費 目別支出について、基準年を 100として指数化することによ り、家計消費指数(名目)を算 出する。 (4)得られた指数(名目)を対 応する消費者物価指数で除 することにより、家計消費指数 (実質)を作成する。	家計調査、 家計消費状況調査、 消費者物価指数	<周期> 毎月 <時期> 調査月の翌々月中旬 <刊行物> 刊行物への収録はない が、HPにおいて公開。	平成14年1月分以降
貿易指数	(新) 平成 17 年基 準	財務省関税 局調査課	貿易動向を把握す るための指数	昭和23年以降経 済企画庁が作 成、昭和30年以 降大蔵省が作成	年分指数の基準時 は、平成17年1月～ 12月の各月の実績の 通算 月分指数の基準時 は、平成17年1月～12 月の累計値を12で除 したもの	日本から輸出された全ての の貨物及び日本に輸入さ れた全ての貨物	輸出:約3,000品目 輸入:約2,000品目	<算式> フィッシャー式	貿易統計を原データとす る。 輸出はFOB価格 輸入はCIF価格	<周期> 毎月 <時期> 翌月の下旬頃速報値を 公表 <刊行物> 外国貿易概況	有
	(旧) 平成 12 年基 準	財務省 関税局 調査保税課	貿易動向を把握す るための指数	昭和23年以降経 済企画庁が作 成、昭和30年以 降大蔵省が作成	年分指数の基準時 は、平成12年1月～12 月の各月の実績の通 算 月分指数の基準時 は、平成12年1月～12 月の累計値を12で除 したもの	日本から輸出された全ての の貨物及び日本に輸入さ れた全ての貨物	輸出:約3,000品目 輸入:約2,000品目	<算式> フィッシャー式	貿易統計を原データとす る。 輸出はFOB価格 輸入はCIF価格	<周期> 毎月 <時期> 翌月の下旬頃速報値を 公表 <刊行物> 外国貿易概況	有

指数の名称	基準年	作成機関	1 目的	2 開始時期	3 基準時及び ウェイト時	4 対象範囲	5 採用品目	6 ウェイト算定 ・算式	7 基礎統計又は 基礎資料	8 指数の公表	9 長期系列指数 の有無
常用雇用 指数	(新) 平成 17 年基 準	厚生労働省 大臣官房 統計情報部 雇用統計課	雇用の状況の推移 を明らかにする指数	昭和27年から算 定されている。	平成17年の1年間	鉱業、採石業、砂利採取 業、建設業、製造業、電 気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵 便業、卸売業、小売業、金 融業、保険業、不動産業、 物品賃貸業、学術研究、 専門・技術サービス業、宿 泊業、飲食サービス業、生 活関連サービス業、娯楽 業(その他の生活関連 サービス業のうち家事サー ビス業を除く)、教育、学習 支援業、医療、福祉、複合 サービス事業、サービス業 (他に分類されないもの) (外国公務を除く)	月末常用労働者数	<算式>  各月の指数＝  毎月の実数値 ————— x100 基準数値	毎月勤労統計調査	<周期、時期> 毎月、翌月末に速報、 翌々月中旬に確報を公 表 <刊行物> ○毎月勤労統計調査月 報 ○毎月勤労統計調査年 報	有
	(旧) 平成 12 年基 準	厚生労働省 大臣官房 統計情報部 雇用統計課	雇用の状況の推移 を明らかにする指数	昭和27年から算 定されている。	平成12年の1年間	鉱業、建設業、製造業、電 気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、卸 売・小売業、金融・保険業、 不動産業、飲食店、宿泊 業、医療、福祉、教育、学 習支援業、複合サービス事 業、サービス業(他に分類 されないもの)(その他の生 活関連サービス業のうち家 事サービス業及び外国公 務を除く。)	月末常用労働者数	<算式>  各月の指数＝  毎月の実数値 ————— x100 基準数値	毎月勤労統計調査	<周期、時期> 毎月、翌月末に速報、 翌々月中旬に確報を公 表 <刊行物> ○毎月勤労統計調査月 報 ○毎月勤労統計調査年 報	有



指数の名称	基準年	作成機関	1 目的	2 開始時期	3 基準時及び ウェイト時	4 対象範囲	5 採用品目	6 ウェイト算定 ・算式	7 基礎統計又は 基礎資料	8 指数の公表	9 長期系列指数 の有無
賃金指数	(新) 平成 17年 基準	厚生労働省 大臣官房 統計情報部 雇用統計課	賃金の変動状況を 明らかにする指数	昭和27年から算 定されている。	平成17年の1年間	鉱業、採石業、砂利採取 業、建設業、製造業、電 気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵 便業、卸売業、小売業、金 融業、保険業、不動産業、 物品賃貸業、学術研究、 専門・技術サービス業、宿 泊業、飲食サービス業、生 活関連サービス業、娯楽 業(その他の生活関連サ ービス業のうち家事サー ビス業を除く)、教育、学習 支援業、医療、福祉、複合 サービス事業、サービス業 (他に分類されないもの) (外国公務を除く)	月間現金給与総額  月間きまって支給す る給与  月間所定内給与	<算式>  各月の指数=  毎月の実数値  ————— x100 基準数値  なお、現金給与総額指数及 びきまって支給する給与指数 を消費者物価指数(持家の帰 属家賃を除く全国総合)で除 して100倍することにより、実 質化した実質賃金指数も作成 している。	毎月勤労統計調査	<周期、時期> 毎月、翌月末に速報、 翌々月中旬に確報を公 表 <刊行物> ○毎月勤労統計調査月 報 ○毎月勤労統計調査年 報	有
	(旧) 平成 12年 基準	厚生労働省 大臣官房 統計情報部 雇用統計課	賃金の変動状況を 明らかにする指数	昭和27年から算 定されている。	平成12年の1年間	鉱業、採石業、砂利採取 業、建設業、製造業、電 気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便 業、卸売業、小売業、金融 業、保険業、不動産業、物 品賃貸業、学術研究、専 門・技術サービス業、宿泊 業、飲食サービス業、生活 関連サービス業、娯楽業 (その他の生活関連サー ビス業のうち家事サー ビス業を除く)、教育、学習 支援業、医療、福祉、複合サ ービス事業、サービス業(他 に分類されないもの)(外国 公務を除く)	月間現金給与総額  月間きまって支給する 給与  月間所定内給与	<算式>  各月の指数=  毎月の実数値  ————— x100 基準数値  なお、現金給与総額指数及び きまって支給する給与指数を 消費者物価指数(持家の帰 属家賃を除く全国総合)で除 して100倍することにより、実 質化した実質賃金指数も作成 している。	毎月勤労統計調査	<周期、時期> 毎月、翌月末に速報、 翌々月中旬に確報を公 表 <刊行物> ○毎月勤労統計調査月 報 ○毎月勤労統計調査年 報	有

指数の名称	基準年	作成機関	1 目的	2 開始時期	3 基準時及び ウェイト時	4 対象範囲	5 採用品目	6 ウェイト算定 ・算式	7 基礎統計又は 基礎資料	8 指数の公表	9 長期系列指数 の有無
労働時間 指数	(新) 平成 17 年基 準	厚生労働省 大臣官房 統計情報部 雇用統計課	労働時間の変動状 況を明らかにする指 数	昭和27年から算 定されている。	平成17年の1年間	鉱業、採石業、砂利採取 業、建設業、製造業、電 気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵 便業、卸売業、小売業、金 融業、保険業、不動産業、 物品賃貸業、学術研究、 専門・技術サービス業、宿 泊業、飲食サービス業、生 活関連サービス業、娯楽 業(その他の生活関連 サービス業のうち家事サー ビス業を除く)、教育、学習 支援業、医療、福祉、複合 サービス事業、サービス業 (他に分類されないもの) (外国公務を除く)	月間総実労働時間 月間所定内労働時間 月間所定外労働時間	<算式> 各月の指数= 毎月の実数値 ————— x100 基準数値	毎月勤労統計調査	<周期, 時期> 毎月、翌月末に速報、 翌々月中旬に確報を公 表 <刊行物> ○毎月勤労統計調査月 報 ○毎月勤労統計調査年 報	有
	(旧) 平成 12 年基 準	厚生労働省 大臣官房 統計情報部 雇用統計課	労働時間の変動状 況を明らかにする指 数	昭和27年から算 定されている。	平成12年の1年間	鉱業、採石業、砂利採取 業、建設業、製造業、電 気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便 業、卸売業、小売業、金融 業、保険業、不動産業、物 品賃貸業、学術研究、専 門・技術サービス業、宿泊 業、飲食サービス業、生活 関連サービス業、娯楽業 (その他の生活関連サービ ス業のうち家事サービス業 を除く)、教育、学習支援 業、医療、福祉、複合サー ビス事業、サービス業(他 に分類されないもの)(外国 公務を除く)	月間総実労働時間 月間所定内労働時間 月間所定外労働時間	<算式> 各月の指数= 毎月の実数値 ————— x100 基準数値	毎月勤労統計調査	<周期, 時期> 毎月、翌月末に速報、 翌々月中旬に確報を公 表 <刊行物> ○毎月勤労統計調査月 報 ○毎月勤労統計調査年 報	有

指数の名称	基準年	作成機関	1 目的	2 開始時期	3 基準時及び ウェイト時	4 対象範囲	5 採用品目	6 ウェイト算定 ・算式	7 基礎統計又は 基礎資料	8 指数の公表	9 長期系列指数 の有無
農業物価 指数	(新)平成 17年基準	農林水産 省大臣官房 統計部経営・ 構造統計課	農業における投 入・産出の物価変動 を測定する指数。	昭和26年4月	平成17年の1年間	農産物出荷団体、農業生 産資材を販売する小売店 等	農産物:120品目 農業生産資材:136品 目	<ウェイト> 平成17年農業経営統計調査 「経営形態別経営統計」結果 の全国販売農家1戸当たりの 農産物品目別販売金額及び 生産資材品目別購入金額 <算式> ラスパイレス式	農業物価統計調査	<周期> 毎月、毎年 <時期> 翌月末、翌々年にそれ ぞれ速報、報告書を公 表 <刊行物> 農業物価統計	有
	(旧)平成 12年基準	農林水産省 大臣官房統 計部経営・構 造統計課	農業における投 入・産出の物価変動 を測定する指数。	昭和26年4月	平成12年の1年間	農産物出荷団体、農業生 産資材を販売する小売店 等	農産物:123品目 農業生産資材:151品 目	<ウェイト> 全国販売農家1戸当たりの農 産物品目別販売価額及び生 産資材品目別購入価額 <算式> ラスパイレス式	農業物価統計調査	<周期> 毎月、毎年 <時期> 翌月末、翌年度にそれ ぞれ速報、報告書を公表 <刊行物> 農業物価統計	有
鉱工業 生産指数	(新)平成 17年基準	経済産業省 経済産業政 策局 調査統計部 経済解析室	鉱工業の生産水準 の推移や出荷・在庫 の関連等を整合的 にみる数量指数	昭和25年 (昭和21年基準)	平成17年の1年間	鉱業及び製造工業	496品目	<ウェイト> ①付加価値額ウェイト: 付加価値額 ②生産額ウェイト: 生産額  <算式> ラスパイレス式	生産動態統計、工業統 計、本邦鉱業のさう勢調 査、需給統計調査、等	<周期> 月次 <時期> 翌月末に速報、 翌々月中旬に確報 の公表 <刊行物> ○生産・出荷・ 在庫指数速報 ○生産・出荷・ 在庫指数確報 ○経済産業統計 ○鉱工業指数年報等	平成17年基準指数では 昭和53年1月まで遡って 接続指数を計算し、「鉱 工業指数総覧」及びイン ターネットにより公表して いる。
	(旧)平成 12年基準	経済産業省 経済産業政 策局 調査統計部 経済解析室	鉱工業の生産水準 の推移や出荷・在庫 の関連等を整合的 にみる数量指数	昭和25年 (昭和21年基準)	平成12年の1年間	鉱業及び製造工業	521品目	<ウェイト> ①付加価値額ウェイト: 付加価値額 ②生産額ウェイト: 生産額  <算式> ラスパイレス式	生産動態統計、工業統 計、本邦鉱業のさう勢調 査、需給統計調査、等	<周期> 月次 <時期> 翌月末に速報、 翌々月中旬に確報 の公表 <刊行物> ○生産・出荷・ 在庫指数速報 ○生産・出荷・ 在庫指数確報 ○経済産業統計 ○鉱工業指数年報等	平成12年基準指数では 昭和53年、まで遡って接 続指数を計算し、「鉱工 業指数総覧」及びイン ターネットにより公表して いる。

指数の名称	基準年	作成機関	1 目的	2 開始時期	3 基準時及び ウェイト時	4 対象範囲	5 採用品目	6 ウェイト算定 ・算式	7 基礎統計又は 基礎資料	8 指数の公表	9 長期系列指数 の有無
生産者出荷 指数	(新)平成 17年基準	経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 経済解析室	鉱工業の生産活動 によって産出された 製品の出荷動向を 総合的に表すこと により、鉱工業に 対する需給動向を 観察する数量 指数	昭和32年 (昭和28年基準)	平成17年の1年間	鉱業及び製造工業	496品目	<ウェイト> 出荷額  <算式> ラスパイレス式	生産動態統計、工業統計調査、生産動態統計調査、本邦鉱業すう勢調査、需給流通統計調査等	<周期・時期> 月次(鉱工業生産指数と 同時に、調査月の翌月 末に速報、翌々月中旬 に確報)  <刊行物> ○生産・出荷・ 在庫指数速報 ○生産・出荷・ 在庫指数確報 ○経済産業統計 ○鉱工業指数年報等	平成17年基準指数では 昭和53年1月まで遡って 接続指数を計算し、「鉱 工業指数総覧」及びイン ターネットにより公表して いる。
	(旧)平成 12年基準	経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 経済解析室	鉱工業の生産活動 によって産出された 製品の出荷動向を 総合的に表すこと により、鉱工業に 対する需給動向を 観察する数量 指数	昭和32年 (昭和28年基準)	平成12年の1年間	鉱業及び製造工業	521品目	<ウェイト> 出荷額  <算式> ラスパイレス式	生産動態統計、工業統計調査、生産動態統計調査、本邦鉱業すう勢調査、需給流通統計調査等	<周期・時期> 月次(鉱工業生産指数と 同時に、調査月の翌月末 に速報、翌々月中旬に確 報)  <刊行物> ○生産・出荷・ 在庫指数速報 ○生産・出荷・ 在庫指数確報 ○経済産業統計 ○鉱工業指数年報等	平成12年基準指数では 昭和53年、まで遡って 接続指数を計算し、「鉱 工業指数総覧」及びイン ターネットにより公表して いる。
生産者製品 在庫指数	(新)平成 17年基準	経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 経済解析室	鉱工業の生産活動 によって産出された 製品が出荷されず に生産者の段階に 残っている在庫の動 きを示す数量 指数	昭和28年 (昭和25年基準)	平成17年の1年間	鉱業及び製造工業	358品目	<ウェイト> 在庫額  <算式> ラスパイレス式	生産動態統計、工業統計調査、生産動態統計調査、本邦鉱業すう勢調査、需給流通統計調査等	<周期・時期> 月次(鉱工業生産指数と 同時に、調査月の翌月 末に速報、翌々月中旬 に確報)  <刊行物> ○生産・出荷・ 在庫指数速報 ○生産・出荷・ 在庫指数確報 ○経済産業統計 ○鉱工業指数年報等	平成17年基準指数では 昭和53年まで遡って 接続指数を計算し、「鉱 工業指数総覧」及びイン ターネットにより公表して いる。
	(旧)平成 12年基準	経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 経済解析室	鉱工業の生産活動 によって産出された 製品が出荷されず に生産者の段階に 残っている在庫の動 きを示す数量 指数	昭和28年 (昭和25年基準)	平成12年の1年間	鉱業及び製造工業	375品目	<ウェイト> 在庫額  <算式> ラスパイレス式	生産動態統計、工業統計調査、生産動態統計調査、本邦鉱業すう勢調査、需給流通統計調査等	<周期・時期> 月次(鉱工業生産指数と 同時に、調査月の翌月末 に速報、翌々月中旬に確 報)  <刊行物> ○生産・出荷・ 在庫指数速報 ○生産・出荷・ 在庫指数確報 ○経済産業統計 ○鉱工業指数年報等	平成12年基準指数では 昭和53年、まで遡って 接続指数を計算し、「鉱 工業指数総覧」及びイン ターネットにより公表して いる。

指数の名称	基準年	作成機関	1 目的	2 開始時期	3 基準時及び ウェイト時	4 対象範囲	5 採用品目	6 ウェイト算定 ・算式	7 基礎統計又は 基礎資料	8 指数の公表	9 長期系列指数 の有無
生産者製品 在庫率指数	(新)平成 17年基準	経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 経済解析室	鉱工業の生産活動 によって産出された 製品の需給状況が 逼迫してきている か、あるいはゆるん できているかをみる 率指数	昭和28年 (昭和25年基準)	平成17年の1年間	鉱業及び製造工業	342品目	<ウェイト> 在庫額  <算式> ラスパイレス式	生産動態統計、工業統計調査、生産動態統計調査、本邦鉱業すう勢調査、需給流通統計調査等	<周期・時期> 月次(鉱工業生産指数と 同時に、調査月の翌月 末に速報、翌々月中旬 に確報)  <刊行物> ○生産・出荷・ 在庫指数速報 ○生産・出荷・ 在庫指数確報 ○経済産業統計 ○鉱工業指数年報等	平成17年基準指数では 昭和53年まで遡ぼって 接続指数を計算し、「鉱 工業指数総覧」及びイン ターネットにより公表して いる。
	(旧)平成 12年基準	経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 経済解析室	鉱工業の生産活動 によって産出された 製品の需給状況が 逼迫してきているか、 あるいはゆるんでき ているかをみる率指 数	昭和25年 (昭和9-13年基 準)	平成12年の1年間	鉱業及び製造工業	349品目	品目ごとに在庫数量と出荷数 量の比を計算し、在庫額ウェ イトにより総合する <算式> ラスパイレス式	生産動態統計、工業統計調査、生産動態統計調査、本邦鉱業すう勢調査、需給流通統計調査等	<周期・時期> 月次(鉱工業生産指数と 同時に、調査月の翌月末 に速報、翌々月中旬に確 報)  <刊行物> ○生産・出荷・ 在庫指数速報 ○生産・出荷・ 在庫指数確報 ○経済産業統計 ○鉱工業指数年報等	平成12年基準指数では 昭和53年まで遡ぼって接 続指数を計算し、「鉱工 業指数総覧」及びイン ターネットにより公表して いる。
製造工業稼働率指数・ 生産能力 指数	(新)平成 17年基準	経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 経済解析室	製造工業の生産設 備の稼働状況及び 生産能力を示す指 数	昭和28年 (昭和25年基準)	平成17年の1年間	製造工業	163品目	<ウェイト> 稼働率指数は付加価値額、 生産能力指数は品目別能力 付加価値評価額(品目別単 位当たり付加価値額×生産 能力量) <算式> ラスパイレス式	生産動態統計調査	<周期、時期> 月次(翌々月中旬の鉱 工業生産指数の確報と 同時に公表)  <刊行物> ○生産・出荷・在庫指数 確報	平成17年基準指数では 昭和53年まで遡ぼって 接続指数を計算し、「鉱 工業指数総覧」及びイン ターネットにより公表して いる。
	(旧)平成 12年基準	経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 経済解析室	製造工業の生産設 備の稼働状況及び 生産能力を示す指 数	昭和28年 (昭和25年基準)	平成12年の1年間	製造工業	175品目	<ウェイト> 稼働率指数は付加価値額、生 産能力指数は品目別能力付 加価値評価額(品目別単位 当たり付加価値額×生産能 力量) <算式> ラスパイレス式	生産動態統計調査	<周期、時期> 毎月、翌々月の中旬の確 報時に同時に公表 <刊行物> ○生産・出荷・在庫指数 確報	平成12年基準指数では 昭和53年まで遡ぼって接 続指数を計算し、「鉱工 業指数総覧」及びイン ターネットにより公表して いる。

指数の名称	基準年	作成機関	1 目的	2 開始時期	3 基準時及び ウェイト時	4 対象範囲	5 採用品目	6 ウェイト算定 ・算式	7 基礎統計又は 基礎資料	8 指数の公表	9 長期系列指数 の有無
製造工業生産予測指数	(新)平成17年基準	経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 経済解析室	鉱工業生産指数の 先行き2ヶ月につい て予測するための数 量指数	昭和46年 (昭和44年基準)	平成17年の1年間	製造工業	195品目	<ウェイト> 付加価値額  <算式> ラスパイレス式	製造工業生産予測 調査	<周期・時期> 月次(翌月末の鉱工業 生産指数の速報と同時 に公表) <刊行物> ○生産・出荷・在庫指数 速報	平成17年基準では、平 成15年1月まで遡及して インターネットにより公表 している。
	(旧)平成12年基準	経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 経済解析室	鉱工業生産指数の 先行き2ヶ月につい て予測するための数 量指数	昭和46年 (昭和44年基準)	平成12年の1年間	製造工業	181品目	<ウェイト> 付加価値額  <算式> ラスパイレス式	製造工業生産予測 調査	<周期・時期> 月次(翌月末の鉱工業生 産指数の速報と同時に 公表) <刊行物> ○生産・出荷・在庫指数 速報	平成12年基準では、平成 10年1月まで遡及してイン ターネットにより公表して いる。
鉱工業 出荷内訳表	(新)平成17年基準	経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 経済解析室	鉱工業製品の出荷 が内需、外需のいず れの要因によるもの かを定量的に把握 するため	昭和38年 (昭和40年基 準)	平成17年の1年間	鉱業及び製造工業	496品目	<ウェイト> 出荷額 輸出金額  <算式> ラスパイレス式	生産動態統計、工業統計 調査、生産動態統計 調査、本邦鉱業すう勢調 査、需給流通統計調査、 貿易統計等	<周期、時期> 月次、翌々月の上旬に 公表	平成17年基準指数では 昭和53年1～3月期まで 遡って、四半期ベースで 接続指数を計算し、イン ターネットにより公表して いる。
	(旧)平成12年基準	経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 経済解析室	鉱工業製品の出荷 が内需、外需のいず れの要因によるもの かを定量的に把握 するため	昭和38年 (昭和40年基 準)	平成12年の1年間	鉱業及び製造工業	521品目	<ウェイト> 出荷額 輸出金額  <算式> ラスパイレス式	生産動態統計、工業統計 調査、生産動態統計調 査、本邦鉱業すう勢調 査、需給流通統計調査、 貿易統計等	<周期、時期> 月次、翌々月の上旬に公 表	平成12年基準指数では 昭和53年1～3月期まで 遡って、四半期ベースで 接続指数を計算し、イン ターネットにより公表して いる。

指数の名称	基準年	作成機関	1 目的	2 開始時期	3 基準時及び ウェイト時	4 対象範囲	5 採用品目	6 ウェイト算定 ・算式	7 基礎統計又は 基礎資料	8 指数の公表	9 長期系列指数 の有無
鉱工業総 供給表	(新) 平成 17 年 基準	経済産業省 経済産業政 策局 調査統計部 経済解析室	鉱工業製品の総供給が国産品と輸入品のいずれによって賅われたかを把握するため	昭和58年 (昭和60年基準)	平成17年の1年間	鉱業及び製造工業	496品目	<ウェイト> 出荷額 輸入金額  <算式> ラスパイレス式	生産動態統計、工業統計調査、生産動態統計調査、本邦鉱業すう勢調査、需給流通統計調査、貿易統計等	<周期、時期> 月次、翌々月の上旬に公表	平成17年基準指数では昭和53年1～3月期まで遡って、四半期ベースで接続指数を計算し、インターネットにより公表している。
	(旧) 平成 12 年 基準	経済産業省 経済産業政 策局 調査統計部 経済解析室	鉱工業製品の出荷が内需、外需のいずれの要因によるものかを定量的に把握するため	昭和38年 (昭和40年基準)	平成12年の1年間	鉱業及び製造工業	521品目	<ウェイト> 出荷額 輸入金額  <算式> ラスパイレス式	生産動態統計、工業統計調査、生産動態統計調査、本邦鉱業すう勢調査、需給流通統計調査、貿易統計等	<周期、時期> 月次、翌々月の上旬に公表	平成12年基準指数では昭和53年1～3月期まで遡って、四半期ベースで接続指数を計算し、インターネットにより公表している。
第3次産業 活動指数	(新) 平成 17 年 基準	経済産業省 経済産業政 策局 調査統計部 経済解析室	第3次産業に属する業種の生産活動の「活況度」を総合的に捉える数量指数	昭和53年 (昭和50年基準)	平成17年の1年間	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業、学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、学術研究、専門技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、その他サービス業(公務等を除く)、公務	167品目	<ウェイト> 付加価値額  <算式> ラスパイレス式	特定サービス産業動態統計調査、商業販売統計等	<周期・時期> 月次、翌々月中旬に公表 <刊行物> ○第3次産業活動指数	平成17年基準指数では昭和63年1月まで遡って接続指数を計算し、インターネットにより公表している。
	(旧) 平成 12 年 基準	経済産業省 経済産業政 策局 調査統計部 経済解析室	第3次産業に属する業種の生産活動の「活況度」を総合的に捉える数量指数	昭和53年 (昭和50年基準)	平成12年の1年間	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療・福祉、学習支援業、複合サービス事業、サービス業、公務	165品目	<ウェイト> 付加価値額  <算式> ラスパイレス式	特定サービス産業動態統計調査、商業販売統計等	<周期・時期> 月次、翌々月中旬に公表 <刊行物> ○第3次産業活動指数	接続指数は昭和63年1月まで遡及して作成している。

指数の名称	基準年	作成機関	1 目的	2 開始時期	3 基準時及び ウェイト時	4 対象範囲	5 採用品目	6 ウェイト算定 ・算式	7 基礎統計又は 基礎資料	8 指数の公表	9 長期系列指数 の有無
全産業 活動指数	(新)平成 17年基準	経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 経済解析室	全産業の生産活動 状況を供給側からと らえた数量指数	昭和53年 (昭和50年基準)	平成17年の1年間	農林水産業、建設業、鉱 工業、第3次産業、公務等	9系列	<ウェイト> 付加価値額  <算式> ラスパイレス式	鉱工業生産指数、第3次 産業活動指数、建設総 合統計	<周期・時期> 月次、翌々月中旬に公 表 <刊行物> ○全産業活動指数・全 産業供給指数	平成17年基準指数では 昭和63年1月まで遡って 接続指数を計算し、イン ターネットにより公表して いる。
	(旧)平成 12年基準	経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 経済解析室	全産業の生産活動 状況を供給側からと らえた数量指数	昭和53年 (昭和50年基準)	平成12年の1年間	農林水産業、建設業、鉱工 業、第3次産業、公務等	9系列	<ウェイト> 付加価値額  <算式> ラスパイレス式	鉱工業生産指数、第3次 産業活動指数、建設総合 統計	<周期・時期> 月次、翌々月中旬に公 表 <刊行物> ○全産業活動指数・全産 業供給指数	平成12年基準指数では 昭和63年1月まで遡って 接続指数を計算し、イン ターネットにより公表して いる。
全産業 供給指数	(新)平成 17年基準	経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 経済解析室	消費、投資、輸出入 を供給側からとらえ た数量指数	平成17年 (平成12年基準)	平成17年の1年間	建設業、鉱工業、第3次産 業、公務等	668品目	<ウェイト> 付加価値額  <算式> ラスパイレス式	鉱工業出荷内訳表、鉱 工業総供給表、第3次産 業活動指数、建設総合 統計	<周期・時期> 月次、翌々月中旬に公 表 <刊行物> ○全産業活動指数・全 産業供給指数	平成17年基準指数では 昭和63年1月まで遡って 接続指数を計算し、イン ターネットにより公表して いる。
	(旧)平成 12年基準	経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 経済解析室	消費、投資、輸出入 を供給側からとらえ た数量指数	平成17年 (平成12年基準)	平成12年の1年間	建設業、鉱工業、第3次産 業、公務等	666品目	<ウェイト> 付加価値額  <算式> ラスパイレス式	鉱工業出荷内訳表、鉱工 業総供給表、第3次産業 活動指数、建設総合統計	<周期・時期> 月次、翌々月中旬に公 表 <刊行物> ○全産業活動指数・全産 業供給指数	平成12年基準指数では 昭和63年1月まで遡って 接続指数を計算し、イン ターネットにより公表して いる。



指数の名称	基準年	作成機関	1 目的	2 開始時期	3 基準時及び ウェイト時	4 対象範囲	5 採用品目	6 ウェイト算定 ・算式	7 基礎統計又は 基礎資料	8 指数の公表	9 長期系列指数 の有無
建設工事費 デフレーター	(新) 平成 17 年 基 準	国土交通省 総合政策局 情報・安全調 査課建設統 計室	名目の工事費を実 質値に置き換えるた めの指数	昭和35年度(所 管事業について は昭和26年度 から)	平成17年度	国内の建設工事全般	59系列 (参考系列:15系列)	<ウェイト> 建設部門分析用産業連関表 による資材費及び労務費の ウェイト  <算式> ラスパイレス型 (総合デフレーターはパーシェ 型(インプリシット方式)による)	「平成17年建設部門分析 用産業連関表」、「平成 17年度公共事業工事費 内訳調査」、「公団関係 等工事費内訳調査」、 「土木工事費内訳調 査」、「建設投資推計」	<周期、時期> 2か月前のデータを毎月 公表。  <刊行物> 建設統計月報	平成17年度基準指数に 換算替えした過去の時 系列は、原則として、 各々のデフレーターの開 始時まで遡及する。
	(旧) 平成 12 年 基 準	国土交通省 総合政策局 情報管理部 建設調査統 計課	名目の工事費・事業 費を実質値に置き換 えるための指数	昭和35年度(所 管事業について は昭和26年度か ら。)	平成12年度	工事費デフレーター:国内 の建設工事全般 事業費デフレーター:国土 交通省(旧建設省)所管土 木事業	工事費デフレーター: 63系列 (参考系列:15系列) 事業費デフレーター: 22系列	<ウェイト> 工事費デフレーター:建設部 門分析用産業連関表による資 材費及び労務費のウェイト 事業費デフレーター:建設業 務統計による工事費と用地・ 補償費のウェイト 用地・補償費デフレーター:用 地費及び補償費実績調査に よる項目別ウェイト <算式> ラスパイレス型 (総合デフレーターはパーシェ 型(インプリシット方式)による)	「平成12年建設部門分析 用産業連関表」、「平成12 年度公共事業工事費内 訳調査」、「公団関係等 工事費内訳調査」、「土木工 事費内訳調査」、「建設投 資推計」、「建設業務統 計」及び「用地費及び補 償費実績調査」	<周期、時期> 3か月前のデータを毎月 公表。  <刊行物> 建設統計月報	平成12年度基準指数に 換算替えした過去の時系 列は、原則として、各々の デフレーターの開始時ま で遡及する。
企業物価指 数	(新) 平成 17 年 基 準	日本銀行 調査統計局 物価統計課	企業間で取引される 財価格の捕捉を通 じて、財の需給動向 を把握し、景気動向 については金融政策 を判断するための材 料を提供すること	明治30年 (明治20年1月 基準)	平成17年の1年間	企業間で取引される財(電 力、ガス、工業用水などを 含む)	国内企業物価:857品 目 輸出物価:213品目 輸入物価:268品目	<ウェイト> ①国内企業物価指数: 国内生産品の国内向け出荷 額 ②輸出物価指数及び輸入物 価指数: 輸出額及び輸入額  <算式> 固定基準ラスパイレス指数算 式	①国内企業物価指数: 工業統計表、貿易統計、 官庁及び業界統計、価 格調査票による価格調査 ②輸出物価指数、輸入 物価指数: 貿易統計、価格調査票 による価格調査	<周期、時期> 月間指数:速報は翌月、 確報は翌々月に公表 <刊行物> 物価指数季報	接続指数は、「類別」以 上ないしはそれに準ずる 上位の指数系列につい て、1960年1月まで遡及 して作成 戦前基準指数(基準時 1934~36年=1)は、 1900年10月まで遡及し て作成
	(旧) 平成 12 年 基 準	日本銀行 調査統計局 物価統計担 当	商品の需給動向を 敏感に反映する取 引価格の動向を調 査し、マクロ経済分 析のための重要な材 料の一つを提供する こと	明治30年 (明治20年1月基 準)	平成12年の1年間	企業間で取引される全ての 物的商品(サービスを除く) の価格	国内企業物価:910品 目 輸出物価:222品目 輸入物価:293品目 (参考指数を含む ベース)	<ウェイト> ①国内企業物価指数: 国内出荷額 ②輸出物価指数及び輸入物 価指数: 輸出額及び輸入額  <算式> ラスパイレス式	①国内企業物価指数: 工業統計表、価格調査票 による価格調査 ②輸出物価指数、輸入物 価指数: 日本貿易月表、価格調査 票による価格調査	<周期、時期> 月間指数:速報は翌月、 確報は翌々月に公表 年及び年度の平均指数: 速報は翌年1月及び4 月、確報は翌年2月及び 5月に公表 <刊行物> 物価指数月報	接続指数は、「類別」以 上ないしはそれに準ずる上 位の指数系列について 月次指数を昭和35年1月 まで遡及して作成 戦前基準指数(基準時昭 和9~11年=1)は、月次 指数を明治33年10月まで 遡及して作成

指数の名称	基準年	作成機関	1 目的	2 開始時期	3 基準時及び ウェイト時	4 対象範囲	5 採用品目	6 ウェイト算定 ・算式	7 基礎統計又は 基礎資料	8 指数の公表	9 長期系列指数 の有無
企業向け サービス価 格指数	(新)平成 17 年基 準	日本銀行 調査統計局 物価統計課	企業間で取引される サービス価格の捕 捉を通じて、サー ビスの需給動向を把 握し、景気動向ひい ては金融政策を判 断するための材料を 提供すること	平成3年(昭和 60年基準)	平成17年の1年間	企業間で取引される企業 向けサービス	137品目	(ウェイト) サービスの企業間取引額  (算式) 固定基準ラスパイレス指数算 式	産業連関表のサービスの 企業間取引額(中間需要 部門+国内総固定資本 形成+家計外消費支 出)、官庁及び業界統 計、価格調査票による価 格調査	(周期、時期) 月間指数:速報は翌月、 確報は翌々月に公表 (刊行物) 物価指数季報	接続指数は、基本分類 指数を対象に、2005年 基準の系列と同一の サービス対象範囲に該 当する全系列について、 1985年1月まで遡及して 作成
	(旧)平成 12 年基 準	日本銀行 調査統計局 物価統計担 当	サービスの需給動向 を敏感に反映する取 引価格の動向を調 査し、マクロ経済分 析のための重要な材 料の一つを提供する こと	平成3年(昭和60 年基準)	平成12年の1年間	企業間で取引される企業 向けサービスの価格	110品目	(ウェイト) 取引額  (算式) ラスパイレス式	産業連関表のサービスの 中間取引額(内生部門 計)、官庁及び業界統 計、価格調査票による価 格調査	(周期、時期) 月間指数:速報は翌月、 確報は翌々月に公表 年及び年度の平均指数: 速報は翌年1月及び4 月、確報は翌年2月及び 5月に公表 (刊行物) 物価指数月報	接続指数は、「類別」以上 の指数系列について月 次指数を昭和60年1月ま で遡及して作成
製造業部門 別投入・産 出物価指数	(新)平成 17 年基 準	日本銀行 調査統計局 物価統計課	製造業の生産活動 に焦点をあて、生産 のために投入される 財・サービスの価格 を投入物価指数、生 産される財の価格を 産出物価指数として 別々に集約した物 価指数	昭和38年(昭和 35年基準)	平成17年の1年間	製造業が投入する財・ サービス、産出する財	投入物価指数:1,317 品目 産出物価指数:1,283 品目	(ウェイト) ①投入物価指数:購入者価 格ベースの中間投入額 ②産出物価指数:生産者価 格ベースの国内生産額  (算式) 固定基準ラスパイレス指数算 式	企業物価指数、企業向け サービス価格指数の品目 指数を転用して作成	(周期、時期) 月間指数:速報は翌月、 確報は翌々月に公表 (刊行物) 物価指数季報	接続指数は、「製造業総 合部門」については1975 年1月まで、「大部門」に ついては1980年1月ま で遡及して作成。
	(旧)平成 12 年基 準	日本銀行 調査統計局 物価統計担 当	製造業の生産活動 に焦点をあて、生産 のために投入される 財の価格を投入物 価指数、生産される 財の価格を産出物 価指数として別々に 集約した物価指数	昭和38年(昭和 35年基準)	平成12年の1年間	製造業における物的投入 物・産出物の価格	投入物価指数:1,240 品目 産出物価指数:1,253 品目	(ウェイト) 投入額、生産額  (算式) ラスパイレス式	企業物価指数の品目指 数を転用して作成	(周期、時期) 月間指数:速報は翌月、 確報は翌々月に公表 年及び年度の平均指数: 速報は翌年1月及び4 月、確報は翌年2月及び 5月に公表 (刊行物) 物価指数月報	接続指数は、「大部門」以 上の指数系列について 1990年1月まで遡及して 作成。1990年1月～1994 年12月の接続指数につ いては、作成方法を変更 した1995年基準以降と同 様の方法で作成した「新 1990年基準指数」を使用 することにより作成。

## 2 平成 17 年（2005 年）基準指数の概要

指数の 名称	景気動向指数 (C I、D I)	作成機関	内閣府経済社会総合研究所景気統計部 ☎ 03-3581-9098
-----------	---------------------	------	-------------------------------------

1 目的	<p>景気動向指数は、生産、雇用など様々な経済活動での重要かつ景気に敏感な指標の動きを総合することによって、景気の現状把握及び将来予測に資するために作成された総合的な景気指標である。景気動向指数として、コンポジット・インデックス（C I）とディフュージョン・インデックス（D I）の2つのインデックスが公表されている。両インデックスとも、景気に対して先行して動く先行指数、ほぼ一致して動く一致指数、遅れて動く遅行指数の3本から構成されている。</p> <p>C Iは、主として、景気変動の大きさやテンポ（量感）を観察するため、採用指数の変化率を合成することによって作成された指数である。</p> <p>C Iは、一般に、一致指数が上昇している時が景気の拡張局面、低下している時が景気の後退局面であり、一致指数の山・谷の近傍に景気の花・谷が存在するとみることができる。さらに、C Iの趨勢的な動きを見ることによって、その時々花景気変動花量感を観察することができる。</p> <p>D Iは、景気花現局面を判断し、さらに転換点を予測するため、与えられた月間隔をおいて増加を示す指標数花全採用指標数に占める割合を百分比で表したものである。その利用に際しては、次の点に注目する必要がある。</p> <p>一致指数が50%ラインを下から上に切る時点花近傍に景気花谷、また、50%ラインを上から下に切る時点花近傍に景気花山があることが経験的に知られている。</p> <p>また、先行指数は景気変動に先行し、遅行指数は景気変動に遅行するので、前者は景気花予測に、後者は山・谷花事後確認に利用される。ただし、景気動向指数は景気変動花大きさを示すものではないことに注意しなければならない。</p> <p>景気動向指数を作成するための基礎資料として、系列別花変化方向を示した変化方向表が掲載されているが、この表から景気花浸透度合を読み取ることができる。</p>
2 沿革	C Iは昭和59年8月から、D Iは昭和35年8月から、毎月公表されている。
3 指数 体系	景気動向指数は、①先行指数（景気に対して先行して動く）、②一致指数（景気に対してほぼ一致して動く）、③遅行指数（景気に対して遅れて動く）から成っている。
4 基準 時及び ウェイト 花算定 年次	<p>C I：平成17年平均=100として指数化</p> <p>D I：なし※</p> <p>※9 算式(2) D I参照のこと。</p>

5 対象 範囲	生産、雇用など様々な経済活動
6 分類	総合指数のみ
7 採用 品目	<p>先行指数 12、一致指数 11、遅行指数 6</p> <p>① 先行指数 最終需要財在庫率指数(逆サイクル)、鉱工業生産財在庫率指数(逆サイクル)、新規求人数(除学卒)、実質機械受注(船舶・電力を除く民需)、新設住宅着工床面積、耐久消費財出荷指数(前年同月比)、消費者態度指数、日経商品指数(42種)(前年同月比)、長短金利差、東証株価指数(前年同月比)、投資環境指数(製造業)、中小企業売上げ見通し D.I.</p> <p>② 一致指数 生産指数(鉱工業)、鉱工業生産財出荷指数、大口電力使用量、稼働率指数(製造業)、所定外労働時間指数(製造業)、投資財出荷指数(除輸送機械)、商業販売額(小売業)(前年同月比)、商業販売額(卸売業)(前年同月比)、営業利益(全産業)、中小企業売上高(製造業)、有効求人倍率(除学卒)</p> <p>③ 遅行指数 第3次産業活動指数(対事業所サービス業)、常用雇用指数(製造業)(前年同月比)、実質法人企業設備投資(全産業)、家計消費支出(全国勤労者世帯)(前年同月比)、法人税収入、完全失業率(逆サイクル)</p>
8 ウェイト 算定	(1) C I ① 個別系列 $y_i(t)$ の対称変化率 $r_i(t)$ を計算する。なお添え字の $i$ は各系列の番号を表す。
9 算式	$r_i(t) = 200 * \frac{y_i(t) - y_i(t-1)}{y_i(t) + y_i(t-1)}$ <p>なお、構成指標が 0 または負の値をとる場合、または内容が比率になっている場合には差をとる。</p> $r_i(t) = y_i(t) - y_i(t-1)$ <p>ただし、景気動向と逆に動く(景気よくなると値が小さくなる)逆サイクルの系列については、上記の通り <math>r_i(t)</math> を求めた上で符号を入れかえる。</p> <p>そして、閾値(しきい値)として、ある定数 <math>k</math> を与えたうえで、以下の式により外れ値を刈り込む。</p>

$$\varphi(r_i(t)) = \begin{cases} -k * (Q3_i - Q1_i) & (r_i(t) < -k * (Q3_i - Q1_i) \text{ のとき}) \\ r_i(t) & (-k * (Q3_i - Q1_i) \leq r_i(t) \leq k * (Q3_i - Q1_i) \text{ のとき}) \\ k * (Q3_i - Q1_i) & (r_i(t) > k * (Q3_i - Q1_i) \text{ のとき}) \end{cases}$$

$Q1_i$  : 四分位範囲における第 1 分位、 $Q3_i$  : 四分位範囲における第 3 分位である。

k : 閾値

- ② 個別系列のトレンド（合成平均変化率、 $\mu_i(t)$ ）を、以下のように、後方 60 ヶ月移動平均値を用いて計算する。

$$\mu_i(t) = \frac{\sum_{\tau=t-59}^t \varphi(r_i(\tau))}{60}$$

次に四分位範囲基準化変化率（ $Z_i(t)$ ）を以下の式により計算する。

$$Z_i(t) = \frac{\varphi(r_i(t)) - \mu_i(t)}{Q3_i - Q1_i}$$

- ③ トrend（合成平均変化率、 $\overline{\mu(t)}$ ）と四分位範囲基準化変化率の平均値（合成四分位範囲基準化変化率、 $\overline{Z(t)}$ ）を足し合わせて、合成変化率（ $V(t)$ ）を計算するが、その際には、合成四分位範囲基準化変化率には、四分位範囲の系列間の平均値（合成四分位範囲、 $\overline{Q3-Q1}$ ）を掛け合わせ、トレンドとサイクルの程度が一致するようにする。

$$\overline{\mu(t)} = \frac{1}{n} \sum_i^n \mu_i(t)$$

$$\overline{Z(t)} = \frac{1}{n} \sum_i^n Z_i(t)$$

$$\overline{Q3-Q1} = \frac{1}{n} \sum_i^n (Q3_i - Q1_i)$$

$$V(t) = \overline{\mu(t)} + \overline{Q3-Q1} * \overline{Z(t)}$$

ここで、n は系列数を表す。

- ④ 従来の C I の作成方法と同様に、合成変化率を累積して昭和 54 年 12 月を基準年次、100 とする指数を作成する。

$$I(t) = I(t-1) \frac{(200 + V(t))}{(200 - V(t))}$$

そして、平成 17 年を基準年 100 とするため、平成 17 年の  $I(t)$  の平均で割ることで C I を算出する。

$$CI = \frac{I(t)}{I} \times 100 \quad (\text{但し } I \text{ は基準年 (平成 17 年) } I(t) \text{ の平均})$$

(2)D I

当指数は採用系列の各月の値を3か月前比と比較して、増加した時には+（逆サイクルの系列は-）、保合いの時には0を、減少した時には-（逆サイクルの系列は+）をつけ、先行、一致、遅行の各系列群ごとに採用系列に占める拡張系列数（+の数）の百分比%を求める。

$$D I = \text{拡張系列数} / \text{採用系列数} \times 100$$

（注）保合い（0）の場合は、0.5として算入する。

10 季節調整	個別系列の季節調整方法は、統計発表機関が季節調節調整値を公表している場合には、それを尊重し、その他の場合には、X-12-ARIMA 又は X-11 で季節調整を行っている。
11 調査価格又は一次統計	指数計算に用いられている統計は、「7 採用品目」を参照。
12 指数の公表	原則として、調査月の2か月後の上旬に「速報」を、中旬に「改訂」を公表する。公表データはホームページに掲載している他、「景気動向指数」の貸出も行われている。
13 接続指数	C I は、作成時点で遡及済みである。そのため、接続指数は存在しない。 D I は、基準年がないため、作成していない。
14 平成17年基準への移行時期	C I : 平成20年2月分改訂時 D I : なし
15 次期基準改訂年次	C I : 平成25年 D I : なし

16 利用  
上の注  
意点等

特になし。



指数の 名 称	消費者物価指数	作成機関	総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室 ☎ 03-5273-1175
------------	---------	------	---

1 目的	<p>消費者物価指数は、世帯の消費構造（バスケット）を定め、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数で表すことにより、全国の消費者が購入する各種の財及びサービスの価格の平均的な変動を時系列で測定するものである。したがって、世帯が購入する財とサービスの種類、品質又は購入数量の変化に伴う世帯の生計費の変化を測定するものではない。</p>
2 沿革	<p>消費者物価指数(CPI-Consumer Price Index)の計算は、昭和21年8月に開始された。</p> <p>当時の指数は、戦後の混乱期の物価上昇を早急に測定するため、昭和21年8月～22年3月の8か月間の変動的な期間を基準時とし、日常の生活用品が統制価格とヤミ価格の二重の価格体系が併存する状態であったことから、消費者価格調査（現行家計調査の前身）から得られる実効価格（統制価格とヤミ価格を購入数量により加重平均した価格）とウェイトを用い、フィッシャーの理想算式によって作成された。その後、消費者価格調査の資料も整ってきたので、昭和24年8月に第1回の改定が行われ、基準時を昭和23年1月～12月の1年間に、また、算式もラスパイレズ式に改められ、昭和21年8月までさかのぼって改定された。次いで、昭和25年ごろになると、経済状態も落ち着いてきたので、昭和25年6月から新たに小売物価統計調査が開始され、昭和27年9月には指数の基準時が昭和26年の1年間に改められるとともに、従前の実効価格を小売物価統計調査から得られる小売価格に変更した。その後は、消費構造の変化を考慮して、昭和30年以降、5年ごとに基準時が改定されてきた。</p> <p>指数の地域区分は、当初は全都市平均及び東京都区部の2地域のみであったが、昭和26年基準からは、この2地域のほかに小売物価統計調査及び家計調査を行っている他の27標本都市も合わせて、29地域となった。その後昭和37年7月に小売物価統計調査及び家計調査が全国に拡大されたのに伴い、昭和40年基準の改定においては、全国平均、都市階級、地方、県庁所在市及び北九州市の合計68地域に拡大した。昭和50年基準の改定以降は、昭和47年に復帰した沖縄県の調査市町村の指数を作成し全国平均に含めるとともに、川崎市等を追加して72地域となっている。</p> <p>指数の分類体系は、作成開始以来5大費目による分類であったが、昭和56年1月よりウェイトの資料となる家計調査の収支項目分類が改正されたことに伴い、昭和55年基準の改定からは、10大費目による分類に改められた。</p> <p>総合指数については、昭和45年基準改定から「持家の帰属家賃」指数の算定を開始し、「持家の帰属家賃を含む総合」を参考系列として作成してきたが、昭和60年基準改定に際し、これを総合指数とした。</p>

3 指数  
体系

(1) 基本分類指数

基本分類指数は、全体の物価の動きを平均した「総合」と、その内訳を消費の目的により費別に分類した指数であり、全国及び東京都区部については、10大費目からこれを細分化した品目別価格指数まで作成している。また、都市階級、地方・大都市圏、東京都区部を除く都道府県庁所在市、川崎市及び北九州市の70地域は、10大費目及びこれを細分化した中分類指数を作成している。

なお、基本分類の別掲項目として、「生鮮食品を除く総合」、「持家の帰属家賃を除く総合」、「持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合」、「食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合」などの指数も作成している。

(2) 財・サービス分類指数

財・サービス分類指数は、品目を財であるかサービスであるかによって分類し、更にこれを細分化した指数であり、全国及び東京都区部について作成している。

(3) 世帯属性別指数

世帯の収入や世帯主の年齢などによって世帯の消費構造が異なることから、物価変動の影響は世帯の属性により異なることが考えられる。このような世帯の属性別の物価変動を分析するため、世帯属性別指数を作成している。指数作成に使用するウエイトは、家計調査の平成17年平均全国の結果における当該属性を持つ世帯の品目別支出金額を用いて、基本分類指数のウエイトと同様の方法で作成している。

なお、品目別価格指数は、基本分類指数における全国平均品目別価格指数を用いている。作成系列は次のとおりである。

- ① 勤労者世帯年間収入五分位階級別及び標準世帯指数……月別及び年平均
- ② 世帯主の年齢階級別指数……年平均
- ③ 世帯主の職業別指数……年平均
- ④ 住居の所有関係別指数……年平均

(4) 品目特性別指数

品目特性別指数には、基礎的・選択的支出項目別指数及び品目の年間購入頻度階級別指数がある。

基礎的・選択的支出項目別指数は、家計調査の品目別支出弾力性結果に基づいて、基礎的支出項目とみられる品目と、選択的支出項目とみられる品目とに区分し、「二人以上の世帯」及び「二人以上の世帯のうち勤労者世帯」の年間収入五分位階級別に物価指数を計算したものである。また、品目の年間購入頻度階級別指数は、家計調査の100世帯当たり年間購入頻度結果に基づいて品目を各階級に区分し、物価指数を計算したものである。ウエイトの作成及び品目別価格指数については、世帯属性別指数と同様である。

作成系列は次のとおりである。

- ① 基礎的・選択的支出項目別指数……月別及び年平均
- ② 品目の購入頻度階級別指数……月別及び年平均

	<p>(5) 参考指数</p> <p>家計の消費構造の変化をより迅速に指数に反映させるため、ラスパイレス連鎖基準方式による指数及び中間年バスケット方式による指数を作成している。</p> <p>ラスパイレス連鎖基準指数は、当年についてその前年を基準とする指数を算出し、これら隣接する2時点間の指数を順次掛け合わせた指数である。月別指数、年平均指数共にウェイトを年に一度更新し、連鎖は年平均で行う方法で作成している。年初しばらくの間は、前年のウェイトが完成していないため、前々年のウェイトを用いた暫定値を作成・公表している。その後、家計調査結果（前年平均）の公表を受け、前年のウェイトを用いた確定値を作成し、1月まで遡及改定した指数を公表している。月別指数は、生鮮食品を除く系列について作成し、年平均指数では生鮮食品を含む系列についても作成している。</p> <p>中間年バスケット指数は、基準年と比較年の中間年に当たる年の消費構造を用いた指数である。</p> <p>また、消費者物価指数はウェイトに家計調査の二人以上世帯の結果を用いているが、単身世帯の増加に対応するため、二人以上の世帯と単身世帯を合わせた「総世帯」の指数を作成している。</p> <p>作成系列は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ラスパイレス連鎖基準指数……月別及び年平均（全国・東京都区部）</li> <li>② 中間年バスケット指数……年平均（全国・東京都区部）</li> <li>③ 総世帯指数…年平均（全国）</li> </ol>
4 基準時及びウェイト時の算定年次	<p>指数の基準時及びウェイトの参照年次は、平成17年の1年間である。</p>
5 対象範囲	<p>消費者物価指数は、世帯の消費生活に及ぼす物価の変動を測定するものであるから、家計の消費支出を対象としている（ただし、消費支出のうち、信仰・祭祀費、他の負担金、贈与金、仕送り金及び寄付金は対象から除外している。）。したがって、非消費支出（所得税や社会保険料など）及び実支出以外の支出（貯金、有価証券の購入などの貯蓄、土地・住宅などの財産購入など）は指数の対象に含まれていない。なお、持家の住宅費用については、「帰属家賃方式」により指数に組み入れている。</p>
6 分類	<p>分類については、「3 指数体系」の(1)、(2)参照。</p>

7 採用 品目	<p>指数計算に採用する品目は、世帯が購入する財及びサービス全体の物価変動を代表できるように、家計支出の中で重要度が高いこと、価格変動の面で代表性があること、さらに、継続調査が可能であること等の観点から選定した 580 品目に、持家の帰属家賃 4 品目を加えた 584 品目である。中間年見直しにより「テレビ(ブラウン管)」を「テレビ(薄型)」に、「オーディオ記録媒体」を「録画用 DVD」に整理統合、「ビール風アルコール飲料」、「電気洗濯機(洗濯乾燥機)」、「家庭用ゲーム機(携帯型)」の 3 品目を追加したため、平成 20 年 1 月分結果より 585 品目となっている。</p>
8 ウェイト 算定	<p>指数計算に用いるウェイトの作成方法は、次のとおりである。</p> <p>(1) ウェイトの資料</p> <p>ウェイトは、家計調査によって得られた、二人以上の世帯の平成 17 年平均 1 か月間の 1 世帯当たり品目別消費支出金額を用いて作成した。ただし、生鮮食品(生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物)の品目別ウェイトは、平成 17 年の品目別支出金額のほか、平成 16 年及び 17 年の月別購入数量を用いて作成した。</p> <p>(2) ウェイトに採用する家計調査品目の範囲</p> <p>消費者物価指数は家計の消費生活に及ぼす物価の変動を測定するものであるから、ウェイトに採用する家計調査の品目の範囲は消費支出に限定されている。したがって、直接税や社会保険料などの非消費支出、預貯金、保険掛金、有価証券購入などの貯蓄及び財産となる住宅や土地の購入などの実支出以外の支出はウェイトに含まれていない。</p> <p>また、消費支出のうち、信仰・祭祀費(宗教団体への寄付、御経料、さい銭など)、寄付金、贈与金、他の負担費(町内費、消防費、街灯費など)及び仕送り金は、一般に市場が存在しないこと、支払う費用と受ける対価の関係が明確でないこと、あるいは他の世帯等への所得移転であることなどの理由から、ウェイトの算定から除外している。</p> <p>なお、持家の住宅費用については、帰属家賃方式により指数に組み入れている。帰属家賃ウェイトの作成方法については、(6)に示すとおりである。</p> <p>(3) 指数品目と家計調査品目との対応</p> <p>指数品目と家計調査品目とが 1 対 1 で対応する場合は、原則としてそのまま対応させている。これ以外の場合は、以下の方法による。</p> <p>① 一つの家計調査品目が複数の指数品目に対応する場合は、家計調査品目の支出金額を分割して複数の指数品目に配分している。</p> <p>② 複数の家計調査品目が一つの指数品目に対応する場合は、家計調査品目の支出金額を合計して一つの指数品目に対応させている。</p> <p>③ 家計調査品目のうち「他の〇〇」と称する品目については、これに含まれる指数品目がある場合には、該当する品目のそれぞれに配分し、これ以外については、指数の該当する類の中の各品目に比例配分している。</p>

④ 「こづかい」及び「つきあい費」については、平成16年全国消費実態調査の「個人消費支出」の結果を用いて、指数の該当する類及び品目のそれぞれに配分している。

(4) 層の大きさによる調整

指数品目に対応された品目別1か月1世帯当たり支出金額に、各市町村の抽出された層の大きさ（二人以上の世帯数）に見合う調整係数を乗じ、最終的なウェイトを作成している。

(5) 生鮮食品の月別ウェイト

生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）の類ウェイトは、前述の方法によって作成したウェイトを年間を通し固定して用いるが、これらの類に含まれる品目のウェイトは、月々の相対割合を変える月別ウェイトを用いた。月別ウェイトは、平成17年の品目別支出金額に、16年及び17年の月別購入数量を用いて作成した。このようにして求めた品目別ウェイトの合計と、先に求めた類ウェイトとは一致しないので、類ウェイトに合うよう品目別ウェイトを比例的に調整している。

(6) 持家の帰属家賃ウェイト

住宅購入は財産の購入であるので、消費者物価指数の対象に含まれない。しかし、自己が所有する住居に居住した場合、家賃の支払いはないものの、所有する住居から受けるサービスを自分自身で生産し、消費していると考えることができる。このサービス額を一般市場価値で評価し、家計の消費支出として計上するのが「持家の帰属家賃」の概念であり、これをウェイトに組み込んだものが持家の帰属家賃ウェイトである。

持家の帰属家賃ウェイトは、平成16年全国消費実態調査において推計された「持家の帰属家賃」を基に、次のように算出している。

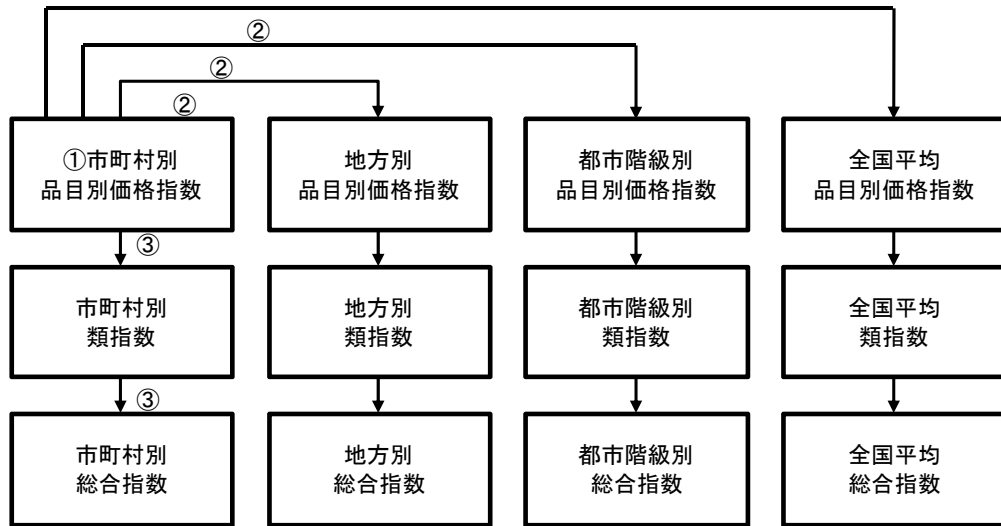
- ① 「持ち家の帰属家賃」のうち、家計調査と重複する「家賃・地代」（持家世帯については大半が地代と思われる）及び「設備修繕・維持」の金額を控除する。
- ② 平成16年全国消費実態調査と同時期の家計調査の消費支出金額の水準差を調整する。
- ③ 平成17年基準ウェイトとするため、16年から17年にかけての「持家の帰属家賃」指数の変化率を用いて調整する。
- ④ 上記までに算出された持家の帰属家賃は、持家世帯1世帯当たりの金額となっていることから、借家全体を含めた全世帯1世帯当たりの持家の帰属家賃を求めるため、平成15年住宅・土地統計調査結果から得られた持家率を乗じる。

9 算式

(1) 指数算式

指数の計算は、最初に、市町村別の品目別価格指数を算出する。次に、地方別、都市階級別及び全国の品目別価格指数を算出した後、それぞれの地域ごとに上位類及び総合指数を算出する。

指数の計算手順



① 市町村・品目別価格指数の算出

各市町村の比較時の平均価格を基準時の平均価格で除して、品目別価格指数を算出する。同質の商品（銘柄）を調査していることから Dutot 指数式で作成する。

$$I_{t,i,j}^D = \frac{\sum_{k=1}^h P_{t,i,j,k}}{\sum_{k=1}^h P_{0,i,j,k}} \cdot \frac{n}{n}$$

i : 品目、j : 市町村、k : 調査店舗、0 : 基準時、t : 比較時

② 全国及び地方・都市階級別の品目別価格指数の算出

①で作成した各市町村の品目別価格指数を、各市町村の品目別ウエイトで加重平均して、全国及び地方・都市階級別の品目別価格指数を算出する。

$$I_{t,i} = \frac{\sum_{j=1}^m W_{0,i,j} \cdot I_{t,i,j}^D}{\sum_{j=1}^m W_{0,i,j}}$$

③ 類指数及び総合指数の算出

類指数は、全国及び地方・都市階級・市町村別の品目別価格指数をそれぞれの品目別ウェイトで加重平均して求める（ラスパイレス算式）。総合指数は、類指数を各類のウェイトで順次加重平均して求める。

$$I_t = \frac{\sum_{i=1}^n W_{0,i} \cdot I_{t,i}}{\sum_{i=1}^n W_{0,i}}$$

(2) 年平均・年度平均指数及び半期平均・四半期平均指数の計算方法

品目別指数及び類価格指数の年平均は、1月から12月の月別指数の単純平均によって算出する。ただし、生鮮食品については、月別ウェイトを用いて加重平均する。年度平均指数及び半期平均・四半期平均指数についても、年平均指数に準じて算出している。

10 季節調整

季節調整の方法は、アメリカ合衆国で開発されたプログラム X-12-ARIMA の X-11 デフォルトによっている。特異項認定のための管理限界は「 $2.0\sigma \sim 3.0\sigma$ 」で、その他は標準オプションを用いている。

作成系列は、「総合」、「生鮮食品を除く総合」、「持家の帰属家賃を除く総合」、「持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合」、「食料（酒類）及びエネルギーを除く総合」、「財」、「半耐久消費財」及び「生鮮食品を除く財」の8系列である。

なお、毎月公表している季節調整済指数は、当年各月の原系列を前年12月までのデータを用いて求められた当年1月から12月までの季節要素（推定季節指数）で除して算出されたものである。その後、当年12月までのデータがそろった時点で、当年のデータを含めて再び季節調整を行う。毎年新しいデータが加わるたびに、それらを含めて季節調整の計算を行うため、過去の季節調整済指数はすべて改定される。

11 調査価格又は一次統計

指数計算に採用している品目の価格は、原則として小売物価統計調査によって調査された小売価格である。

なお、技術革新が激しく、市場の製品サイクルが極めて短い「パソコン（デスクトップ型）」、「パソコン（ノート型）」及び「カメラ」については、同調査による価格調査法では同品質の製品を継続的に調査することが困難であるため、全国の主要な家電量販店で販売された全製品のPOS情報を用いている。また、サプリメントについては、通信販売での購入が多いことから、小売物価統計調査による店頭販売価格のほかに、ホームページなどで確認する通信販売での価格も用いている。

小売物価統計調査の概要は次のとおりである。

(1) 調査市町村

調査市町村は、都道府県庁所在市、川崎市、浜松市、堺市及び北九州市をそれぞれ調査市とするほか、それ以外の全国の市町村を人口規模や地理的位置及び産業的特色などによって116層に分け、各層から1市町村ずつ抽出することによって、167市町村を選定している。

なお、宿泊料調査は、都道府県庁所在市又は全国の観光地の中から宿泊者数の多い地域を選定し、該当する市町村を調査市町村（101市町村）としている。

(2) 調査地区及び調査店舗

調査地区は、各調査市町村において、財及びサービスの価格を調査する「価格調査地区」及び民営借家の家賃等を調査する「家賃調査地区」を設定している。価格調査地区では、調査品目ごとに地区内で最も代表性のある小売店舗及びサービス事業所を調査店舗として選定している。家賃調査地区では、地区内にあるすべての民営借家を対象としている。ただし、一部の財やサービス、公営・都市再生機構・公社家賃については調査市町村あるいは調査地区を設けず、全国、都道府県又は調査市町村全域から価格を調査している。

選定された店舗及び事業所の数は全国で約28,000、家賃調査の世帯数は約25,000である。

(3) 調査価格

調査する価格は、調査期日に調査店舗で実際に販売されている平常の価格であり、大部分の品目の価格を調査員の実施調査により調査している。その際、一時的な廉売価格、災害等に起因する異常価格、月賦販売等による価格などは調査しない。

なお、地域によっては出回りが少ない品目もあるため、品目ごとに人口規模に応じて調査する市町村を定め、さらに、消費者の購入形態、店舗間の価格差等を考慮して調査地区及び調査価格数を定めている。

この結果、毎月の調査価格数は平成21年12月現在、全国で約238,000価格（家賃約25,000価格を含む。）、東京都区部で約17,000価格となっている。

(4) 調査銘柄

調査する品目は、一定の銘柄（基本銘柄）を指定し、品質、性能、数量単位等が同じものを毎月継続して調査している。なお、基本銘柄の出回りが少なくなり、価格の代表性がなくなった場合は、その銘柄を代表性のある他の銘柄に変更（銘柄改正）している。

(5) 調査日

調査日は、毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日である。ただし、日々の価格変動が大きい生鮮食品（生鮮魚介、生産野菜、生産果物）のうち42品目及び切り花3品目については、毎月上旬、中旬及び下旬の旬別に調査を行うこととしており、それぞれ5日、12日及び22日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日を調査日とし、調査日とその前2日間（計3日間）の中値を調査価格としている。



12 指数 の公表	<p>消費者物価指数は、原則として毎月 26 日を含む週の金曜日の午前 8 時 30 分に公表している。公表内容は、全国の前月分と東京都区部の当月分の中旬速報値である。なお、12 月分公表時には年平均指数を、3 月分公表時には年度平均指数を、それぞれ公表している。</p> <p>(1)消費者物価指数冊子…全国及び東京都区部のそれぞれについて、当該月の基本分類指数及び財・サービス分類指数を収録。なお、全国の冊子には当該月の地域別 10 大費目指数も収録。毎月公表日に刊行。</p> <p>(2)消費者物価指数月報…当該月の全系列の指数及び主要系列の時系列指数を収録（平成 22 年 1 月分からはインターネットにのみ掲載）。</p> <p>(3)消費者物価指数年報…各月及び年平均の基本分類指数及び財・サービス分類指数のほか、世帯属性別指数及び品目特性別指数等を収録。当該年翌春に刊行。</p>
13 接続 指数	<p>時系列比較が可能となるように、新・旧指数を接続しており、新・旧基準の接続は地域及び総合、類、品目ごとに各基準年を 100 とする指数を次の基準年に当たる年の年平均指数が 100 となるよう換算することにより行っている。</p> <p>なお、変化率については各基準年の公表値とし、接続指数による再計算は行っていない。</p>
14 平成 17 年基 準への 移行時 期	<p>平成 17 年基準指数への切替えは、平成 18 年 8 月の公表時に行った。</p>
15 次期 基準改 定年次	<p>次期基準改定年次は平成 22 年（2010 年）である。平成 22 年基準指数への切替えは、平成 23 年 8 月下旬の公表時（全国：平成 23 年 7 月分、東京都区部：平成 23 年 8 月分中旬速報値）を予定している。</p> <p>なお、平成 22 年基準指数の平成 22 年 1 月分から平成 23 年 6 月分までの遡及結果については、平成 23 年 8 月中の上記よりも早い時期に公表する予定。</p>
16 利用 上の注 意点等	<p>消費者物価指数の各品目の価格は、主に毎月の小売物価統計調査によって調査したものをを用いている。小売物価統計調査の調査品目は、全国に共通する一定の銘柄（「基本銘柄」という。）を指定して調査しており、出回り状況の変化等を考慮し、基本銘柄の改正を随時行っている。小売物価統計調査の概要については、「小売物価統計調査年報」を参照。</p>

指数の 名称	消費水準指数	作成機関	総務省統計局統計調査部消費統計課 ☎ 03-5273-2020
-----------	--------	------	------------------------------------

1 目的	<p>月々の消費支出額は、各月の日数や物価水準の変動によって大きく影響される。また、長期的には、核家族化の進展などに伴う世帯人員の変化や、人口の高齢化に伴う世帯主の年齢変化によっても影響されるので、これらの影響を除いて分析する必要がある。</p> <p>消費水準指数は、このような観点から、世帯人員及び世帯主の年齢階級別の月々の消費支出金額を基準年の世帯分布をウェイトとして加重平均した上で、日数を調整し物価変動を除去して指数化することにより、家計消費の面から世帯の生活水準をよりの確に把握することを目的とした指標として作成しているものであり、実質的な家計消費の動向をみるものとして、また、生活水準測定の一つの指標としても使われている。</p>
2 沿革	<p>平成 20 年 1 月分から作成を開始。</p> <p>開始時に、昭和 56 年 1 月まで遡及した結果を公表。</p>
3 指数 体系	<p>世帯人員及び世帯主の年齢分布調整済 原指数、季節調整値 費目区分</p> <p>世帯人員分布調整済 原指数、季節調整値 費目区分、世帯区分</p>
4 基準 時及び ウェイト の算定 年次	平成 17 年
5 対象 範囲	<p>地域：全国</p> <p>世帯：二人以上の世帯</p>
6 分類	<p>地域区分：全国</p> <p>世帯区分：二人以上の世帯、二人以上の世帯のうち勤労者世帯（世帯人員分布調整済のみ）</p>

7 採用 品目	<p>総合、食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、諸雑費、総合（除く移転支出<sup>注1</sup>）、総合（除く住居等<sup>注2</sup>）の13費目</p> <p>注1）消費支出総額から、「贈与金」及び「仕送り金」を除いたもの。 注2）消費支出総額から、「住居」、「自動車等購入」、「贈与金」及び「仕送り金」を除いたもの。</p>
8 ウェイト 算定	なし
9 算式	<p>(1) 月別指数の計算手順</p> <p>ア 調整支出金額の算出</p> <p>(ア) 世帯人員及び世帯主の年齢分布調整済</p> <p>世帯人員（4区分）及び世帯主の年齢階級（5区分）ごとの1世帯当たり平均支出金額を基準年の世帯分布（基準年の各月の1万分比の年平均）により加重平均し、さらに、平均月間日数(365÷12)の支出額に調整する。</p> $x'_m = \frac{\sum_i \sum_j x_{mij} w_{ij}}{\sum_i \sum_j w_{ij}} \times \left( \frac{365 \div 12}{d_m} \right)$ <p> <math>x</math> : 支出金額（円）  <math>x'</math> : 調整支出金額（円）  <math>w</math> : 基準年の世帯分布（基準年の各月の1万分比の年平均）  <math>d</math> : 月間日数（28～31）  <math>m</math> : 調査年月  <math>i</math> : 世帯人員（4区分）  <math>j</math> : 世帯主の年齢階級（5区分） </p> <p>（以下同）</p> <p>(イ) 世帯人員分布調整済</p> <p>世帯人員（4区分）ごとの1世帯当たり平均支出金額を基準年の世帯分布（基準年の各月の1万分比の年平均）により加重平均し、さらに、平均月間日数(365÷12)の支出額に調整する。</p> $x'_m = \frac{\sum_i x_{mi} w_i}{\sum_i w_i} \times \left( \frac{365 \div 12}{d_m} \right)$

イ 実質調整金額の算出

アで求めた調整支出金額を同じ基準時の消費者物価指数で実質化して実質調整金額を得る。

$$x_m^r = x_m' \div p_m \times 100$$

$x^r$  : 実質調整金額 (円)

$p$  : 同じ基準時の消費者物価指数

(以下同)

ウ 基準時実質調整金額の算出

イで求めた基準年の各月実質調整金額を 12 か月単純平均して基準時実質調整金額を得る。

$$\bar{x}_0^r = \frac{1}{12} \sum_{m=1}^{12} x_{m0}^r$$

$x_{m0}^r$  ----- 基準年各月の実質調整金額

$\bar{x}_0^r$  ----- 基準時実質調整金額

(以下同)

エ 指数の算出

ウで求めた基準時実質調整金額で比較月の実質調整金額を除して指数を算出する。

$$I_m = \frac{x_m^r}{x_0^r} \times 100$$

$I_m$  ----- 月別指数

(2) 暦年、年度、四半期平均 (など n か月平均) 指数の計算

月別実質調整金額の n か月単純平均値を (1) のウで求めた基準時実質調整金額で除して n か月平均指数を得る。

$$\bar{I}_n = \frac{\sum_{i=1}^n x_i^r / n}{x_0^r}$$

$\bar{I}_n$  ----- n か月平均指数

10 季節調整

(1) 季節調整法

センサス局法 (X-12ARIMA の X-11 デフォルト) を用いて消費水準指数の月次データを直接季節調整する。

なお、管理限界は  $2\sigma \sim 3\sigma$  とし、曜日調整は行わない。

(2) 四半期季節調整値

四半期季節調整値は、消費水準指数の月次データを季節調整して求めた季節調整済み消費水準指数の月次データを、3 か月単純平均して求める。

11 調査 価格又 は一次 統計	家計調査
12 指数 の公表	<周期> 毎月 <時期> 調査月翌月末 <刊行物> なし（家計調査ホームページにおいて公開）
13 接続 指数	昭和 56 年 1 月まで。 基準年は 5 年ごとに更新することとしており、各基準年の系列を水準調整の上接続している。
14 平成 17 年基 準への 移行時 期	作成開始時点から平成 17 年基準を採用
15 次期 基準改 定年次	平成 22 年基準（23 年度中の改定を予定）
16 利用 上の注 意点等	特になし

指数の 名称	家計消費指数	作成機関	総務省統計局統計調査部消費統計課 ☎ 03-5273-2020
-----------	--------	------	------------------------------------

1 目的	家計消費指数は、家計調査結果のうち毎月の購入頻度が少なく結果が安定しにくい高額消費部分を家計消費状況調査の結果で補完した結果を指数化することにより、家計消費の動向をより安定的に把握することを目的として作成している。
2 沿革	平成 15 年 3 月分から作成を開始。 開始時に、平成 14 年 1 月まで遡及した結果を公表。
3 指数 体系	名目指数、実質指数 費目区分、世帯区分
4 基準 時及び ウヱト時 の算定 年次	平成 17 年
5 対象 範囲	地域：全国 世帯：総世帯（二人以上の世帯及び単身世帯）
6 分類	地域区分：全国 世帯区分：総世帯、総世帯のうち勤労者世帯、二人以上の世帯、二人以上の世帯のうち勤労者世帯、単身世帯
7 採用 品目	消費支出、食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の消費支出（名目指数のみ）、諸雑費の 12 費目
8 ウヱト 算定	なし

9 算式

家計調査の品目のうち家計消費状況調査と対応する品目については、両調査の結果を用いて合成することにより作成した品目別支出金額（以下「合成金額」という。）を、これ以外の品目については、家計調査の品目別支出金額を用いて、新たな品目別支出金額を作成する。

その後、この新たな品目別支出金額のうち、消費支出及び10大費目別支出について、基準年を100として指数化する。

(1) 合成金額の作成方法

ア 2種類の計算式を用いて支出金額を作成する

支出金額の水準については、家計調査結果を用いることとし、基本的には、1)式を用いて支出金額を作成するが、一部の品目については、2)式を用いて算出する。

$X_{n,m}$  : ある品目の  $n$  年  $m$  月の合成金額

$Y_{n,m}$  : ある品目の  $n$  年  $m$  月の家計調査結果における支出金額

$Z_{n,m}$  : ある品目の  $n$  年  $m$  月の家計消費状況調査結果における支出金額

$N_y, N_z$  : 家計調査と家計消費状況調査を加重平均するための比

とすると、

家計調査又は家計消費状況調査の支出金額に一定の係数  $\alpha$  を乗じて支出金額レベルを調整して合成する。（基準金額は、基準年計の金額を用いる。）

$$Y_0 = \sum_i^{12} Y_{0,i}, \quad Z_0 = \sum_i^{12} Z_{0,i} \quad (\text{添え字の } 0 \text{ は基準年を意味する。)} \quad \text{とすると、}$$

1) 家計調査と家計調査にレベル調整した家計消費状況調査を加重平均した金額を利用

$$X_{n,m} = \frac{Y_{n,m} \cdot N_y + \alpha_0 \cdot Z_{n,m} \cdot N_z}{N_y + N_z}, \quad \alpha_0 = \frac{Y_0}{Z_0}$$

- 2) 家計消費状況調査にレベル調整した家計調査と家計消費状況調査を加重平均した金額を利用

$$X_{n,m} = \frac{\alpha_0 \cdot Y_{n,m} \cdot N_y + Z_{n,m} \cdot N_z}{N_y + N_z}, \quad \alpha_0 = \frac{Z_0}{Y_0}$$

上記の式において、 $N_y$  及び  $N_z$  の比は以下のように二人以上の世帯、単身世帯、総世帯ごとに別々の数値とする。

家計調査  $N_y$  と家計消費状況調査  $N_z$  の比

二人以上の世帯	80	:	200
単身世帯	7	:	20
総世帯	87	:	220

また、1)式及び2)式における係数  $\alpha$  は、世帯区分ごとの全国（平均）の値を用いる。

イ 家計調査と家計消費状況調査の合成品目の対応

家計調査と家計消費状況調査の品目の対応付けは次の原則による。

- 1) 家計消費状況調査と家計調査の品目が1対1で対応する場合  
当該品目同士を合成する。
- 2) 家計消費状況調査と家計調査の品目が1対 $n$ 又は $n$ 対1で対応する場合  
1つの品目に対応する複数の品目の金額を合計し合成する。
- 3) 家計消費状況調査と家計調査の品目が $n$ 対 $m$ で対応する場合  
それぞれの品目に対応する上位の項目まで合計して合成する。

ウ 中間項目計及び消費支出計の算出

合成金額が含まれる中間項目については、その内訳品目別の支出金額を合算することにより中間項目の合計金額を算出し、これを用いて消費支出の合計金額を算出する。



(2) 指数の作成方法

新たな品目別支出金額を用い、消費支出及び 10 大費目別支出について、基準年を 100 とし  
て名目指数及び実質指数を作成する。

$I_{n,m}$  : ある項目の  $n$  年  $m$  月の家計消費指数

$X_{n,m}$  : ある項目の  $n$  年  $m$  月の新たな品目別支出金額

$X_0$  : ある項目の基準年の新たな品目別支出金額

$P_{n,m}$  : ある項目の  $n$  年  $m$  月の消費者物価指数

$P_0$  : ある項目の基準年の消費者物価指数

とすると、

ア 名目指数

$$I_{n,m} = \frac{X_{n,m}}{X_0} \times 100$$

イ 実質指数

$$I_{n,m} = \frac{X_{n,m} / P_{n,m}}{X_0 / P_0} \times 100$$

なお、月、四半期、年について計算する。

10 季節  
調整

行っていない

11 調査  
価格又  
は一次  
統計

家計調査  
家計消費状況調査

12 指数 の公表	<p>&lt;周期&gt; 毎月</p> <p>&lt;時期&gt; 調査月翌々月中旬</p> <p>&lt;刊行物&gt; なし（家計調査ホームページにおいて公開）</p>
13 接続 指数	<p>平成 14 年 1 月まで。</p> <p>基準年は 5 年ごとに更新することとしており、各基準年の系列を水準調整の上接続している。</p>
14 平成 17 年基 準への 移行時 期	<p>平成 18 年 10 月分公表時（18 年 12 月）</p>
15 次期 基準改 定年次	<p>平成 22 年基準（23 年度中の改定を予定）</p>
16 利用 上の注 意点等	<p>特になし</p>

指数の 名称	貿易指数	作成機関	財務省関税局調査課 ☎ 03-3581-4111(内2515)
-----------	------	------	------------------------------------

1 目的	貿易指数は、財務省が関税法の規定に基づいて作成し、公表している「貿易統計」を基礎資料として作成する指数で、貿易動向を把握するための重要な指数として、広く一般に利用されている。
2 沿革	昭和31年4月から、昭和28年基準の「貿易物価指数」を公表している。 作成開始当時は、ラスパイレス方式で作成されていたが、貿易構造が年々変化することから、基準時のウェイトで比較時の価格、数量を測定するラスパイレス方式では問題があるので、昭和35年基準改定（発表は、昭和37年）の際、基準時と比較時の両方のウェイトが加味されたフィッシャー方式による作成に改められた。 また、平成2年基準から地域(米国、EU、アジア等)別指数を作成、公表している。
3 指数 体系	当該指数は次のような指数で構成されている。 ① 価格指数 ② 金額指数 ③ 数量指数
4 基準 時及び ウェイト の算定 年次	平成17年
5 対象 範囲	普通貿易統計に準じる（日本から輸出されたすべての貨物及び日本に輸入された貨物。ただし、20万円以下の少額貨物、見本品、旅客用品、巡回興業用品、博覧会出品物、運送手段として用いられているコンテナ類等は計上除外としている。詳細は別紙参照。）
6 分類 (公表品 目)	公表品目は、貿易構造の変化や統計の持続性を考慮し、平成17年の構成比等に基づいて決められている。品目数は、大分類が輸出で7品目、輸入で8品目となっており、中分類、小分類及び細分類の品目数を含めると輸出95品目、輸入118品目となる。ただし、地域別指数については大分類のみの公表となっている。 なお、平成7年基準までは価格指数のみを公表していた品目があったが、平成12年基準からは価格指数を公表するものについては、数量指数も公表することとした。
7 採用 品目	(1) 選定基準 貿易指数作成のための採用品目は、昭和63年に導入されたHS (Harmonized Commodity Description and Coding System：商品の名称及び分類についての統一システム) 条約に準拠した分類に基づき、次の基準を満たすものを選定している。ただし、価格指数の作成に用いることが不適当と認められる「バスケット品目」を除外している。 ① 基準年において、輸出入総額の1/100000を超える構成比を有する品目 ② 基準年及びその前後の年の36ヵ月中32ヵ月以上の輸出入実績のある品目

	<p>(2) 採用品目数  採用品目数は、HSベースで品目総数輸出約 6,000 品目、輸入約 9,000 品目のうち輸出約 2,000 品目、輸入約 3,000 品目である。  なお、採用品目合計額の輸出入総額に対する割合は、輸出 94.2%、輸入 94.3%である。</p>
8 ウェイト 算定	平成 17 年の貿易額を基準時ウェイトとする。 輸出入統計品目表の分類に従い、貿易実績額で計算する。
9 算式	フィッシャー方式により算出している。
	$\text{金額指数} = \frac{V_t}{V_0}$ <p style="text-align: right;">V<sub>0</sub> : 基準時輸出入額 V<sub>t</sub> : 比較時輸出入額</p> $\text{価格指数} = \sqrt{\frac{\sum P_t Q_0}{\sum P_0 Q_0} \cdot \frac{\sum P_t Q_t}{\sum P_0 Q_t}}$ <p style="text-align: right;">P<sub>0</sub> : 基準時価格 Q<sub>0</sub> : 基準時数量 P<sub>t</sub> : 比較時価格 Q<sub>t</sub> : 比較時数量</p> $\text{数量指数} = \frac{\text{金額指数}}{\text{価格指数}}$
10 季節 調整	していない。
11 調査 価格又 は一次 統計	輸出は FOB 価格、輸入は CIF 価格 財務省貿易統計の原簿による。
12 指数 の公表	毎月、貿易統計の発表時に行う。
13 接続 指数	(1) 年分指数 昭和 35 年まで遡って作成することとし、昭和 35 年から平成 16 年までの期間については、平成 17 年の指数の値を 100 とするような計数を用いて算出した。 (2) 月分指数 平成 15 年 1 月から平成 16 年 12 月迄の期間について(1)と同様の方法により算出した。

14 平成 17年基 準への 移行時 期	平成20年11月
15 次期 基準改 定年次	平成25年
16 利用 上の注 意点等	貿易指数は平均価格の指数であり、銘柄を固定して作成している指数とは性質が異なる。輸出入は生産活動と異なり、非常に変動が激しいので、単価が大きく変化することがある。採用品目の原データは国際条約に基づいた分類になっている。したがって、必ずしも国内の生産分類とは関連していない。

別紙（貿易指数「5 対象範囲」関係）

(1) 統計地域

関税法の適用地域

(2) 統計に計上する貨物

貿易統計のうち、「普通貿易統計」に計上される輸出入貨物（「特殊貿易統計」及び「船舶・航空機統計」は対象とならない。）。

なお、具体的には次のとおりである。

ア 輸出入貨物の範囲

(ア) 輸出統計

- ① 輸出される貨物（積戻しされる貨物を除く。）
- ② 積戻しされる蔵入承認済貨物
- ③ 積戻しされる移入承認済貨物
- ④ 積戻しされる総保入承認済貨物
- ⑤ 積戻しされる保税作業により製造された貨物
- ⑥ 保税工場及び総合保税地域以外の保税地域から外国籍船舶又は航空機の改装又は修繕に使用するため積戻しされる資材等の貨物

(イ) 輸入統計

- ① 直輸入される貨物
- ② 輸入の許可前に本邦に引き取られる貨物
- ③ 外国から本邦に到着し、保税蔵置場に蔵入れされる貨物
- ④ 外国から本邦に到着し、保税工場に移入れされる貨物
- ⑤ 外国から本邦に到着し、総合保税地域に総保入れされる貨物
- ⑥ 保税工場及び総合保税地域以外の保税地域から外国籍船舶又は航空機の改装又は修繕に使用するため積戻しされる資材等の貨物（当該貨物については、統計上輸入とみなす。）

イ 計上除外貨物

- ① 少額貨物（輸出申告書及び輸入申告書における一品目の価格が20万円以下）
- ② 旅具通関扱いする貨物及び携帯品又は別送品として輸出又は輸入される自動車、船舶、航空機
- ③ 無償の救じゅつ品及び寄贈品
- ④ 記録文書その他の書類で無償のもの
- ⑤ ユネスコクーポンとの引換え貨物
- ⑥ 無償の商品見本及び無償の宣伝用物品で使用後積戻しされることが明らかなもの
- ⑦ 一時的に輸出又は輸入する無償の貨物のうち別に定めるもの
- ⑧ 天皇及び内廷にある皇族の用に供される貨物
- ⑨ 本邦に来遊した外国元首若しくはその家族又はその随行員に属する貨物
- ⑩ 外交官用貨物
- ⑪ 軍関係貨物
- ⑫ 流通している貨幣、紙幣、銀行券及び有価証券
- ⑬ 本邦から出漁した本邦の船舶によって外国で採捕された水産物及び本邦から出漁した本邦の船舶内において当該水産物に加工し、又はこれを原料として製造した貨物
- ⑭ 金貨及び貨幣用金
- ⑮ みなし輸入貨物。ただし、郵政官署から交付された郵便物を除く。
- ⑯ 遺体及び遺骨
- ⑰ 漂流貨物
- ⑱ 引揚時の所有権及び沈没前の船（機）籍がいずれも本邦である沈船（機）及びその解体材並びにそれに積載されていた内国貨物の海域からの引揚輸入

(3) 貨物の数量

輸出入統計品目表の品目ごとに定められている数量単位による。

なお、数量単位が重量の場合は、特段の規定がない限り純重量が計上される。

(4) 貨物の価格

輸出入貨物の価格は、申告価格（円建）を基礎としており、原則として輸出はF O B（本船甲板渡し）価格、輸入はC I F（運賃、保険込み）価格である。

（注）貿易統計は、その貿易について代金の支払いが行われているかどうか、あるいは、延べ払いのように分割されているかどうかなどの決済状況には関係なく、輸出又は輸入される貨物全体の価格が計上されている。したがって、賃貸貨物や委託加工製品のように貨物自体についての支払関係がない貨物についても、申告の時に評価した金額が計上金額として計上されている。

(5) 統計計上時点

ア 輸出統計関係

形態別種別	統計計上時点
直輸出 積戻し	積載船舶又は航空機の出航の日 (確認は、出向予定年月日で行う。)
郵便物	輸出許可の日
蔵入れ、移入れ又は総保入れされた郵便物の積戻し	積載船舶又は航空機の出航の日 (確認は、出向予定年月日で行う。)
本邦漁船採捕水産物の洋上輸出	輸出許可の日

イ 輸入統計関係

形態別種別	統計計上時点
直輸入 保税展示場からの輸入	輸入許可の日
輸入許可前引き取り	承認の日
保税蔵置場に蔵入れする貨物 保税工場に移入れする貨物 総合保税地域に総保入れする貨物	承認の日
決定通知書によるもの	決定通知書が発せられた日
郵便物	輸入許可の日
郵便物で関税納付前に引き取るもの	引取承認の日
建造船又は航空機の試運転用に使用する燃料油、潤滑油等で保税蔵置場、保税工場及び総合保税地域以外の保税地域から輸入許可前引き取りして消費	輸入許可の日
保税蔵置場、保税工場及び総合保税地域以外の保税地域	輸出統計に計上された日

指数の 名 称	常用雇用指数、賃金 指数、労働時間指数	作成機関	厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課 ☎ 0 3 - 5 2 5 3 - 1 1 1 1 (内 7609)
------------	------------------------	------	---

1 目的	常用雇用指数、賃金指数及び労働時間指数は、毎月勤労統計調査結果により、雇用、給与及び労働時間について、その変動状況を明らかにする指数である。
2 沿革	常用労働者30人以上の事業所に係る指数については、昭和27年1月分から、常用労働者5人以上の事業所に係る指数については、平成2年1月分からそれぞれ作成している。ただし、調査対象や表章産業の変更等により、一部、上記の年よりも後から作成されている系列がある。
3 指数体系	<p>毎月勤労統計調査の結果から作成される指数には、常用雇用指数、賃金指数及び労働時間指数があり、次のような体系になっている。</p> <pre> 常用雇用指数 ├── 賃金指数 (名目、実質) │   ├── 現金給与総額指数 │   ├── きまって支給する給与指数 │   └── 所定内給与指数 └── 労働時間指数     ├── 総実労働時間指数     ├── 所定内労働時間指数     └── 所定外労働時間指数 </pre>
4 基準時及びウェイト時の算定年次	平成17年
5 対象範囲	鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）



6 分類	<p>産業：日本標準産業分類（平成19年11月改定）の大分類及び中分類並びにそれらを統合したものの計84分類</p> <p>事業所規模：原則として、常用労働者5人以上及び30人以上事業所に係るものの2分類</p> <p>就業形態：就業形態計、一般労働者及びパートタイム労働者に係るものの3分類</p>
7 採用品目	<p>毎月勤労統計調査で調査している「月末常用労働者数」、「月間現金給与総額」、「月間きまって支給する給与」、「月間所定内給与」、「月間総実労働時間」、「月間所定内労働時間」及び「月間所定外労働時間」</p>
8 ウェイト算定	<p>なし</p>
9 算式	$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$ <p>ただし、現金給与総額指数及びきまって支給する給与指数については実質賃金指数も作成しており、その算式は次のとおりである。</p> $\text{各月の実質賃金指数} = \frac{\text{各月の（名目）賃金指数}}{\text{各月の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く全国総合）}} \times 100$
10 季節調整	<p>季節調整の方法は、センサス局法（X-12ARIMAのなかのX-11デフォルト）による。</p>
11 調査価格 又は一次 統計	<p>毎月勤労統計調査</p>
12 指数の公表	<p>毎月、調査月の翌月末頃に速報を、翌々月の中旬頃に確報をそれぞれ公表している。</p>

13 接続指数	<p>基準時更新の際は、前の基準時の指数に一定の係数を掛けることで全期間にわたり、指数を修正し接続させている。</p> <p>常用労働者30人以上の事業所は、事業所・企業統計調査実施に応じて、調査対象の抽出替えを実施しているが、その抽出替えに伴うギャップを修正するため、一定期間過去に遡って指数を修正している。</p> <p>また、平成22年1月分から、日本標準産業分類の改訂に伴い表章産業を変更したが、時系列の接続を図るため、平成18年事業所・企業統計調査から把握される常用労働者数の新・旧分類間の変動を基準として、その変動が3%以内に収まる対応を単純に接続させている。</p>
14 平成17年基準への移行時期	平成19年1月分公表時より平成17年基準に移行した。
15 次期基準改定年次	平成24年1月分公表時より平成22年基準に移行する予定。
16 利用上の注意点等	<p>賃金指数及び労働時間指数は、調査対象となる常用労働者全体の平均賃金及び平均労働時間を表す指標であるため、労働者構成（男女構成、年齢構成、パートタイム労働者比率等）の変化の影響を受けることになる。つまり、個々の労働者の賃金及び労働時間が変化しなくても、労働者構成の変化により、指数が変化することがある。また、賃金指数は、事業所の支払総額を常用労働者数で除しているため、一人当たりの賃金コストを表す指数といえる。</p> <p>季節調整済指数は、毎年、1月分の指数発表時に過去に遡り改訂される。</p>

指数の 名称	農業物価指数	作成機関	農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課 ☎ 03-3502-8111 (内3635)
-----------	--------	------	--

1 目的	農業物価指数は、農家が販売する農産物の生産者価格及び農家が使用する農業生産資材の小売価格を把握し、農業における投入・産出の価格変動を測定するものである。
2 沿革	昭和26年から作成している。 本指数は、平成7年基準までは「農村物価指数」として、「農産物価格指数」、「農業生産資材価格指数」及び「生活資材価格指数」を作成してきた。このうち、「生活資材価格指数」については、農村と都市との生活資材の購入状況の差がわずかとなったことや総務省で農林漁家世帯を含めて消費者物価指数が作成されていることから、平成12年基準改定において、これを廃止し、指数の概念を「農村における景気の動向と物価水準の変動を測定する物価指数」から「農業における投入・産出の物価変動を測定する物価指数」に改め、従来の「農村物価指数」の名称を「農業物価指数」へ改称した。
3 指数 体系	農業物価指数の体系は次のとおりである。  <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 40px;"> <div style="margin-right: 20px;">農業物価指数</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-right: 10px;"></div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="margin-right: 20px;">農産物価格指数</div> <div style="margin-right: 20px;">農業生産資材価格指数</div> </div> </div>
4 基準時 及びウェイト 時の算定 年次	平成17年
5 対象 範囲	農産物出荷団体、農業生産資材を販売する小売店等
6 分類	農産物価格指数は11類、農業生産資材価格指数は12類である。
7 採用 品目	農産物価格指数は120品目、農業生産資材価格指数は136品目である。

<p>8 ウェイト 算定</p>	<p>農業物価指数作成のためのウェイトは、平成 17 年農業経営統計調査「経営形態別経営統計」結果の全国販売農家 1 戸当たりの農産物品目別販売金額及び生産資材品目別支出金額より作成している。</p> <p>農産物の総合及び類別の価格指数の算出に当たっては、品目別の価格変動を類別指数に的確に反映させるため、類のウェイトを固定し、類内の品目ごとの月別ウェイト（全国の月別出荷量ウェイト）を出回り量によって変動させる「品目別月別ウェイト変動方式」による。</p>
<p>9 算式</p>	<p>指数の算式は、ラスパイレス式（基準時加重相対法算式）である。</p> <p>① 品目別価格指数</p> $I_{ti} = \frac{P_{ti}}{P_{Oi}} \times 100$ <p><math>I_{ti}</math> : t 年における i 品目の価格指数  <math>P_{ti}</math> : t 年における i 品目の価格  <math>P_{Oi}</math> : 基準時における i 品目の価格</p> <p>② 総合価格指数</p> $I_t = \frac{\sum_i I_{ti} \times W_i}{\sum_i W_i}$ <p><math>I_t</math> : t 年における総合価格指数  <math>W_i</math> : i 品目のウェイト</p> <p>基準時価格は、農業物価統計調査による平成 17 年の年平均価格による。  年平均価格は次の方法で計算している。</p> <p>① 農産物価格</p> <p>農産物価格は、品目別に定めた必須調査都道府県別の月平均価格に平成 16・17 年の該当月の都道府県別出荷量によるウェイトを乗じて全国月平均価格を求め、さらにこの全国月平均価格に全国の月別出荷量ウェイトを乗じて、全国年平均価格を算出している。</p> <p>② 農業生産資材価格</p> <p>農業生産資材価格は、平成 17 年の農業生産資材価格調査の調査都道府県別月平均価格の単純平均により全国月平均価格を求め、さらに 1 月から 12 月までの 12 か月の全国月平均価格を単純平均して全国年平均価格を算出している。</p>
<p>10 季節 調整</p>	<p>季節調整は行っていない。</p>

11 調査 価格又 は一次 統計	農業物価統計調査
12 指数の 公表	翌月末、翌々年にそれぞれ速報、報告書を公表
13 接続 指数	平成 16 年以前の指数については、平成 17 年の新旧指数(平成 17 年基準及び 12 年基準指数)を基に、リンク係数を求め、平成 17 年を 100 とする指数をそ及して作成している。
14 平成 17 年基準へ の移行時 期	平成 19 年
15 次期基 準改定年 次	平成 24 年
16 利用上 の注意点 等	品目別の平均価格は、指数算定上の基礎資料として算出しているもので、調査銘柄の変更に伴い価格の連続性が保てないこともあるため、利用に当たっては十分留意されたい。

指数の名称	鉱工業生産指数	作成機関	経済産業省経済産業政策局調査統計部経済解析室 ☎ 03-3501-1511
-------	---------	------	--

1 目的	<p>鉱工業生産指数には、付加価値額ウェイトのものと、生産額ウェイトのものがあるが、最も利用されている中心的な指数は、付加価値額ウェイト生産指数で、I I P (Indices of Industrial Production) といえ、通常、この指数をいう。</p> <p>付加価値額ウェイト生産指数は生産水準の推移をみようとするものであり、これに対して生産額ウェイト生産指数は、原材料消費との関連や出荷・在庫との関連等を統合的に見るものである。</p>
2 沿革	<p>昭和 25 年 5 月に昭和 21 年基準指数を、昭和 27 年 4 月に昭和 24 年基準指数を、昭和 28 年 10 月に昭和 25 年基準指数を公表し、以後、5 年ごとに改定を行っている。</p>
3 指数体系	<p style="text-align: center;">鉱工業生産＝再生産の循環過程</p> <p>鉱工業指数はこれらの生産活動の全体、すなわち、生産、産出された製品の需給、その原材料の動向、それに要する設備とその稼働率を1つの有機的な体系として表現するものである。</p> <p>(注) ①生産指数 (付加価値額ウェイト)      ⑤生産者製品在庫率指数  ②生産指数 (生産額ウェイト)            ⑥稼働率指数  ③生産者出荷指数                          ⑦生産能力指数  ④生産者製品在庫指数                    ⑧製造工業生産予測指数</p>

4 基準 時及び ウエイ ト時の 算定年 次	平成 17 年
5 対象 範囲	鉱業及び製造工業
6 分類	<p>平成 20 年 4 月から適用された現行の日本標準産業分類については、平成 17 年基準改定作業の中で反映させることは困難と考えたため、今基準においては従来の日本標準産業分類に基づき実施することとした。ただし、今基準の採用品目とウエイトを用いて新産業分類毎に統合した指数値を作成し、参考系列として公表している。</p> <p>(1) 業種分類</p> <p>指数の分類は業種分類と用途別分類の 2 種類になっている。業種分類は日本標準産業分類における中分類を準用した、他の指標と比較対照しやすい極めて一般的な分類である。ただし、日本標準産業分類は、生産活動を行う物理的な場所である事業所に着目する事業所ベースとなっているのに対し、生産指数の業種分類は、1 事業所であっても生産活動の内容に着目し、その種類ごとに分ける「活動の種類による分類」となっている。活動の種類による分類は、設備、労務、資材、製品等を総合的に判断して活動を区別するのであるが、客観的にとらえることが極めて困難なため、その違いが端的にわかる製品でとらえることとし、品目（群）ベースで近似させることが一般的に行われている。</p> <p>業種分類は経済産業省の行政所管区分も考慮に入れており、業種を代表する採用系列の制約等を踏まえ若干の組み替えを行っている。また、その配列も変えている。指数の業種分類の組み替え等の内容は以下のとおりである。</p> <p>&lt;組替の内容&gt;</p> <p>① 製造工業は原則として日本標準産業分類の中分類に準ずるが、その配列は日本標準産業分類によらず、概ね重工業から化学工業、軽工業の順に並べる。</p> <p>② 「鉱業」は、日本標準産業分類では大分類であるが、ウエイトが小さいため一つの業種分類とし、製造工業の後に位置付ける。</p> <p>③ 中分類「09 食料品製造業」と「10 飲料・たばこ・飼料製造業」とを合わせて「食料品・たばこ工業」という分類を作る。</p>

- ④ 「繊維工業」は、中分類「11 繊維工業」と「12 衣服・その他の繊維製品製造業」を統合し、更に「17 化学工業」の中の「174 化学繊維製造業」を加える。
- ⑤ 「化学工業」は「17 化学工業」から「174 化学繊維製造業」を除く。
- ⑥ 「20 ゴム製品製造業」、「21 なめし革・同製品・毛皮製造業」、「14 家具・装備品製造業（装備品製造業は除く）」、「13 木材・木製品製造業（家具を除く）」、「32 その他の製造業」はウェイトが小さいなどの理由により、これらを合わせて「その他工業」とする。
- ⑦ 中分類「14 家具・装備品製造業」のうち「1411 木製家具製造業」と「1412 金属製家具製造業」を「家具工業」とする。
- なお、家具・装備品製造業の中の上記「1411」及び「1412」以外のものは非採用とする。
- ⑧ 「電気機械工業」は「27 電気機械器具製造業」から「2742 ビデオ機器製造業」を除く。
- ⑨ 「情報通信機械工業」は「27 電気機械器具製造業」の中の「2742 ビデオ機器製造業」を加える。
- ⑩ 「電力・ガス事業」を参考分類として作成する。
- ⑪ 「鉱工業」、「電力・ガス事業」を合わせた「産業総合」を参考分類として作成する。「電力・ガス事業」は鉱工業に含まない。
- ⑫ 「一般機械工業」、「電気機械工業」、「情報通信機械工業」、「電子部品・デバイス工業」、「輸送機械工業」、「精密機械工業」を合わせた「機械工業」という参考分類を作成する。
- ⑬ 業種分類の下位分類に細分類業種を設けるが、この分類は日本標準産業分類の小分類あるいは細分類、系列の基礎データである生産動態統計調査の分類、系列の制約等による分類の精度の確保などを総合的に勘案して決定する。
- ⑭ 現行の日本標準産業分類に適用した業種として、「はん用機械工業」「生産用機械工業」「業務用機械工業」「窯業・土石製品工業」「繊維工業」「その他工業」を参考系列として公表する。

以上の結果、指数の業種分類と従前の日本標準産業分類との対応関係は表のとおりとなる。

また業種を更に細分した分類や組み替え分類による指数等も作成しており、公表している業種分類の総数は149となっている。



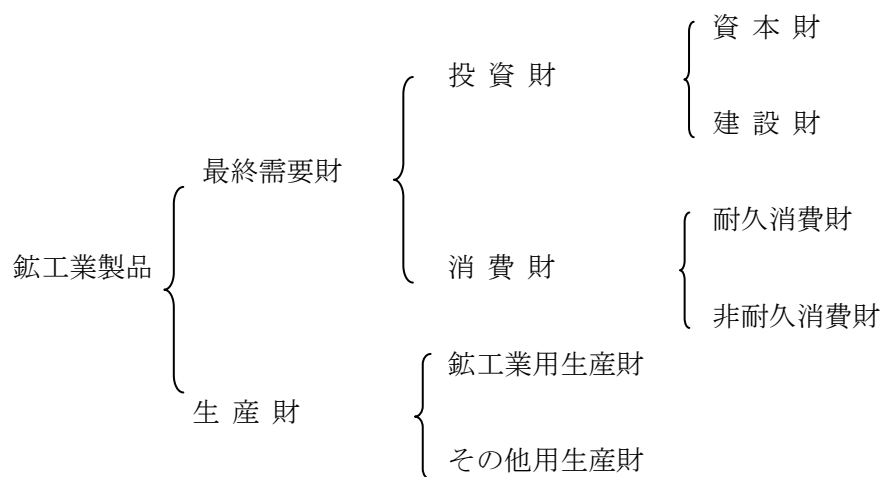
指数業種分類と日本標準産業分類の対応

鉱工業指数業種分類	日本標準産業分類
鉱工業	大分類F－製造業
製造業	中分類「23 鉄鋼業」
鉄鋼業	〃 「24 非鉄金属製造業」
非鉄金属工業	〃 「25 金属製品製造業」
金属製品工業	〃 「26 一般機械器具製造業」
一般機械工業	〃 「27 電気機械器具製造業」
電気機械工業	〃 「28 情報通信機械器具製造業」
情報通信機械工業	〃 「29 電子部品・デバイス製造業」
電子部品・デバイス工業	〃 「30 輸送用機械器具製造業」
輸送機械工業	〃 「31 精密機械器具製造業」
精密機械工業	〃 「22 窯業・土石製品製造業」
窯業・土石製品工業	〃 「17 化学工業」うち「174 化学繊維製造業」を除く
化学工業	〃 「18 石油製品・石炭製品製造業」
石油・石炭製品工業	〃 「19 プラスチック製品製造業」
プラスチック製品工業	〃 「15 パルプ・紙・紙加工品製造業」
パルプ・紙・紙加工品工業	〃 「11 繊維工業」「12 衣服・その他の繊維製品製造業」小分類「174 化学繊維製造業」
繊維工業	〃 「09 食料品製造業」「10 飲料・たばこ・飼料製造業」
食料品・たばこ工業	〃 「20 ゴム製品製造業」
その他工業	〃 「21 なめし革・同製品・毛皮製造業」
ゴム製品工業	細分類「1411 木製家具製造業」「1412 金属製家具製造業」
皮革製品工業	中分類「13 木材・木製品製造業」
家具工業	中分類「32 その他の製造業」
木材・木製品工業	大分類D－鉱業、うち小分類「054 採石業、砂・砂利・玉石採取業」を除く
その他製品工業	
鉱業	

(2) 財別特殊分類

業種分類による指数のほかに製品の経済的用途に着目した特殊分類指数がある。生産活動により生み出された製品（財）は原材料・燃料等の形で生産活動に再投入される生産財と生産活動の外部に流出する最終需要財に分けられる。最終需要財は、更に資本形成に向けられる投資財と家計で消費される消費財に分けることができる。投資財は、鉄骨やセメントのように建設投資に向けられる建設財と、クレーンや金属工作機械のように設備投資に向けられる資本財に区分される。消費財はテレビや時計のような耐久消費財とバターやビール等の非耐久消費財に区分される。他方、生産財についても、銑鉄、集積回路、エチレン等のように鉱工業生産活動に再投入される鉱工業用生産財と、印画紙や架線金物のように鉱工業以外の生産活動に投入されるその他用生産財に区分する。

なお、輸出に向けられるものは国内の生産活動に投入されるわけではないので、本来はすべて最終需要財だが、財別特殊分類では財のもともとの有している性質に着目して区分しているため、輸出向けの銑鉄や集積回路等も生産財に含まれている。これを整理すると次のとおりである。



7 採用 品目	<p>指数の採用系列は生産動態統計調査の調査品目から主として選定している。平成 17 年基準指数では鉱工業総合 496 品目の個別系列を採用しているが、経済産業省所管品目のうち生産動態統計調査から 448 品目が選定されている。</p> <p>経済産業省所管以外の系列は、他省庁及び業界団体で実施している調査から、以下のとおり 48 品目を系列として採用している。</p> <table data-bbox="311 560 1244 884"> <tr> <td>鋼船・鉄道車両</td> <td>( 2 品目)</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>医薬品</td> <td>( 1 品目)</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>製材・合板</td> <td>( 3 品目)</td> <td>農林水産省</td> </tr> <tr> <td>食料品 (酒類を除く)</td> <td>( 3 4 品目)</td> <td>農林水産省及び各業界団体等</td> </tr> <tr> <td>酒類</td> <td>( 6 品目)</td> <td>各酒類組合</td> </tr> <tr> <td>たばこ</td> <td>( 1 品目)</td> <td>日本たばこ産業株式会社</td> </tr> <tr> <td>石炭</td> <td>( 1 品目)</td> <td>(財) 石炭エネルギーセンター</td> </tr> </table> <p>これに電力・ガス事業を鉱工業総合に加え、産業総合という名称で公表しているの、これらを含めると全体で 498 品目となる。</p>	鋼船・鉄道車両	( 2 品目)	国土交通省	医薬品	( 1 品目)	厚生労働省	製材・合板	( 3 品目)	農林水産省	食料品 (酒類を除く)	( 3 4 品目)	農林水産省及び各業界団体等	酒類	( 6 品目)	各酒類組合	たばこ	( 1 品目)	日本たばこ産業株式会社	石炭	( 1 品目)	(財) 石炭エネルギーセンター
鋼船・鉄道車両	( 2 品目)	国土交通省																				
医薬品	( 1 品目)	厚生労働省																				
製材・合板	( 3 品目)	農林水産省																				
食料品 (酒類を除く)	( 3 4 品目)	農林水産省及び各業界団体等																				
酒類	( 6 品目)	各酒類組合																				
たばこ	( 1 品目)	日本たばこ産業株式会社																				
石炭	( 1 品目)	(財) 石炭エネルギーセンター																				
8 ウェイト 算定	<p>付加価値額ウェイトは、工業統計調査による産業別付加価値額を基礎にしている。</p> <p>この産業別付加価値額は、主業として産業格付けされた事業所の付加価値額であるため、他産業の品目を含んだものとなっている。</p> <p>鉱工業生産指数の品目単位の付加価値額を求めるため、産業別付加価値額を品目別付加価値額の集計に再編してウェイトを算定している。</p> <p>生産額ウェイトは、工業統計調査による品目別生産額を基礎にしている。</p>																					
9 算式	<p>算式は基準年次の固定ウェイトで加重平均するラスパイレス算式である。</p> $Q_t = \frac{\sum \frac{q_{ti}}{q_{0i}} W_{0i}}{\sum W_{0i}} \times 100.0$ <table data-bbox="327 1758 1244 1892"> <tr> <td>Q : 総合指数</td> <td>添字 o :</td> <td>基準時</td> </tr> <tr> <td>q : 数量</td> <td>t :</td> <td>比較時</td> </tr> <tr> <td>W : ウェイト</td> <td>i :</td> <td>採用品目 (i = 1, 2, ……n)</td> </tr> </table>	Q : 総合指数	添字 o :	基準時	q : 数量	t :	比較時	W : ウェイト	i :	採用品目 (i = 1, 2, ……n)												
Q : 総合指数	添字 o :	基準時																				
q : 数量	t :	比較時																				
W : ウェイト	i :	採用品目 (i = 1, 2, ……n)																				

10 季節調整	<p>米国センサス局が開発した「X-12-ARIMA」を採用しており、季節指数、曜日・祝祭日指数は、最近7年間のデータで算出している。</p> <p>なお、平成17年基準改定時のスペックファイルは以下のとおり。</p> <pre> series      { start          = 2001. jan               span           = (2001. 1, 2007. 12)               decimals       = 1               print          = none } transform   { function       = log } arima       { model          = (210) (011)} regression  { variables     = tdlno1pyear1pyear               save          = ( td hol )               user          = ( jap-hol )               usertype      = holiday               start        = 2001. 1                file          = "XXXXXXXX" }  forecast    { maxlead       = 12} estimate    { save         = ( mdl )               maxiter      = 500 }  X11         { print         = (none + d10 + d11 + d16)               save         = (d10 d11 d16 )               seasonalma   = x11default } </pre>
11 調査 価格又は 一次統計	<p>ウェイトの算定基礎資料は工業統計調査等、指数採用品目のデータは、生産動態統計調査、各省庁及び業界団体資料である。</p>
12 指数 の公表	<p>速報：翌月末  確報：翌々月中旬</p>
13 接続 指数	<p>(1) 接続指数とは、旧基準指数にリンク係数を乗じて、便宜的に平成17年基準指数に接続したもので、平成17年基準指数では昭和53年1月まで遡及して作成、公表している。</p>

(2) 12年基準指数等から17年基準接続指数を算出するためのリンク係数を算出する方法は次のとおりで、接続時点は平成15年1月である。

なお、リンク係数に使用する各月の数値は、季節調整済み指数の数値である。

$$\text{リンク係数 (L)} = \frac{\text{17年基準指数の15年1月～3月の平均指数}}{\text{12年基準指数の15年1月～3月の平均指数}}$$

17年基準接続指数 = L × ( 12年基準指数 (10年～14年)、12年基準接続指数 (53年～9年) )

(3) 接続計算は、鉱工業、製造工業、業種分類及び特殊分類別に、原指数、季節調整済指数とも行っている。

(4) 旧基準指数と現行17年基準指数とは分類が若干異なっているが、接続指数は、現行指数に見合う旧指数の分類について行っているため、一部の系列については、時系列の欠損が生じている。

14 平成  
17年基  
準への  
移行時  
期

平成20年4月 (平成20年2月確報分公表時)

15 次期  
基準改  
定年次

平成22年 (予定)

16 利用  
上の注  
意点等

業種分類という言葉を使っているが、正確には品目群の分類であって産業分類ではない。生産指数については、付加価値額ウェイトと生産額ウェイトの2種類の指数を作成しており、一般的な経済情勢などを表現していく場合には、付加価値額ウェイト指数を用いる。出荷や在庫とのバランスを厳密に分析するといった限定的な場合のみ生産額ウェイトを用いる。

本指数は毎年2月確報の指数公表時に前年の1月～12月の原指数データを確定させるとともに季節指数を更新し、旧季節指数で季節調整した前年の月別指数及び四半期別指数等を補正している。このため、利用に際しては、最新公表資料を用いる必要がある。

指数の 名称	生産者出荷指数	作成機関	経済産業省経済産業政策局調査統計部経済解析室 ☎ 03-3501-1511
-----------	---------	------	--

1 目的	鉱工業の生産活動によって産出された製品の出荷動向を総合的に表すことにより、鉱工業に対する需要動向を観察するものである。
2 沿革	昭和 28 年基準指数を作成・公表した後、昭和 32 年 11 月に昭和 30 年基準指数を公表し、以後、5 年ごとに改定している。
3 指数 体系	鉱工業生産指数と同様
4 基準 時及び ウェイト の算定 年次	平成 17 年
5 対象 範囲	鉱業及び製造工業
6 分類	鉱工業生産指数と同様
7 採用 品目	鉱工業生産指数と同様
8 ウェイト 算定	出荷額ウェイトは、工業統計調査による品目別出荷額を基礎にしている。
9 算式	鉱工業生産指数と同様
10 季節 調整	鉱工業生産指数と同様

11 調査 価格又 は一次 統計	鉱工業生産指数と同様
12 指数 の公表	鉱工業生産指数と同様
13 接続 指数	鉱工業生産指数と同様
14 平成 17年基 準への 移行時 期	鉱工業生産指数と同様
15 次期 基準改 定年次	鉱工業生産指数と同様
16 利用 上の注 意点等	本指数は毎年2月確報の指数公表時に前年の1月～12月の原指数データを確定させるとともに季節指数を更新し、旧季節指数で季節調整した前年の月別指数及び四半期別指数等を補正している。このため、利用に際しては、最新公表資料を用いる必要がある。

指数の 名称	生産者製品在庫指数	作成機関	経済産業省経済産業政策局調査統計部経済解析室 ☎ 03-3501-1511
-----------	-----------	------	--

1 目的	生産者製品在庫指数は、鉱工業の生産活動によって産出された製品が出荷されずに生産者の段階に残っている在庫の動きを示す指数である。
2 沿革	昭和 28 年基準指数を作成・公表した後、昭和 32 年 11 月に昭和 30 年基準指数を公表し、以後、5 年ごとに改定を行っている。
3 指数 体系	鉱工業生産指数と同様
4 基準 時及び ウェイト の算定 年次	平成 17 年
5 対象 範囲	鉱業及び製造工業
6 分類	鉱工業生産指数と同様
7 採用 品目	指数の採用系列は生産動態統計調査の調査品目から主として選定しており、平成 17 年基準では 358 系列を採用している。
8 ウェイト 算定	品目別ウェイトは平成 17 年における 1 か月平均の 在庫数量×単価 であり、単価は生産額ウェイト生産指数及び出荷指数と同じものを使用している。 業種別ウェイトは、工業統計調査における製品の年末在庫を年平均在庫に調整し、ふくらましを行っている。
9 算式	鉱工業生産指数と同様



10 季節調整	鉱工業生産指数と同様であるが、スペックについては、regressionの{ }内を削除
11 調査価格又は一次統計	鉱工業生産指数と同様
12 指数の公表	鉱工業生産指数と同様
13 接続指数	鉱工業生産指数と同様
14 平成17年基準への移行時期	鉱工業生産指数と同様
15 時期基準改定年次	鉱工業生産指数と同様
16 利用上の注意点等	本指数は毎年2月確報の指数公表時に前年の1月～12月の原指数データを確定させるとともに季節指数を更新し、旧季節指数で季節調整した前年の月別指数及び四半期別指数等を補正している。このため、利用に際しては、最新公表資料を用いる必要がある。

指数の 名称	生産者製品在庫率指数	作成機関	経済産業省経済産業政策局調査統計部経済解析室 ☎ 03-3501-1511
-----------	------------	------	--

1 目的	生産者製品在庫率指数は、在庫とその出荷の比率の推移をみることにより、生産活動により産出された製品の需給状況がひっ迫してきているか、あるいは緩んできているかを表す指数である。
2 沿革	昭和 28 年 10 月に昭和 25 年基準指数を公表し、以後、5 年ごとに改定を行っている。
3 指数 体系	鉱工業生産指数と同様
4 基準 時及び ウェイト の算定 年次	平成 17 年
5 対象 範囲	鉱業及び製造工業
6 分類	鉱工業生産指数と同様
7 採用 品目	生産者製品在庫率指数の採用系列から生産数量が季節変動により大きく変化する系列（石油ストープ、セパレート形エアコン等）を除き、342 系列を採用している。
8 ウェイト 算定	生産者製品在庫率指数と同様

9 算式	$R_t = \frac{\sum \frac{r_{ti}}{r_{oi}} W_{oi}}{\sum W_{oi}} \times 100.0$
	<p>R : 生産者製品在庫率指数                      添字 o : 基準時</p> <p>r : 在庫率（在庫数量/出荷数量）                      t : 比較時</p> <p>W : 在庫額ウエイト                                      i : 採用品目（i = 1, 2, ……n）</p>
10 季節調整	<p>鋳工業生産指数と同様であるが、スペックについては、regression の { } 内を削除</p>
11 調査 価格又は一次統計	<p>鋳工業生産指数と同様</p>
12 指数の公表	<p>鋳工業生産指数と同様</p>
13 接続指数	<p>鋳工業生産指数と同様</p>
14 平成17年基準への移行時期	<p>鋳工業生産指数と同様</p>
15 次期基準改定年次	<p>鋳工業生産指数と同様</p>
16 利用上の注意点等	<p>本指数は毎年2月確報の指数公表時に前年の1月～12月の原指数データを確定させるとともに季節指数を更新し、旧季節指数で季節調整した前年の月別指数及び四半期別指数等を補正している。このため、利用に際しては、最新公表資料を用いる必要がある。</p>

指数の 名称	製造工業稼働率指数・生産 能力指数	作成機関	経済産業省経済産業政策局調査統計部経済解析室 ☎ 03-3501-1511
-----------	----------------------	------	--

1 目的	製造工業の設備の稼働状況がどのように推移してきたかを表すのが稼働率指数である。個別品目の生産と生産能力の比によって品目別稼働率指数を求め、これを総合して作成する。また、個別品目の生産能力も独自に集計し生産能力指数を作成している。
2 沿革	昭和 28 年 10 月に昭和 25 年 3 月基準指数を、昭和 32 年 11 月に昭和 30 年基準指数を公表し、以後、5 年ごとに改定している。
3 指数 体系	鉱工業生産指数と同様
4 基準 時及び ウェイト の算定 年次	平成 17 年
5 対象 範囲	製造工業
6 分類	分類は、稼働率指数、生産能力指数ともに鉱工業生産指数の分類に準じているが、鉱工業生産指数に比較すると、プラスチック製品工業、食料品・たばこ工業、皮革製品工業、木材・木製品工業、鉱業は系列が得られないため対象外とし、このほか、輸送機械工業では、鋼船と鉄道車両を除き、化学工業から医薬品を除いている。

稼働率・生産能力指数の業種分類

製造工業	精密機械工業
鉄鋼業	窯業・土石製品工業
非鉄金属工業	化学工業
金属製品工業	石油・石炭製品工業
一般機械工業	パルプ・紙・紙加工品工業
電気機械工業	繊維工業
情報通信機械工業	その他工業
電子部品・デバイス工業	
輸送機械工業	

7 採用  
品目 生産動態統計調査において、生産能力又は設備の調査を行っている品目の中から 163 品目を  
選定している。

8 ウェイト  
算定 (1) 製造工業生産能力指数  
品目別ウェイト基準額は、生産動態統計調査から算出する月末平均生産能力額と、平成 17 年  
工業統計調査の品目別付加価値額から生産能力付加価値評価額を作成し、これを使用する。  
ふくらましについては、ふくらまし基準になる総生産能力がとらえられないため、能力調査  
に対応する付加価値額ウェイト生産指数（生産能力生産指数）を作る場合のふくらまし率を使用  
している。  
採用業種について、鉱工業生産指数の細分類単位で全く採用品目のないもののウェイトを除  
く等の調整を行った後、非採用品目のウェイトは、他の指数におけるふくらましと同様に業種  
内の採用品目に配分してふくらましを行っている。  
(2) 製造工業稼働率指数  
能力調査に対応する付加価値額ウェイト生産指数（生産能力生産指数）を作る場合のウェイト  
を使用している。  
作成方法は、鉱工業生産指数と同様であり、ふくらまし率とふくらまし方法は、生産能力指数  
と同様である。

<p>9 算式</p>	<p>算式は、基準年次の固定ウェイトで加重平均するラスパイレス算式である。</p> <p>(1) 製造工業生産能力指数</p> $Q_t = \frac{\sum \frac{q_{ti}}{q_{0i}} W_{0i}}{\sum W_{0i}} \times 100.0$ <p>(2) 製造工業稼働率指数</p> $R_t = \frac{\sum \frac{r_{ti}}{r_{0i}} W_{0i}}{\sum W_{0i}} \times 100.0$ <p>ただし、</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>Q</td><td>: 生産能力指数</td> <td>0</td><td>: 基準時</td> </tr> <tr> <td>R</td><td>: 稼働率指数</td> <td>t</td><td>: 比較時</td> </tr> <tr> <td>q</td><td>: 数量</td> <td>i</td><td>: 採用品目</td> </tr> <tr> <td>r</td><td>: 率 (生産数量/生産能力)</td> <td>W</td><td>: ウェイト</td> </tr> </table>	Q	: 生産能力指数	0	: 基準時	R	: 稼働率指数	t	: 比較時	q	: 数量	i	: 採用品目	r	: 率 (生産数量/生産能力)	W	: ウェイト
Q	: 生産能力指数	0	: 基準時														
R	: 稼働率指数	t	: 比較時														
q	: 数量	i	: 採用品目														
r	: 率 (生産数量/生産能力)	W	: ウェイト														
<p>10 季節調整</p>	<p>製造工業稼働率指数については、鉱工業生産指数と同様。 製造工業生産能力指数については、季節調整は実施していない。</p>																
<p>11 調査 価格又は一次統計</p>	<p>生産動態統計調査において、生産能力又は設備の調査を行っている。</p>																
<p>12 指数の公表</p>	<p>翌々月中旬、生産・出荷・在庫指数の確報資料で公表している。</p>																
<p>13 接続指数</p>	<p>鉱工業生産指数と同様。 ただし、製造工業生産能力指数については、原指数のみを作成しており、リンク係数も原指数で算出している。</p>																

14 平成 17年基 準への 移行時 期	鉱工業生産指数と同様
15 次期 基準改 定年次	鉱工業生産指数と同様
16 利用 上の注 意点等	本指数は毎年2月確報の指数公表時に前年の1月～12月の原指数データを確定させるとともに季節指数を更新し、旧季節指数で季節調整した前年の月別指数及び四半期別指数等を補正している。このため、利用に際しては、最新公表資料を用いる必要がある。

指数の 名称	製造工業生産予測指数	作成機関	経済産業省経済産業政策局調査統計部経済解析室 ☎ 03-3501-1511
-----------	------------	------	--

1 目的	製造工業生産予測指数は、製造工業の先行き2か月の生産について、毎月予測するための数量指数である。
2 沿革	鉱工業生産指数をはじめとする指数が昭和30年基準指数でほぼ体系が確立し、その後、5年ごとに基準改定がおこなわれてきたのに対し、本指数は、昭和46年に初めて昭和44年基準指数が作成され、すぐに鉱工業生産指数等の改定に合わせて昭和45年基準に切り替え、その後5年ごとに改定している。
3 指数 体系	鉱工業生産指数と同様
4 基準 時及び ウェイト の算定 年次	平成17年
5 対象 範囲	製造工業
6 分類	公表分類は次のとおりである。  製造工業 鉄鋼業、非鉄金属工業、金属製品工業、一般機械工業、電気機械工業、情報通信機械工業、電子部品・デバイス工業、輸送機械工業、化学工業、紙・パルプ工業、その他（精密機械工業、窯業、石油製品工業、ゴム製品工業、繊維工業及びその他工業の計）
7 採用 品目	製造工業生産予測調査で調査している195品目



8	ウェイト 算定	付加価値額ウェイトによる。採用品目における予測調査非対象企業分の付加価値額は採用品目にふくらしを行うが、非採用品目についてのふくらしは行っていない。
9	算式	鉱工業生産指数と同様。
10	季節 調整	鉱工業生産指数と同様。
11	調査 価格又 は一次 統計	製造工業生産予測調査により、予測数量を調査している。
12	指数 の公表	生産・出荷・在庫指数の速報資料で公表している。
13	接続 指数	作成していない。
14	平成 17年基 準への 移行時 期	平成20年4月（平成20年4月分公表時）
15	次期 基準改 定年次	鉱工業生産指数と同様。
16	利用 上の注 意点等	鉱工業生産指数は生産動態統計調査を中心とした既存の統計調査の結果を利用しているが、製造工業生産予測指数は独自の統計調査を実施し、その結果で指数を作成している。よって、鉱工業生産指数自体の先行きを予測するものではない。

指数の 名称	鉦工業出荷内訳表、鉦工業 総供給表	作成機関	経済産業省経済産業政策局調査統計部経済解析室 ☎ 03-3501-1511
-----------	----------------------	------	--

1 目的	<p>鉦工業出荷内訳表は、生産者出荷指数を輸出向け出荷と国内向け出荷に分割し、鉦工業製品に対する需要が内外需のいずれによるものかを定量的に把握することを目的とする。</p> <p>鉦工業総供給表は、国産（国内向け出荷）と生産者出荷指数に対応する輸入を輸入指数として算出し、これらを統合したものを総供給とし、国内の鉦工業製品の供給動向を把握することを目的とする。</p>
2 沿革	<p>鉦工業出荷内訳表は昭和 53 年から昭和 55 年基準指数を作成、鉦工業総供給表は昭和 58 年から昭和 60 年年基準指数を作成している。以後、5 年ごとに改定を行っている。</p>
3 指数 体系	<p>鉦工業出荷内訳表は、生産者出荷指数と財務省の貿易統計を用いて、生産者出荷指数の採用品目に対応する貿易統計（輸出）の品目を選定し、鉦工業出荷を品目別に国内向け出荷と輸出向け出荷に分割した上で、これらを統合することにより、業種別、財別の国内向け出荷指数、輸出向け出荷指数を作成している。</p> <p>鉦工業総供給表は、生産者出荷内訳表と財務省の貿易統計（輸入）を用いて、鉦工業出荷内訳表の採用品目に対応する貿易統計（輸入）の品目を選定し、品目別に輸入指数を作成した上で、これを鉦工業出荷内訳表の国内向け出荷（国産）指数と統合することにより、業種別、財別の総供給指数を作成している。</p> <p>なお、国産品指数は、鉦工業出荷内訳表の国内向け出荷指数から、海外からの OEM (Original Equipment Manufacturer) 供給分を差し引いて作成している。</p> <pre> graph TD     A[鉦工業出荷指数] --&gt; B["【鉦工業出荷指数】"]     B -- "【貿易統計】により分割" --&gt; C["【国内向け出荷指数】   【輸出(輸出向け指数)】"]     C -- "除くOEM分" --&gt; D["国産   輸入"]     E["②鉦工業総供給指数"] --&gt; D     F["【貿易統計(輸入分)】"] --&gt; D   </pre>

4 基準  
時及び  
ウェイト  
ト時の  
算定年  
次

平成 17 年

5 対象  
範囲

鉱業及び製造工業

6 分類

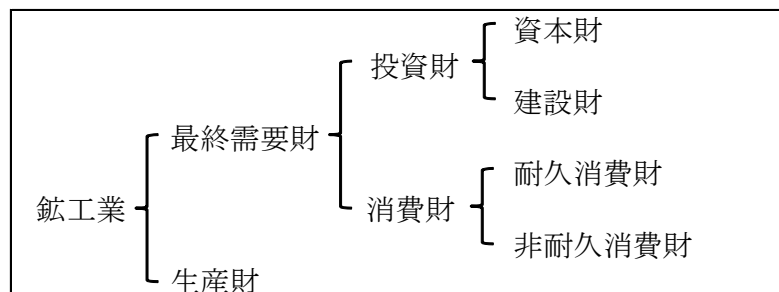
鉱工業生産指数の分類に対応しており、日本標準産業分類に準拠した業種分類と鉱工業製品の経済的用途に着目した財分類の2種類を公表している。公表体系は以下のとおり。

#### 業種分類

鉱工業	
鉄鋼業	精密機械工業
非鉄金属工業	窯業・土石製品工業
金属製品工業	化学工業
一般機械工業	化学工業(除. 医薬品)
電気機械工業	石油・石炭製品工業
情報通信機械工業	プラスチック製品工業
電子部品・デバイス工業	パルプ・紙・紙加工品工業
輸送機械工業	繊維工業

(注) 参考系列として、電気機械工業、情報通信機械工業、電子部品・デバイス工業の3業種を合計した電気機械工業(旧分類)も作成されている。

#### 財分類



(注) 上記以外にも内訳表においては、資本財(除. 輸送機械)、総供給表においては、生産財(除. 鉱業)も作成されている。

7 採用 品目	鋳工業生産指数と同様
8 ウェイト 算定	<p>鋳工業出荷内訳表のウェイト算定にあたっては、出荷のうち製造工業については工業統計表を、鋳業については本邦鋳業のすう勢調査を、輸出については貿易統計を、各指数の業種・財分類に適合するよう調整したうえで用いている。なお、貿易統計輸出額は流通マージンが含まれたFOB価格であるが、鋳工業出荷指数は生産者価格評価となっているため、貿易統計の輸出額から流通マージン部分を除外し、生産者価格に評価替えしている。</p> <p>鋳工業総供給表については、財別・業種別の国産、輸入ウェイトは、鋳工業出荷指数及び出荷内訳表のウェイト算定方式に準じて、平成17年の出荷ウェイト基準額及び貿易統計輸入額を基礎として算出している。</p>
9 算式	<p>算式は基準年次の固定ウェイトで加重平均するラスパイレス算式である。</p> $Q_t = \frac{\sum q_{ti} W_{0i}}{\sum q_{0i} W_{0i}} \times 100.0$ <p>Q： 総合指数                      添字 o： 基準時  q： 数量                              t： 比較時  W： ウェイト                        i： 採用品目 (i=1, 2, ……n)</p>
10 季節 調整	鋳工業生産指数と同様
11 調査 価格又 は一次 統計	ウェイトの算定基礎資料は工業統計調査や貿易統計等、品目のデータは、生産者出荷指数、貿易統計。
12 指数 の公表	翌々月上旬

13 接続 指数	鉱工業生産指数と同様
14 平成 17 年基 準への 移行時 期	平成 20 年 6 月（平成 20 年 4 月分）
15 次期 基準改 定年次	平成 22 年（予定）
16 利用 上の注 意点等	<p>生産者出荷指数と貿易統計を用いた加工統計であり、品目捕捉に限界があることから、基準年において輸出の実績がない場合、指数計算の元となる基準数量が作成できないため、輸出向け出荷及びウエイトがゼロとなり、後に輸出実績があってもすべて国内向け出荷にカウントされることなどもあり注意が必要である。</p> <p>また、輸入品指数及び総供給指数も、基準年において輸入の実績がない（もしくは少量の場合、ウエイトがゼロになってしまうため、その後急激に輸入量が拡大したとしても反映されず、過小評価されている可能性がある）ので注意が必要である。</p>

指数の 名称	第3次産業活動指数	作成機関	経済産業省経済産業政策局調査統計部経済解析室 ☎ 03-3501-1511
-----------	-----------	------	--

1 目的	<p>第3次産業活動指数は、第3次産業に属する業種の生産活動の「活況度」を総合的に捉えることを目的とした指数である。すなわち、個別業種のサービス生産活動（活況度）を示す時系列を、各業種の相対的重要度を表す尺度（付加価値ウェイト）により総合化している。</p>
2 沿革	<p>本指数は、昭和49年に開発・作成に着手し、昭和51年8月に指数試算値（昭和45年基準指数）を発表した。当時、第3次産業の国民経済全体に占める比重は、昭和49年で国内総生産の56%、全就業者の48%の比率を占めており、趨勢的に高まる方向を示し、各種行政施策の策定や景気動向、雇用動向を把握する上で、その存在は極めて大きなものとなっていた。これに対し、これらの産業の実態や動向を示す統計調査は、他の経済分野の統計調査に比べ不十分であることから、サービス経済化、高度情報化の進展に即応した統計の整備、新たな観点からの統計的把握が強く要請されていた。</p> <p>このような状況の中で、経済産業省（当時、通商産業省）は、これに応えるべく第3次産業の総合把握・分析のツールとして指数の開発を更に押し進め、昭和51年8月に発表した指数試算値をベースに関係省庁及び各業界の意見等を踏まえつつ所要の改善を加えて、昭和53年10月に昭和50年基準の「第3次産業活動指数」（昭和48年1月から3月期分以降。年指数及び年度指数については、昭和45年・年度から）を本格的に公表するに至った。</p> <p>その後、5年ごとに改定を加えている。</p>
3 指数 体系	<p>鉱工業生産指数のサービス版として位置づけられている。</p>
4 基準 時及び ウェイト の算定 年次	<p>平成17年</p>

5 対象 範囲	<p>平成 17 年基準の第 3 次産業活動指数の対象範囲は、原則として、平成 20 年 4 月から適用された新しい「日本標準産業分類」（平成 19 年 11 月改訂）の分類に準拠し、以下の 13 大分類に属する業種としている。</p> <p style="text-align: center;">＜第 3 次産業活動指数の対象範囲＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「F 電気・ガス・熱供給・水道業」</li> <li>② 「G 情報通信業」</li> <li>③ 「H 運輸業，郵便業」</li> <li>④ 「I 卸売業，小売業」</li> <li>⑤ 「J 金融業，保険業」</li> <li>⑥ 「K 不動産業，物品賃貸業」</li> <li>⑦ 「L 学術研究，専門・技術サービス業」</li> <li>⑧ 「M 宿泊業，飲食サービス業」</li> <li>⑨ 「N 生活関連サービス業，娯楽業」</li> <li>⑩ 「O 教育，学習支援業」 (ただし、第 3 次産業活動指数では、名称を「学習支援業」とし、教育は「公務等活動指数」の対象業種としている)</li> <li>⑪ 「P 医療，福祉」</li> <li>⑫ 「Q 複合サービス事業」</li> <li>⑬ 「R サービス業（他に分類されないもの）」 (ただし、第 3 次産業活動指数では、名称を「その他サービス業（公務等を除く）」としている)</li> </ul> <p>ただし、平成 17 年基準の第 3 次産業活動指数では、平成 12 年基準指数と同様に、日本標準産業分類の大分類「S 公務」及び他の大分類に属する業種のうち、公務の活動に準ずる扱いをするのが適当と思われる業種は除外している。この措置は、景気判断を最優先とする経済指標としての位置付けを明確にし、第 3 次産業の活動のうち、市場取引されるサービスの生産活動、すなわち民間企業やこれに準拠した公的部門のサービスの生産活動を中心として月次データ系列が得られるものを第 3 次産業活動指数の対象範囲としたことによる。</p>
------------	--

	<p>&lt;第3次産業活動指数では対象外とし、「公務等活動指数」の対象とする業種&gt;</p> <p>①「S 公務」</p> <p>②「P 医療, 福祉」のうち、「保健衛生」(国公立)、「社会保険・社会福祉」(介護事業を除く)。</p> <p>③「O 教育, 学習支援業」のうち、「学校教育」、「社会教育」。</p> <p>④「Q サービス業(他に分類されないもの)」のうち、「学術・開発研究機関」(国公立・非営利)、「廃棄物処理」(公営)、「政治・経済・文化団体」、「宗教」。</p>
6 分類	<p>平成17年基準の第3次産業活動指数の業種分類は、平成20年4月から適用された「日本標準産業分類」(平成19年10月改訂)(以下、J S I Cという)に準拠することを基本としている。</p> <p>ただし、大分類業種はJ S I Cと同じ13業種としたが、それ以下の分類については、データの制約等から、J S I Cとは完全には一致していない。また、平成12年基準指数との連続性等も重視して、J S I Cには存在しない特掲分類を作成し(例:旅客運送業)、J S I Cでは小分類とされる業種を引き続き中分類として扱う(例:自動車賃貸業)等の処理をしたものがある。</p> <p>平成17年基準の第3次産業活動指数では、採用する個別系列の見直しを行うとともに、新たな業種分類に対応した代表性を確保するため、利用可能な新規データの発掘に努め、新規系列の採用を行った。</p>
7 採用品目	167品目
8 ウェイト算定	<p>業種分類ごとのウェイト基準額(ウェイト計算の基となる金額)の算出は、基準年次の各業種の付加価値額を用い、全体を「10,000.0」とする一万分比で表示している。統一的に使用する付加価値額は、「平成17年産業連関表(確報)」(総務省)の部門別粗付加価値額によっている。</p> <p>平成17年産業連関表では、その部門分類を日本標準産業分類の旧分類(平成5年10月改訂)(以下、旧J S I Cという)と対応付けているのに対し、平成17年基準の第3次産業活動指数の業種分類は、原則として日本標準産業分類の新分類(平成19年11月改訂、平成20年4月から適用)(以下、新J S I Cという)に準拠させている。このため、まず、旧J S I Cに対応する産業連関表の部門分類別(6桁)の付加価値額を、新J S I Cの分類に合わせて組み替える作業を行い、対応する平成12年基準の第3次産業活動指数の業種別の付加価値額を算定する。</p> <p>ただし、第3次産業活動指数の業種分類の方が産業連関表の分類よりも詳細なことから、個別の業種の中には産業連関表から直接付加価値額が得られないものも一部ある。これらの業種については、産業連関表の部門別生産額内訳の構成比や他の資料による営業収入額等の構成比などにより付加価値額を分割推計したものを用いている。また、「第3次産業活動指数」と「産業連関表」の生産活動等の捉え方が異なる業種についても、同様の方法により概念調整した付加価値額を用いている。</p>



なお、第3次産業活動指数の非採用業種の付加価値額については、原則として、第3次産業活動指数の中分類段階の採用業種に振り分ける処理（膨らまし）を行っている。

9 算式 第3次産業活動指数の総合指数の算式は、各業種の最末端業種の活動量を示す指数を基準時のウェイトで総合する基準時固定加重算術平均法による。

$$Q_t = \frac{\sum \frac{q_{ti}}{q_{oi}} W_{oi}}{\sum W_{oi}} \times 100.0$$

Q : 第3次産業活動指数の総合指数                      o : 基準時  
q : 最末端業種の活動量                                      t : 比較時  
w : ウェイト    i : 最末端業種の数 (i=1, 2, …n)

10 季節調整 米国センサス局が開発した「X-12-ARIMA」を採用しており、季節指数、曜日・祝祭日指数は、最近8年間のデータで算出している。

なお、第3次産業活動指数では、系列毎に最適化したスペックを適用しているため、スペックが異なる。

11 調査 第3次産業活動指数は、数量指数主義を採用している。このため、第3次産業活動指数の作成に使用するデータは、この考え方に沿って決定する必要がある。しかしながら、第1次産業や第2次産業に係る統計と比べ、第3次産業の統計データは整備が不十分なこともあり、月次の生産活動の状況を示すデータを、統一的な概念規定のもとに選定することは困難な状況にある。

そこで、実際の指数作成用データは、原則として、以下のような4段階の優先順位によるデータ採用基準に基づいて選定を行っている。

なお、月次データが得られない場合には、年次データ又は四半期データを便宜的に代用データとして採用し、これを等差補間（注）等によって推計した値を代用月次データとして利用している業種も一部にある（例えば、ホテルの採用データ「客室総数×月間客室稼働率」のうち、「客室総数」など）。

(注) 等差補間：年次、四半期データをもとに、2時点間の変化量が一定となるように月次データを推計する方法。

<業種別指数作成用データの採用基準>

- ①第1順位：「生産を表す数量データ」
- ②第2順位：「生産を表す金額データ」
- ③第3順位：「生産の動きを代用し得る数量データ」
- ④第4順位：「生産の動きを代用し得る金額データ」

(注) ②及び④の金額データは、デフレータで実質化した後、指数化する。

<採用データ>

- 1) 電気業 (発受電電力量)
- 2) ガス業 (ガス生産量)
- 3) 熱供給業 (販売熱量)
- 4) 水道業 (上水道配水量)
- 5) 通信業：  
地域・長距離電気通信業 (推計売上高)  
ISP業 (推計契約世帯数)  
移動電気通信業 (推計売上高)
- 6) 放送業：  
公共放送業 (NHK受信契約件数)  
民間放送業 (民間放送事業・ケーブルテレビ事業売上高)
- 7) 情報サービス業 (情報サービス業売上高)
- 8) インターネット附随サービス業 (インターネット接続料 (通信料のみ))
- 9) 映像・音声・文字情報制作業：  
ビデオ制作・配給業 (ビデオソフト売上高)  
映画制作・配給業 (映画館入場料収入)  
テレビ番組制作・配給業 (テレビ広告売上高)  
レコード制作業 (レコード生産額)  
ラジオ番組制作業 (ラジオ広告売上高)  
新聞業 (新聞発行部数)  
出版業 (週刊誌、月刊誌、書籍発行部数)
- 10) 鉄道旅客運送業 (JR、民鉄旅客数)
- 11) 鉄道貨物運送業 (JR貨物取扱量)
- 12) 道路旅客運送業 (バス、タクシー旅客数)
- 13) 道路貨物運送業 (トラック貨物取扱量、宅配貨物取扱量)
- 14) 水運旅客運送業 (自動車航送定期航路旅客数)
- 15) 水運貨物運送業 (国籍別船舶入港純トン数、内航海運貨物取扱量)

- 16) 航空旅客運送業（航空旅客数）
- 17) 航空貨物運送業（航空貨物取扱量）
- 18) 倉庫業（月間入庫高、月末保管残高）
- 19) 運輸に附帯するサービス業：
  - 港湾運送業（推計輸送量）
  - こん包業（第3次産業活動指数の貨物運送業の原指数で代用）
  - 運輸施設提供業（有料道路自動車利用台数、推計着陸料・施設使用料）
- 20) 郵便事業（内国引受郵便物数、国際差立郵便物数）
- 21) 各種商品卸売業（各種商品卸売業販売額）
- 22) 繊維・衣服等卸売業：
  - 繊維品卸売業（繊維品卸売業販売額）
  - 衣服・身の回り品卸売業（衣服・身の回り品卸売業販売額）
- 23) 飲食料品卸売業：
  - 農畜産物・水産物卸売業（農畜産物・水産物卸売業販売額）
  - 食料・飲料卸売業（食料・飲料卸売業販売額）
- 24) 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業：
  - 建築材料卸売業（建築材料卸売業販売額）
  - 化学製品卸売業（化学製品卸売業販売額）
  - 鉱物・金属材料卸売業（鉱物・金属材料卸売業販売額）
- 25) 機械器具卸売業：
  - 一般機械器具卸売業（一般機械器具卸売業販売額）
  - 自動車卸売業（自動車卸売業販売額）
  - 電気機械器具卸売業（電気機械器具卸売業販売額）
  - その他の機械器具卸売業（その他の機械器具卸売業販売額）
- 26) 家具・建具・じゅう器等卸売業（家具・建具・じゅう器卸売業販売額）
- 27) 医薬品・化粧品等卸売業（医薬品・化粧品卸売業販売額）
- 28) その他の卸売業（その他の卸売業販売額）
- 29) 各種商品小売業（各種商品小売業販売額）
- 30) 織物・衣服・身の回り品小売業（織物・衣服・身の回り品小売業販売額）
- 31) 飲食料品小売業（飲食料品小売業販売額）
- 32) 自動車小売業（自動車小売業販売額）
- 33) 機械器具小売業（機械器具小売業販売額）
- 34) 燃料小売業（燃料小売業販売額）
- 35) その他の小売業（その他の小売業販売額）
- 36) <特掲>無店舗販売小売業（月次売上高）

- 37) 銀行業・共同組織金融業：  
金融仲介業務（マネースtock平均残高のM3）  
金融決済業務（手形交換高枚数、日本銀行当座預金決済高、全銀システム取扱高件数、外国為替円決済交換高件数）
- 38) 貸金業、クレジットカード業：  
貸金業（口座数）  
クレジットカード業（販売信用業務取扱高、消費者金融業務取扱高）
- 39) 金融商品取引業、商品先物取引業：  
金融商品取引業（公社債発行高、上場株式売買代金）
- 40) 保険業：  
生命保険業（生命保険会社収入保険料、かんぽ収入保険料）  
損害保険業（損害保険会社元受正味保険料（積立保険料を含む））
- 41) 不動産取引業：  
戸建住宅売買業（戸建成約件数）  
マンション分譲業（マンション全売却戸数）  
土地売買業（土地成約件数）  
賃貸仲介業（賃貸物件成約）
- 42) 不動産賃貸業：  
貸事務所業（実質貸室面積）  
住宅賃貸業（推計貸家床面積）  
駐車場業（自動車保有車両数（「二輪自動車」と「特殊車両分」を除く））
- 43) 物品賃貸業：  
リース業（リース物件購入額の60カ月移動平均値）  
レンタル業（レンタル売上高）  
自動車賃貸業（自動車リース取扱高、レンタカー車両保有台数）
- 44) 学術・開発研究機関：  
学術・開発研究機関（学術研究機関・雇用指数×総実労働時間指数）
- 45) 専門サービス業：  
法律事務所、特許事務所（法律事務所活動量、特許、実用新案、意匠、商標出願数）  
公証人役場、司法書士事務所（登記事務取扱数）  
公認会計士事務所、税理士事務所（税理士事務所活動量）  
広告業（広告業売上高）  
技術サービス業（土木・建築サービス契約金額、専門機械受注金額、エンジニアリング業受注高(国内)の32カ月移動平均値）

- 46) 宿泊業：  
 旅館（旅館定員稼働率×旅館客室総数）  
 ホテル（ホテル客室利用率×ホテル客室総数）
- 47) 飲食店、飲食サービス業：  
 食堂、レストラン（推計一般飲食店（喫茶店を除く）売上高）  
 遊興飲食店（推計遊興飲食店売上高）  
 喫茶店（推計喫茶店売上高）  
 ファーストフード店及び飲食サービス業（推計売上高）
- 48) 洗濯・理容・美容・浴場業：  
 洗濯業（洗濯代、推定リネン取扱量）  
 理容業（理髪料）  
 美容業（パーマメント代、セット代、カット代）  
 浴場業（入湯料）
- 49) その他の生活関連サービス業：  
 旅行業（旅行取扱額）  
 冠婚葬祭業（葬儀業、結婚式場業取扱件数）  
 写真業（現像焼付代）
- 50) 娯楽業：  
 映画館（映画館入場者数）  
 劇場・興行場（劇場・興行場入場者数）  
 興行団（相撲、ボクシング、プロ野球、Jリーグ、プロゴルフ、音楽系興行団入場者数）  
 競輪・競馬等の競走場、競技団（競輪、競馬、オートレース、モーターボート競走売上額）  
 スポーツ施設提供業（ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、フィットネスクラブ利用者数）  
 公園、遊園地（遊園地・テーマパーク入場者数）  
 遊戯場（パチンコホール売上高）
- 51) 学習支援業：  
 学習塾（受講者数）  
 教養・技能教授業（外国語会話教室受講生数、カルチャーセンター受講生数）
- 52) 医療業（医科診療及び歯科診察の点数（後期高齢者を含む））
- 52) 介護事業（介護サービス受給者数）
- 53) 郵便局（簡易郵便局推計活動料）
- 54) 協同組合（農林漁業就業者数）
- 55) 廃棄物処理業（廃棄物処理・雇用指数×総実労働時間指数）

	<p>56) 自動車整備業（自動車整備費）</p> <p>57) 職業紹介・労働者派遣業（長短派遣人員）</p> <p>58) その他の事業サービス業（警備業活動量）</p>
12 指数 の公表	<p>当該調査月の1ヵ月+約18日後に「速報」として公表する（HPでも同時公表）。</p> <p>なお、「第3次産業活動指数」（経済産業省経済産業政策局調査統計部）により公表している。</p>
13 接続 指数	<p>接続指数とは、旧基準指数にリンク係数を乗じて、便宜的に平成17年基準指数に接続したもので、平成17年基準指数では昭和63年1月まで遡及して作成、公表している。</p> <p>12年基準指数等から17年基準接続指数を算出するためのリンク係数を算出する方法は次のとおりで、接続時点は平成15年1月である。</p> <p>なお、リンク係数に使用する各月の数値は、季節調整済み指数の数値である。</p> $\text{リンク係数 (L)} = \frac{\text{17年基準指数の15年1月～3月の平均指数}}{\text{12年基準指数の15年1月～3月の平均指数}}$ <p>17年基準接続指数 = L × ( 12年基準指数 (10年～14年)、12年基準接続指数 (63年～9年) )</p>
14 平成 17年 基準へ の移行 時期	平成21年6月（平成21年4月分公表時）
15 次期 基準改 定年次	平成22年（予定）
16 利用 上の注 意点等	<p>第3次産業活動指数は、当月の指数作成時にデータの入手が間に合わないため推計データや代用データを利用している系列の中で、翌月公表時に確定データへの入れ替えが可能な系列については再計算を行い指数の補正を行っている。さらに、年に1回、年間補正時に前年の数値の見直しを行うとともに、季節指数の更新に伴う指数の補正を行っている。指数の利用に当たっては、最新公表資料を用いる必要がある。</p>

指数の 名称	全産業活動指数	作成機関	経済産業省経済産業政策局調査統計部経済解析室 ☎ 03-3501-1511
-----------	---------	------	--

1 目的	全産業活動指数は全産業の生産活動状況を供給面から捉えることを目的としている。
2 沿革	昭和53年10月以降、第3次産業活動指数の公表と共に第1次産業及び第2次産業を含めた産業全体の活動状況を総合的に把握するための指標として全産業活動指数を公表してきた。 平成2年基準までは四半期ごとの公表だったが、7年基準（11年3月分）から月次公表となっている。18年4月分からは、第3次産業活動指数の公表早期化に伴い、全産業供給指数と同時に公表している。
3 指数 体系	国内の経済活動を消費や投資などの需要面でとらえたGDPとは異なり、全産業の付加価値額の動きを供給面からとらえた指数で、「供給側からみたGDP」ともいわれる。
4 基準 時及び ウェイト の算定 年次	平成17年
5 対象 範囲	農林水産業、建設業、鉱工業、第3次産業、公務等の全産業
6 分類	農林水産業、建設業、鉱工業、第3次産業、公務等
7 採用 品目	9系列（建設業は5品目）
8 ウェイト 算定	ウェイトは、基準年の平成17年産業連関表の部門別粗付加価値額（分類不明を除く）によって基準額を算定して作成している。

9 算式	<p>全産業活動指数の総合指数の算式は、各業種の最末端業種の活動量を示す指数を基準時のウェイトで総合する基準時固定加重算術平均法による。</p>
	$Q_t = \frac{\sum \frac{q_{ti}}{q_{0i}} W_{0i}}{\sum W_{0i}} \times 100.0$
	<p>Q : 全産業活動指数の総合指数                      o : 基準時  q : 最末端業種の活動量                                t : 比較時  w : ウェイト    i : 最末端業種の数 (i=1, 2, …n)</p>
10 季節調整	<p>米国センサス局が開発した「X-12-ARIMA」を採用しており、季節指数、曜日・祝祭日指数は、最近8年間のデータで算出している。</p> <p>なお、全産業活動指数では、系列毎に最適化したスペックを適用しているため、スペックが異なる。</p>
11 調査価格又は一次統計	
12 指数の公表	<p>当該調査月の1ヵ月+約20日後に「速報」として公表する（HPでも同時公表）。</p> <p>なお、「全産業活動指数・全産業供給指数」（経済産業省経済産業政策局調査統計部）により公表している。</p>
13 接続指数	<p>接続指数とは、旧基準指数にリンク係数を乗じて、便宜的に平成17年基準指数に接続したもので、平成17年基準指数では昭和63年1月まで遡及して作成、公表している。</p> <p>12年基準指数等から17年基準接続指数を算出するためのリンク係数を算出する方法は次のとおりで、接続時点は平成15年1月である。</p> <p>なお、リンク係数に使用する各月の数値は、季節調整済み指数の数値である。</p>



	$\text{リンク係数 (L)} = \frac{\text{17年基準指数の15年1月～3月の平均指数}}{\text{12年基準指数の15年1月～3月の平均指数}}$ <p>17年基準接続指数 = L × ( 12年基準指数 (10年～14年)、12年基準接続指数 (63年～9年))</p>
14 平成 17年 基準へ の移行 時期	平成21年6月 (平成21年4月分公表時)
15 次期 基準改 定年次	平成22年 (予定)
16 利用 上の注 意点等	<p>全産業活動指数は、鉱工業生産指数、第3次産業活動指数、農林水産業生産指数、建設業活動指数、公務等活動指数を付加価値額ウエイトで加重平均することにより算出。日本全体の生産活動状況を供給面から把握できる。なお、農林水産業生産指数は暦年のみ作成している。</p> <p>全産業活動指数は、第3次産業活動指数が毎月の公表時に2ヶ月前の分まで遡及補正するため、同様に2ヶ月前の公表値を遡及補正しているため、最新公表物を用いる必要がある。さらに、年に1回、年間補正時に前年の数値の見直しを行うとともに、季節指数の更新に伴う指数の補正を行っている。</p>

指数の 名称	全産業供給指数	作成機関	経済産業省経済産業政策局調査統計部経済解析室 ☎ 03-3501-1511
-----------	---------	------	--

1 目的	全産業供給指数は消費、投資、輸出、輸入といった各最終需要の動向を供給面から捉えることを目的としている。
2 沿革	産業活動分析（11年7～9月期）に試算値として作成（7年基準）、13年1～3月期には、情報化関連消費・投資などの系列の拡充を図り四半期データを「産業活動分析」で公表。 その後、17年2月分からHPによる月次公表を開始。18年4月分からは全産業活動指数と同時公表している。
3 指数 体系	供給側の指標（鉱工業出荷内訳表、鉱工業総供給表、第3次産業活動指数及び建設業活動指数）を需要項目別に再集計し、各需要項目で用いられた財及びサービスがどの産業から供給されたかを定量的にとらえた指数。
4 基準 時及び ウェイト の算定 年次	平成17年
5 対象 範囲	農林水産業を除く、全産業の最終需要（消費、投資、輸出）及び輸入。投資には、在庫純増は含まない。
6 分類	需要項目：最終需要部門計、消費、投資、輸出、輸入 供給：鉱工業（財）、建設業、第3次産業、公務等
7 採用 品目	鉱工業（496）、建設業（4）、第3次産業（167）、公務等（1）
8 ウェイト 算定	ウェイトは、基準年の平成17年産業連関表の最終需要部門の取引額によって基準額を算定して作成している。

9 算式	<p>全産業供給指数の総合指数の算式は、各業種の最末端業種、需要項目の活動量を示す指数を基準時のウェイトで総合する基準時固定加重算術平均法による。</p> $Q_t = \frac{\sum \frac{q_{ti}}{q_{oi}} W_{oi}}{\sum W_{oi}} \times 100.0$ <p>Q : 全産業供給指数の総合指数                      o : 基準時  q : 最末端業種の活動量                                t : 比較時  w : ウェイト    i : 最末端業種の数 (i=1, 2, …n)</p>
10 季節調整	<p>米国センサス局が開発した「X-12-ARIMA」を採用しており、季節指数、曜日・祝祭日指数は、最近8年間のデータで算出している。</p> <p>なお、全産業供給指数では、系列毎に最適化したスペックを適用しているため、スペックが異なる。</p>
11 調査価格又は一次統計	
12 指数の公表	<p>当該調査月の1ヵ月+約20日後に「速報」として公表する（HPでも同時公表）。</p> <p>なお、「全産業活動指数・全産業供給指数」（経済産業省経済産業政策局調査統計部）により公表している。</p>
13 接続指数	<p>接続指数とは、旧基準指数にリンク係数を乗じて、便宜的に平成17年基準指数に接続したもので、平成17年基準指数では昭和63年1月まで遡及して作成、公表している。</p> <p>12年基準指数等から17年基準接続指数を算出するためのリンク係数を算出する方法は次のとおりで、接続時点は平成15年1月である。</p> <p>なお、リンク係数に使用する各月の数値は、季節調整済み指数の数値である。</p>

	<p style="text-align: center;">17年基準指数の15年1月～3月の平均指数</p> $\text{リンク係数 (L)} = \frac{\text{17年基準指数の15年1月～3月の平均指数}}{\text{12年基準指数の15年1月～3月の平均指数}}$ <p>17年基準接続指数 = L × ( 12年基準指数 (10年～14年)、12年基準接続指数 (63年～9年))</p>
14 平成 17年 基準へ の移行 時期	平成21年6月 (平成21年4月分公表時)
15 次期 基準改 定年次	平成22年 (予定)
16 利用 上の注 意点等	全産業供給指数は、第3次産業活動指数が毎月の公表時に2ヶ月前の分まで遡及補正するため、同様に2ヶ月前の公表値を遡及補正しているため、最新公表物を用いる必要がある。さらに、年に1回、年間補正時に前年の数値の見直しを行うとともに、季節指数の更新に伴う指数の補正を行っている。

指数の 名称	建設工事費デフレーター	作成 機関	国土交通省総合政策局情報・安全調査課建設統計室 03-5253-8111 (内28-612)
-----------	-------------	----------	---

1 目的	建設工事費デフレーターは、建設工事に係る名目工事費額を基準年度の実質値に換算するための指数として作成されている。
2 沿革	国土交通省（旧建設省）所管の工事種別土木工事を対象とする土木工事費デフレーターを昭和26年度分から作成している。 昭和35年度分からは、建築工事等を加え建設工事全般を対象とする建設工事費デフレーターを作成している。
3 指数 体系	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 印は、個別デフレーター  <span style="font-size: 0.8em;">★</span> 印は、参考系列 </div>

4 基準時 及びウェ イト時の 算定年次	平成17年度
5 対象 範囲	国内の建設工事全般
6 分類	<p>① 個別デフレーター(40系列) ※内1系列は未公表  ウエイトを「平成17年建設部門分析用産業連関表」「平成17年産業連関表  特別調査結果 公共事業・土木工事編」により作成し、対応する指数を「毎月勤  労統計」「消費者物価指数」「企業物価指数」「企業向けサービス価格指数」を用  いてラスパイレス方式により算出している。</p> <p>② 統合デフレーター(20系列)  個別デフレーターを別途作成している「建設投資見通し」の実績値をウエイト  にしてパーシェ型(インプリシット方式)により算出している。</p> <p>③ 参考系列(15系列)  統合デフレーター算出には使われていないが、個別デフレーターと同様の作成  方法により、参考として算出している。</p>
7 採用 品目	<p>① 毎月勤労統計  建設業・規模5人以上、給与総額の指数(季節調整値)</p> <p>② 消費者物価指数  総合(除く帰属家賃)</p> <p>③ 企業物価指数  195指数</p> <p>④ 企業向けサービス価格指数  43指数</p>

<p>8 ウェイト算定</p>	<p>個別デフレーターのウェイト 平成17年建設部門分析用産業連関表 第1表 基本分類建設部門取引価格(生産者価格)のうち10万分の100以上の項目についてウェイトとして算定</p>
<p>9 算式</p>	<p>① 個別デフレーター 個別工事 t に対する平成17年度基準の個別工事費デフレーター <math>I_t</math> は、以下の式により求めることができる。</p> $I_t^{H17} = L_t^{H17} \cdot V^{H17} + \sum \left[ M_t^{H17} \cdot W^{H17} \right]$ <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="margin: 0;">I = デフレーター H17 = 基準年度 V, W = ウェイト L = 労務に対応させた物価指数 M = 資材等に対応させた物価指数</p> </div> <p>② 総合デフレーター 総合デフレーターは、個別の名目額を個別デフレーターで実質値にし、それら名目額の合計を実質額の合計で除して求めるインプリシット方式により算出している。総合する際のウェイトは「建設投資」のウェイトによる。</p> $\boxed{\text{総合デフレーター}} = \frac{\sum \text{個別名目工事費}}{\sum \frac{\text{個別名目工事費}}{\text{個別デフレーター}}}$ <p style="text-align: center;">(インプリシット方式)</p>
<p>10 季節調整</p>	<p>なし</p>

11 調査価格又は一次統計	7. 採用品目による
12 指数の公表	2 か月前のデータを毎月公表
13 接続指数	<p>新旧指数の接続については、平成12年度基準値の平成12年度値（100）と平成7年度基準による平成12年度値によりリンク係数を求め、新指数と接続させる。</p> <p>平成17年度基準接続指数</p> $= \text{平成12年度基準指数} \times \frac{\text{平成17年度基準の平成17年度平均指数 (=100)}}{\text{平成12年度基準の平成17年度平均指数}}$ <p style="text-align: center;">(リンク係数)</p> <p>なお、原則として、年度については個々のデフレーターを開始時期まで遡及し、月別は平成17年4月まで、四半期別については平成17年4-6月期まで遡及する。</p>
14 平成17年基準への移行時期	平成22年4月データ(平成22年6月30日公表)
15 次期基準改定年次	平成27年予定(産業連関表改定を受けて改定)
16 利用上の注意点等	建設工事費デフレーターは生産者価格であり購入者価格ではないため、企業利益等は反映されていない。



指数の 名 称	企業物価指数	作成機関	日本銀行調査統計局物価統計課 ☎ 03-3279-1111 (内 4073)
------------	--------	------	---

1 目的	<p>企業物価指数は、企業間で取引される財の価格に焦点を当てた物価指数である。その主な目的は、財価格の捕捉を通じて、財の需給動向を把握し、景気動向ひいては金融政策を判断するための材料を提供することにある。また、名目金額で表示される生産額から価格要因を除去して数量（実質生産量）を算出するデフレーターとしての機能のほか、企業間での個々の商取引における値決めの参考指標としての機能も有している。</p>
2 沿革	<p>企業物価指数は、1897（明治 30）年に日本銀行が 1887（明治 20）年 1 月基準の「東京卸売物価指数」の公表を開始したことに始まる、100 年以上の歴史を有する物価指数である。</p> <p>発足当初は、商品の相対的な重要度を考慮せず単純平均により指数を計算していたが、1933（昭和 8）年基準より対象商品のウェイトを考慮した固定基準ラスパイレズ指数算式による加重平均指数に移行。</p> <p>1952（昭和 27）年基準より統計名称を「卸売物価指数」に変更。</p> <p>1960（昭和 35）年基準以降は、5 年ごとの基準改定を行うパターンが確立し、以後、改定の都度、採用品目の拡充や分類編成の見直しを実施してきている。そうした中で、1980（昭和 55）年基準に指数体系の抜本的な見直しを行い、国内、輸出、輸入の 3 指数からなる現行の体系が成立した。</p> <p>2000（平成 12）年基準より、統計名称を「企業物価指数」に変更。</p>
3 指数 体系	<p>&lt;基本分類指数&gt;</p> <p>○ 国内企業物価指数</p> <p>国内市場向けの国内生産品を対象とし、企業間における取引価格（主として生産者出荷価格、一部、卸売出荷価格）を調査対象とした物価指数。5 大類別と 22 類別で構成。</p> <p>○ 輸出・輸入物価指数</p> <p>輸出物価指数は輸出品が本邦から積み出される段階の価格を、輸入物価指数は輸入品が本邦へ入着する段階の価格を調査した物価指数。円ベース、契約通貨ベースの双方の指数を作成。輸出物価指数は 8 類別、輸入物価指数は 11 類別で構成。</p>

	<p>&lt;参考指数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 需要段階別・用途別指数 基本分類指数を商品の需要段階や用途に着目した分類に組み替えて集計したものの。価格の波及プロセスの把握など、物価動向の多面的な分析に利用される。</li> <li>○ 連鎖方式による国内企業物価指数 国内企業物価指数を、連鎖基準ラスパイレス指数算式で計算したもの。ウェイトを毎年更新し、1年ごと（毎年12月）に基準化（指数水準を100にリセット）した指数を、基準年以降、掛け合わせるにより作成している。</li> <li>○ 消費税を除く国内企業物価指数 国内企業物価指数について、消費税を除いたベースで作成したもの。</li> <li>○ 戦前基準指数 基本分類指数および需要段階別・用途別指数を、戦前基準指数の分類（基本分類、特殊分類&lt;用途別&gt;）に組み替えた指数。1934～1936（昭和9～11）年を基準時（1934～1936年=1）とし、1900年10月以降の指数系列を接続した指数を作成している。</li> </ul>
4 基準時及びウェイト時の算定年次	2005（平成17）年
5 対象範囲	<p>企業物価指数は、企業間で取引される財（電力、ガス、工業用水などを含む）を対象範囲としている。したがって、①生産者から家計に直接販売される商品、②財とみなせない商品は、対象範囲に含めていない。</p> <p>また、企業間で取引される財であっても、①取引額が推計できない商品（建物など）や、②価格の継続調査が困難な商品は、品目としての採用を見送っている。なお、品目として採用できなかった商品のうち、企業物価指数の採用品目に属性の類似する商品や価格動向を近似できる適当な商品が見当たらないもの（武器、弾薬、船舶、生鮮食品など）については、指数の対象範囲から除外している。</p>

6 分類	<p>企業物価指数の基本分類指数では、採用品目を商品の属性に応じ、分類している。参考指数では、特定の利用目的に応じて基本分類指数の品目・ウェイトを組み替えることなどにより、分類している。</p> <p>&lt;基本分類指数&gt;</p> <p>○ 国内企業物価指数</p> <p>総平均、大類別、類別、小類別、商品群および品目の6段階で構成している。</p> <p>大類別は、総務省『日本標準産業分類』などを参考に、5大類別を設定。類別は、大類別「工業製品」では経済産業省『工業統計表』（品目編）などを参考に、非工業製品の4つの大類別では大類別と同一の類別を設定し、合計22類別を設定している。また、小類別、商品群は、構成品目の属性に応じて、89小類別、238商品群を設定。品目は、857品目を設定している。</p> <p>○ 輸出物価指数、輸入物価指数</p> <p>総平均、類別、小類別、商品群および品目の5段階で構成している。</p> <p>類別は、財務省『貿易統計』などを参考に、輸出物価指数で8類別、輸入物価指数で11類別を設定している。小類別、商品群は、構成品目の属性に応じて、輸出物価指数で29小類別、71商品群、輸入物価指数で43小類別、87商品群を設定。品目は、輸出物価指数で213品目、輸入物価指数で268品目を設定している。</p> <p>&lt;参考指数&gt;</p> <p>○ 需要段階別・用途別指数</p> <p>需要段階別分類として、「国内需要財」（国内品＋輸入品）と「輸出品」に大別。さらに「国内需要財」について、「素原材料」、「中間財」、「最終財」に分類。</p> <p>さらに、需要段階別分類の内訳として、用途別の分類項目を設定している。</p> <p>○ 連鎖方式による国内企業物価指数、消費税を除く国内企業物価指数</p> <p>国内企業物価指数の分類と同様に設定している。</p> <p>○ 戦前基準指数</p> <p>基本分類として総平均と12類別を設定しているほか、特殊分類（用途別）を設定している。</p>
------	---

7 採用 品目	<p>○ 品目の採用基準</p> <p>国内企業物価指数…基準年（2005年）における「ウェイト対象総取引額」（国内で生産した国内需要家向けの財の出荷総額）の1万分の1（232億円）以上の取引シェアをもつ商品。</p> <p>輸出・輸入物価指数…基準年（2005年）における「ウェイト対象総取引額」（財の輸出総額・輸入総額）の1万分の5（輸出：300億円、輸入：266億円）以上の取引シェアをもつ商品。</p> <p>○ 採用品目数</p> <p>国内企業物価指数で857品目、輸出物価指数で213品目、輸入物価指数で268品目を採用。</p>
8 ウェイト 算定	<p>① 国内企業物価指数</p> <p>基準年（2005年）における経済産業省『工業統計表』（品目編）の製造品出荷額から、財務省『貿易統計』の輸出額を差し引いた国内向け出荷額を使用。上記に依れない場合（非工業製品など）は、他の官庁・業界統計などを使用。</p> <p>② 輸出物価指数、輸入物価指数</p> <p>基準年（2005年）における財務省『貿易統計』の輸出・輸入額を使用。</p>
9 算式	<p>企業物価指数の計算に用いる算式は、各時点ごとに各種商品の価格をまず指数化し、その価格指数を基準時に固定した金額ウェイトにより加重算術平均する「固定基準ラスパイレス指数算式」を採用している。</p> <p>固定基準ラスパイレス指数算式：<math display="block">P_{0,t}^L = \frac{\sum p_{t,i} q_{0,i}}{\sum p_{0,i} q_{0,i}} = \sum \frac{p_{t,i}}{p_{0,i}} w_{0,i}</math></p> <p><math>P_{0,t}^L</math>：基準時点を0とした比較時点 <math>t</math> における固定基準ラスパイレス指数  <math>p_{t,i}</math>：比較時点 <math>t</math> における商品 <math>i</math> の価格  <math>p_{0,i}</math>：基準時点0における商品 <math>i</math> の価格  <math>w_{0,i}</math>：基準時点0における全取引額に対する商品 <math>i</math> の取引額シェア（ウェイト）  <math>q_{0,i}</math>：基準時点0における商品 <math>i</math> の数量</p> <p>&lt;品目指数の算出&gt;</p> <p>調査価格ごとに、当月の報告価格（「比較時価格」）をそれぞれの「基準時価格」（基準年平均=100.0に相当する価格）で除して個別の調査価格指数を算出する。この調査価格指数に各々の調査価格ウェイトを乗じ（調査価格の加重指数）、当該品目に属する全調査価格の加重指数の合計（品目加重指数）を当該品目のウェイトで除することにより、品目指数を算出している。</p>

<上位段階の指数の算出>

総平均、大類別、小類別といった上位段階についても、品目指数と同様の集計方法により、当該分類に属する全調査価格の加重指数の合計を当該分類のウェイトで除することにより、指数を算出している。

参考指数「連鎖方式による国内企業物価指数」では、品目より上位段階の指数計算に「連鎖基準ラスパイレス指数（連鎖基準算術平均）算式」を採用している。

$$\text{連鎖基準ラスパイレス指数算式： } CP_{t,m} = P_{2005,12}^{2005} \times \frac{P_{2006,12}^{2005}}{P_{2005,12}^{2005}} \times \dots \times \frac{P_{t,m}^{t-1}}{P_{t-1,12}^{t-1}}$$

$CP_{t,m}$  :  $t$ 年  $m$ 月の連鎖基準ラスパイレス指数

$P_{t,m}^{t-1}$  :  $t-1$ 年ウェイトを用いて計算した  $t$ 年  $m$ 月の指数

$P_{2005,12}^{2005}$  : 2005年平均を基準（100.0）として計算した2005年12月の指数

<品目指数の算出>

個別の調査価格指数（比較時価格／基準時価格）を各々の調査価格のウェイトを用いて加重幾何平均することにより、品目指数を算出している。

$$P_{t,m}^{t-1} = (d_{1,t,m})^{w_1} \times (d_{2,t,m})^{w_2} \times \dots \times (d_{l,t,m})^{w_l} = \prod_{j=1}^l (d_{j,t,m})^{w_j}$$

$P_{t,m}^{t-1}$  :  $t$ 年  $m$ 月の品目指数

$d_{j,t,m}$  :  $t$ 年  $m$ 月の当該品目に属する調査価格  $j$ の指数

$l$  : 当該品目を構成する調査価格の数

$w_j$  : 個別調査価格が当該品目に占めるウェイトのシェア（＝個別調査価格のウェイト／当該品目のウェイト）

<上位段階の指数の算出>

下式により、上位段階の指数の前年 12 月を基準とした変化率を算出。この変化率を、連鎖基準ラスパイレズ指数算式に従い、各分類の基準年 12 月の指数に、毎年、掛け合わせていくことにより、指数を算出。

$$\frac{P_{t,m}^{t-1}}{P_{t-1,12}^{t-1}} = \sum_{i=1}^n \frac{i P_{t,m}^{t-1}}{i P_{t-1,12}^{t-1}} w_{i,t-1}$$

$P_{t,m}^{t-1} / P_{t-1,12}^{t-1}$  :  $t-1$  年 12 月から  $t$  年  $m$  月までの上位段階の指数の変化率

$i P_{t,m}^{t-1} / i P_{t-1,12}^{t-1}$  :  $t-1$  年 12 月から  $t$  年  $m$  月までの品目指数の変化率

$w_{i,t-1}$  :  $t-1$  年の品目のウェイト ( $t-1$  年 12 月から  $t$  年 12 月の指数算出に使用)

10 季節  
調整

基本分類指数の国内企業物価指数、参考指数の需要段階別・用途別指数、連鎖方式による国内企業物価指数、消費税を除く国内企業物価指数については、夏季電力料金調整後の指数を、参考値として作成している。

11 調査  
価格又  
は一次  
統計

○ 価格調査内容および調査時点

調査価格の設定に際しては、(a) 該当品目の需給を敏感に反映する代表的な価格であること、(b) 品質、取引条件を固定した上で、純粋な価格の変化のみを捉えること、の 2 点を特に重視。価格の調査時点は、原則として契約成立時。

国内企業物価指数は消費税を含むベースで、輸出・輸入物価指数は消費税を含まないベースで作成している。

○ 価格調査段階

国内企業物価指数では、商品の流通段階のうち、各商品の需給関係が最も集約的に反映される段階の価格を調査している。価格調査段階の選定基準は、次のとおり。

(a) 生産者の価格決定への影響力が強い、または、生産者から小売店ないし最終需要者への直売形態が一般的である場合は、生産者出荷段階の価格を採用。

(b) 卸売が自ら在庫を持ち、積極的に需給調整機能を果たしている場合は、卸売出荷段階の価格を採用。

(c) 生産者出荷段階、卸売出荷段階のどちらでも需給を反映する価格が調査可能な場合は、生産者出荷段階の価格を優先し、採用。

輸出物価指数では原則として F O B 建て、輸入物価指数では原則として C I F 建ての価格を調査。

○ 平均価格の採用

個別性が極めて強い商品（多品種少量生産の商品や、オーダーメイド型の商品）および、価格設定が多様化している商品（個別交渉による値引きが多様化している商品や、特売頻度や特売価格の変更により価格調整している商品）を対象に、品質一定の条件を損なわない範囲で「平均価格」を採用している。平均価格を採用するに当たっては、平均価格の必要性や得失、調査先からのヒアリング情報などを参考に、調査価格ごとに慎重に適否を判断している。

○ 仮価格の利用

契約期間が四半期や半期など複数月にわたり、かつ当該期間中の取引価格が契約期間に入った後（ないしは契約期間終了後）に決定される「価格後決め商品」については、ある程度の精度を持つ「仮価格（価格が正式に決定するまでの間、実際の取引に使用される暫定的決済価格）」が入手できる場合は、取引価格が決定するまでの間、これを利用して指数を作成し、定期的な遡及訂正時に決着価格ベースの指数に置き換えている。

○ 外部データの採用

農林水産物や非鉄金属などの一部品目では、精度が高く、継続的に利用可能な他機関統計や外部のデータベースを調査価格として採用している。

○ 調査価格の変更および品質調整方法

調査価格について、当該商品の代表性喪失、取引条件の変更、調査先の変更などが生じた場合、速やかに調査価格の変更を行う。この際、新旧調査価格における品質の変化に相当する価格差を除いた純粋な価格変動分のみを指数に反映し、新旧の調査価格指数を接続している。品質調整方法としては、直接比較法、コスト評価法、オーバーラップ法、ヘドニック法などを採用している。ヘドニック法は、商品の特性と価格の関係を計測した回帰式を用いて新旧商品の品質の変化率を求め、実際の表面価格変化との乖離分を値上げ（ないし値下げ）とみなす計量分析的な品質調整方法。

○ 外貨建て調査価格を円換算する際の為替相場の反映方法

輸出・輸入物価指数において、契約通貨が外貨建ての取引価格は、当該月における銀行の対顧客電信直物相場（調査時点の月中平均、仲値）により、調査価格ごとに円価格に換算の上、円ベース指数を作成している。調査対象商品の成約の有無に関わらず、当該月の為替相場の動きを一律に反映している。

12 指数 の公表	<p>速報値を翌月の第8営業日に公表。翌々月の公表日に確報値を公表。</p> <p>定期的な計数の遡及訂正は年2回（4、10月：3、9月速報公表時）実施（対象は原則として過去1年半分）。指数公表後に、総平均指数に影響が及ぶなどの大きな変動が生じた場合には、上記とは別に速やかに訂正を実施。</p>
13 接続 指数	<p>○ 2005年基準接続指数</p> <p>新基準指数ベースで過去に遡及した指数（接続指数）を作成。基本分類指数、参考指数の類別以上、ないしはそれに準ずる上位の指数系列について原則として1960年1月まで遡及して作成している。</p> <p style="text-align: center;">(リンク係数)</p> $2005\text{年基準接続指数} = 2000\text{年基準指数} \times \frac{2005\text{年基準の}2005\text{年平均指数}(=100)}{2000\text{年基準の}2005\text{年平均指数}}$ <p>○ 戦前基準指数</p> <p>基本分類指数および需要段階別・用途別指数について、1960年基準の分類（基本分類、用途別分類）に組み替え、1934～1936年=1として作成。原則として1900年10月以降作成している。</p> <p style="text-align: center;">(リンク係数)</p> $\text{戦前基準指数} = 2005\text{年基準指数} \times \frac{\text{戦前基準の}2005\text{年平均指数}}{2005\text{年基準の}2005\text{年平均指数}(=100)}$
14 平成 17年基 準への 移行時 期	2007年12月（2007年11月速報）。
15 次期 基準改 定年次	2012年夏頃。
16 利用 上の注 意点等	なし。



指数の 名称	企業向けサービス価格指数	作成機関	日本銀行調査統計局物価統計課 ☎ 03-3279-1111 (内 4073)
-----------	--------------	------	---

1 目的	<p>企業向けサービス価格指数は、企業間で取引されるサービスの価格に焦点を当てた物価指数である。その主な目的は、サービス価格の捕捉を通じて、サービスの需給動向を把握し、景気動向については金融政策を判断するための材料を提供することにある。また、名目金額で表示される生産額から価格要因を除去して数量（実質生産量）を算出するデフレーターとしての機能のほか、企業間での個々の商取引における値決めの参考指標としての機能も有している。</p>
2 沿革	<p>経済構造のサービス化に対応し、企業間で取引される企業向けサービスの価格変動を集約的に捕捉することを目的として、1991（平成3）年1月に、1985（昭和60）年基準指数の公表を開始した物価統計である。以来、5年ごとの基準改定の都度、採用品目の拡充や分類編成の見直しのほか、価格調査方法や品質調整方法の工夫により指数精度の維持・向上に取り組んでいる。</p>
3 指数 体系	<p>&lt;基本分類指数&gt;</p> <p>国内取引と輸入取引を対象とした指数。契約通貨が外貨建ての取引価格は円換算して集計している。</p> <p>参考系列として、「総平均（除く国際運輸）」や、外貨建て価格を円換算せずに集計した「契約通貨ベース」を作成・公表している。</p> <p>&lt;参考指数&gt;</p> <p>○ 基本分類構成項目</p> <p>基本分類指数を構成する品目の内訳を指数化したものとして、「リース料率」を作成している。小類別「リース」の各品目では従価制料率を調査し、対象となるリース物件に対応する価格指数をインフレーターとして乗じた「料率×インフレーター」を調査価格としている。このため、調査価格ごとに、インフレーター情報を含まないリース料率を指数化し、加重平均した指数を提供している。</p> <p>○ 輸出サービス価格指数</p> <p>基本分類指数に含まれない輸出取引を対象として、「輸出貨物運賃」を作成している。円ベース、契約通貨ベースの双方の指数を作成。</p> <p>○ 消費税を除く企業向けサービス価格指数</p> <p>基本分類指数について、消費税を除いたベースの指数を作成している。</p>

4 基準 時及び ウェイト時 の算定 年次	2005（平成17）年
5 対象 範囲	<p>企業向けサービス価格指数は、企業間で取引される企業向けサービス（国内取引＋輸入取引）を対象範囲としている。個人向けサービスは対象外としているが、主として個人向けであっても、企業が同様に需要するサービス（郵便、電話など）は、調査対象としている。なお、「企業」には、「民間企業」のほか「官公庁」を含む。</p> <p>ただし、企業間で取引される企業向けサービスであっても、継続的に信頼性のある価格を調査することが困難で、かつ企業向けサービス価格指数の採用品目の中に、属性の類似するサービスや価格動向を近似できる適当なサービスが見当たらないもの（金融仲介、卸小売など）については、指数の対象範囲から除外している。</p>
6 分類	<p>&lt;基本分類指数&gt;</p> <p>総平均、大類別、類別、小類別および品目の5段階で構成している。</p> <p>大類別は、総務省『産業連関表』の統合大分類を参考に、「金融・保険」、「不動産」、「運輸」、「通信・放送」、「広告」、「情報サービス」、「リース・レンタル」、および何れの大類別にも属さない品目を分類した「諸サービス」の7大類別を設定。類別は、同統合中分類や統合小分類を参考に、20類別を設定している。小類別は、同基本分類を参考に、49小類別を設定。品目は、137品目を設定している。</p> <p>参考系列である「契約通貨ベース」の指数は、契約通貨が外貨建ての取引価格を調査している品目（「定期船」、「不定期船」、「外航タンカー」、「外航貨物用船料」、「国際航空貨物輸送」）、およびその上位分類（小類別、類別、大類別）のみを設定している。</p> <p>&lt;参考指数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本分類構成項目 「リース料率」のみを設定。</li> <li>○ 輸出サービス価格指数 円ベースの「外航貨物輸送」および「国際航空貨物輸送」、契約通貨ベースの「外航貨物輸送」の3項目を設定している。</li> <li>○ 消費税を除く企業向けサービス価格指数 基本分類指数の分類と同様に設定している。ただし、基本分類指数の参考系列については、作成していない。</li> </ul>

7 採用 品目	<p>総務省『産業連関表』における基準年（2005年）の企業間取引額が、原則として、5,000億円以上のサービスを「小類別」として採用。次に、各小類別を構成する個別品目のうち、ウェイトデータが利用可能であり、かつ、品質一定の下で継続的な価格調査が可能なものを、採用品目として選定している。採用品目数は137品目。</p>
8 ウェイト 算定	<p>基準年（2005年）における総務省『産業連関表』のサービスの企業間取引額（中間需要部門+国内総固定資本形成+家計外消費支出）を使用。</p>
9 算式	<p>企業向けサービス価格指数の計算に用いる算式は、各時点ごとに各種商品の価格をまず指数化し、その価格指数を基準時に固定した金額ウェイトにより加重算術平均する「固定基準ラスパイレス指数算式」を採用している。</p> <p>固定基準ラスパイレス指数算式：<math display="block">P_{0,t}^L = \frac{\sum p_{t,i} q_{0,i}}{\sum p_{0,i} q_{0,i}} = \sum \frac{p_{t,i}}{p_{0,i}} w_{0,i}</math></p> <p><math>P_{0,t}^L</math>：基準時点を0とした比較時点 <math>t</math> における固定基準ラスパイレス指数  <math>p_{t,i}</math>：比較時点 <math>t</math> における商品 <math>i</math> の価格  <math>p_{0,i}</math>：基準時点0における商品 <math>i</math> の価格  <math>w_{0,i}</math>：基準時点0における全取引額に対する商品 <math>i</math> の取引額シェア（ウェイト）  <math>q_{0,i}</math>：基準時点0における商品 <math>i</math> の数量</p> <p>&lt;品目指数の算出&gt;</p> <p>調査価格ごとに、当月の報告価格（「比較時価格」）をそれぞれの「基準時価格」（基準年平均=100.0に相当する価格）で除して個別の調査価格指数を算出する。この調査価格指数に各々の調査価格ウェイトを乗じ（調査価格の加重指数）、当該品目に属する全調査価格の加重指数の合計（品目加重指数）を当該品目のウェイトで除することにより、品目指数を算出している。</p> <p>&lt;上位段階の指数の算出&gt;</p> <p>総平均、大類別、小類別といった上位段階についても、品目指数と同様の集計方法により、当該分類に属する全調査価格の加重指数の合計を当該分類のウェイトで除することにより、指数を算出している。</p>
10 季節 調整	<p>なし。</p>

11 調査 価格又は一次 統計	<p>○ 価格調査内容および調査時点</p> <p>調査価格の設定に際しては、(a)該当品目の需給を敏感に反映する代表的なサービスであること、(b)サービスの品質、取引条件などを十分に固定できること、の2点を特に重視。価格の調査時点は、原則としてサービス提供時。消費税を含むベースで作成している。</p> <p>○ 価格調査方法</p> <p>原則として、サービスの内容、取引相手先、取引条件などを固定した「実際の取引価格」を、継続的に調査している。ただし、価格設定が多様化しているサービスや、サービス内容の個別性が強いサービス(オーダーメイド・サービス)については、取引実態に応じて、「平均価格」「モデル価格」「労働時間当たり単価(人月単価)」を調査している。また、従価制料金が適用される(金融やリースなど取引金額に対する料率で価格を設定する)サービスについては、「料率×インフレター」を採用している。</p> <p>○ 外部データの採用</p> <p>海上貨物輸送や土木建築サービスなどの一部品目では、精度が高く、継続的に利用可能な他機関統計や外部のデータベースを調査価格として採用している。</p> <p>○ 調査価格の変更および品質調整方法</p> <p>企業物価指数の項目を参照。</p> <p>○ 外貨建て調査価格を円換算する際の為替相場の反映方法</p> <p>企業物価指数の項目を参照。</p>
12 指数 の公表	<p>速報値を翌月の第18営業日に公表(ただし、月間の営業日数が短い場合などには公表日を若干繰り上げる)。翌々月の公表日に確報値を公表。</p> <p>定期的な計数の遡及訂正は年2回(3、9月:2、8月速報公表時)実施(対象は原則として過去1年半分)。指数公表後に、総平均指数に影響が及ぶなどの大きな変動が生じた場合には、上記とは別に速やかに訂正を実施。</p>
13 接続 指数	<p>○ 2005年基準接続指数</p> <p>新基準指数ベースで過去に遡及した指数(接続指数)を作成。基本分類指数を対象に、2005年基準の系列と同一のサービス対象範囲に該当する全系列について、1985年1月まで遡及して作成している。</p>

	<p>(リンク係数)</p> $2005\text{年基準接続指数} = 2000\text{年基準指数} \times \frac{2005\text{年基準の}2005\text{年平均指数}(=100)}{2000\text{年基準の}2005\text{年平均指数}}$
14 平成 17年基 準への 移行時 期	2009年10月(2009年9月速報)。
15 次期 基準改 定年次	2014年春頃。
16 利用 上の注 意点等	<p>複数月に亘る契約期間の終了後に価格が確定する場合など、統計公表までに入手できない「欠測価格」については、価格が確定するまでの間、(1)仮価格(価格が正式に決定するまでの間、実際の取引に使用される暫定的な決済価格)、(2)見込み価格(見積もり内容、または、一部の価格情報に基づく見込み価格)、(3)直前の確定価格、を利用して補完している。</p> <p>定期遡及訂正時には、こうした「欠測価格」を確定価格に置き換えるため、大幅な指数の訂正が生じる場合がある(特に、「携帯電話・PHS」「受託開発ソフトウェア」「公認会計士サービス」「建築設計」の4品目)。</p>

指数の 名称	製造業部門別投入・産出物価指数	作成機関	日本銀行調査統計局物価統計課 ☎ 03-3279-1111 (内 4073)
-----------	-----------------	------	---

1 目的	<p>製造業部門別投入・産出物価指数は、製造業の生産活動に焦点をあて、生産のために投入される財・サービスの価格を投入物価指数、生産される財の価格を産出物価指数として別々に集約した物価指数である。主に、製造業各部門における投入コストの変動と産出製品の価格変動との比較分析や、物価変動の製造業各部門への波及過程の分析に利用されている。</p>
2 沿革	<p>製造業部門別投入・産出物価指数の発足は、1961年に、わが国において初めて全産業にわたる統一的な『産業連関表』が作成されたのを契機としており、その歴史は1960年基準卸売物価指数の付属指数として作成・公表を開始した「部門別指数」に遡る。</p> <p>当初は、繊維品、鉄鋼、化学品、機械、一般機械、電気機械の6部門に限定された個別指数の域に止まっていたが、1967年基準には内訳を大幅に拡充し、製造業部門（新設）と21の部門内訳からなる「製造業部門別物価指数」として正式に発足（卸売物価指数から独立）した。</p> <p>その後、1975年基準においては、「投入・産出両面の価格動向をペアで把握する」という、本指数の性格をより明確に示す目的で、指数の名称を現在の「製造業部門別投入・産出物価指数」に変更した。また、1980年基準からは、公表を月次化（従来は四半期）した。</p> <p>1995年基準では、本指数を卸売物価指数（現：企業物価指数）の品目指数を組替えた加工統計に変更するとともに、自部門内取引を控除したネット・ウエイトベース指数などの作成・公表を中止するなど、指数の作成方法などを抜本的に改変した。</p> <p>2000年基準においては、①投入物価指数の国内品・輸入品、産出物価指数の国内品（いずれも消費税を含むベース）と、産出物価指数の輸出品（消費税を含まないベース）との間で異なっていた消費税の扱いを、すべての系列で「消費税を含まないベース」に統一したほか、②公表日を、調査月の翌々月から、調査月の翌月に速報／翌々月に確報を公表するなど公表早期化を図り、統計ユーザーの利便性向上に配慮している。</p>

<p>3 指数 体系</p> <p>4 基準 時及び ウェイト時 の算定 年次</p> <p>5 対象 範囲</p>	<p>2005年基準では、①投入物価指数に新たにサービスを取り込み、投入物価指数のカバレッジならびに指数精度を大幅に向上させた。そのほか、ユーザーの利便性向上を図るために、②情報技術の進展と関連する電気機械産業の拡大に対応して、大部門「電気機械」を、「電気機械」「情報・通信機器」「電子部品」の3つの大部門に分割したほか、③接続指数の作成期間を、従来よりも大幅に延長し、30年以上の長期時系列データの利用を可能としている。さらに、④製造業や各業種の短期的な収益環境を必ずしも正しく反映しておらず、ユーザーに誤解を与えるおそれもあることから、これまで公表してきた「交易条件指数」を廃止した。</p> <p>製造業部門別投入・産出物価指数は、①投入物価指数、②産出物価指数、の2系列の指数から構成される。</p> <p>○ 投入物価指数 製造業の各部門が経常的な生産活動の過程で消費する原材料、燃料・動力、サービス（国内財、輸入財およびサービス、投入屑・副産物を含む）の価格を集計したもの。</p> <p>○ 産出物価指数 製造業の各部門における産出物（国内財および輸出財、最終製品のほか中間製品や発生屑・副産物を含む）の価格を集計したもの。</p> <p>2005（平成17）年</p> <p>製造業の生産活動において投入される「財・サービス」および産出される「財」を対象としている。</p>
--	---

6 分類	<p>投入・産出とも『産業連関表』の分類に基づいて、「製造業総合部門」1、「大部門」16（飲食料品、繊維製品、パルプ・紙・同製品、化学製品、石油・石炭製品、窯業・土石製品、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報・通信機器、電子部品、輸送機械、精密機械、その他の製造工業製品）の2段階の部門分類を設定。また、「製造業総合部門」については、投入物価指数に、国内財、輸入財、サービス別の分類、産出物価指数に、国内財、輸出財別の分類も設定している。</p> <p>—— このほか、それぞれの部門について、「内訳大分類」「内訳中分類」「内訳小分類」の3段階の内訳分類を設定している。「内訳小分類」が『産業連関表』の基本分類に対応する最小の分類単位である。「製造業総合部門」における「内訳小分類」数は、投入物価指数で370、産出物価指数で335である。</p>
7 採用品目	<p>企業物価指数ならびに企業向けサービス価格指数の品目指数を転用して作成。採用品目数は、投入物価指数で1,317品目、産出物価指数で1,283品目。2000年基準指数より、いずれの指数も消費税含まないベースに統一して作成している。</p>
8 ウェイト算定	<p>○ 投入物価指数</p> <p>基準年（2005年）における総務省『産業連関表』の購入者価格ベースの中間投入額をウェイトとして使用。</p> <p>○ 産出物価指数</p> <p>基準年（2005年）における総務省『産業連関表』の生産者価格ベースの国内生産額をウェイトとして使用。</p> <p>—— ただし、両指数とも、内訳小分類を構成する品目のウェイトには企業物価指数（2005年基準）および企業向けサービス価格指数（2005年基準）の品目ウェイトを使用。</p>
9 算式	<p>製造業部門別投入・産出物価指数の計算に用いる算式は、各時点ごとに各種商品の価格をまず指数化し、その価格指数を基準時に固定した金額ウェイトにより加重算術平均する「固定基準ラスパイレス指数算式」を採用している。なお、企業物価指数および企業向けサービス価格指数の品目指数を価格データ（採用品目）として転用している。</p> $\text{固定基準ラスパイレス指数算式} : P_{0,t}^L = \frac{\sum P_{t,i} q_{0,i}}{\sum P_{0,i} q_{0,i}} = \sum \frac{P_{t,i}}{P_{0,i}} w_{0,i}$ <p><math>P_{0,t}^L</math> : 基準時点を0とした比較時点 <math>t</math> における固定基準ラスパイレス指数  <math>P_{t,i}</math> : 比較時点 <math>t</math> における商品 <math>i</math> の価格  <math>P_{0,i}</math> : 基準時点0における商品 <math>i</math> の価格  <math>w_{0,i}</math> : 基準時点0における全取引額に対する商品 <math>i</math> の取引額シェア（ウェイト）  <math>q_{0,i}</math> : 基準時点0における商品 <math>i</math> の数量</p>



	<p>&lt;内訳小分類指数の算出&gt;</p> <p>企業物価指数および企業向けサービス価格指数から転用した品目指数と品目ウェイトを乗じ、品目ごとの加重指数を算出する。各内訳小分類に属する全品目の加重指数の合計を品目ウェイトの合計で除することにより、内訳小分類指数を算出している。</p> <p>&lt;上位段階の指数の算出&gt;</p> <p>内訳小分類指数と内訳小分類ウェイトを乗じ、内訳小分類ごとの加重指数を算出する。製造業総合部門、内訳大分類といった上位段階は、当該分類に属する全内訳小分類の加重指数の合計を当該分類のウェイトで除することにより、指数を算出している。</p>
10 季節調整	なし。
11 調査価格又は一次統計	<p>企業物価指数および企業向けサービス価格指数の品目指数を転用して作成。具体的には、投入物価指数のうち国内財および輸入財については、消費税を除く国内企業物価指数および輸入物価指数（円ベース）の品目指数を、サービスについては、消費税を除く企業向けサービス価格指数の品目指数を適宜組み替えることにより、価格データ（採用品目）を作成している。産出物価指数（国内財および輸出財）については、消費税を除く国内企業物価指数および輸出物価指数（円ベース）の品目指数を適宜組み替えることにより、価格データ（採用品目）を作成している。</p> <p>2005年基準における採用品目数は、投入物価指数で1,317、産出物価指数で1,283である。</p>
12 指数の公表	<p>速報は「原則として翌月の第20営業日（ただし、月間の営業日数が短い場合などには公表日を繰り上げる）」に公表。確報は「翌月分の速報公表日」に公表。</p> <p>価格データである企業物価指数、企業向けサービス価格指数における計数の訂正に合わせて、定期的な計数の遡及訂正を年4回（3、4、9、10月：2、3、8、9月速報公表時）実施（対象は原則として過去1年半分）。</p>
13 接続指数	<p>○ 2005年基準接続指数</p> <p>新基準指数ベースで過去に遡及した指数（接続指数）を作成。「製造業総合部門」については1975年1月まで、「大部門」については1980年1月まで遡及して作成している。</p>

	<p style="text-align: center;">(リンク係数)</p> $\text{2005年基準接続指数} = \text{2000年基準指数} \times \frac{\text{2005年基準の2005年平均指数}(=100)}{\text{2000年基準の2005年平均指数}}$
14 平成 17年 基準へ の移行 時期	2010年9月(2010年8月速報)。
15 次期 基準改 定年次	2015～6年(『2011年産業連関表』公表後1年程度を予定)。
16 利用 上の注 意点等	<p>価格データ(採用品目)としている国内企業物価指数の価格調査先には、生産者だけでなく、卸売業者も含まれている。また、輸出物価指数については、本邦から積み出される段階の価格、輸入物価指数については、本邦へ入着する段階の価格を調査している。したがって、投入物価指数(産出物価指数)と言っても、厳密な意味で「生産者の購入価格」「生産者の販売価格」のみを集計したものでない点には注意が必要である。</p>